

350

204

X  
複写

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50<sup>6m</sup> 1 2 3 4 5

始





32.12.18



大藏大臣男爵高橋是清閣下題辭  
札幌支廳長法學士栗林豐作君序  
北方之富源著者渡部義顯著

富別  
村志

完



北海道區町村志發行社藏版



男壽之精是也



拓殖先祀

大正五年五月廿九日

男壽之精書



## 當別村志

序

當別の地東に一望石狩原野の壤土を控へ北には無限の寶庫あり其狀恰も三弦の撥の形の如し所謂地下に鑛物、山澤に蘆蒼たる良材を藏するもの是なり加之大麻の産は其名全道に冠絶す然るに拓殖の年拓を経るに伴ひ四至の樹林伐採せられ風害屢到りて麻莖を損傷すると共に土壤漸く瘠薄となり年年其産額を減少し昔日の特産物は今や其影を失はむとするに至れり去れど近時水稻及び燕麥、亞麻等の耕作盛に行はれ之が輸送機關として石狩川右岸鐵道の敷設策唱道せられ爲めに早晚鐵道の利便を得べく是等の現實を見るに至らば農耕地としての



地位を一新し四圍の情況に應じ工業地として捲土重來石狩原野の要樞を爲さむこと疑を容れざるなり頃日北方之富源著者渡部義顯君當別村志を著し來りて序を予に求む劈頭先ち當別の地理歴史を誌し古來の變遷を録して以て産業に及び遺す所莫し歴史は將來の根據なり念頭當別の發展を期する者過去を知らざれば抑も何に據りてか事を企て得むや當別村志一篇は洵に好く這個の消息に鑑み情理を悉し有志の伴侶として缺く可らざる良著たるを知る是れ予が一言以て其卷頭に序し普く讀書界に推舉する所以也

大正二年十二月二十一日

當別村志 法學士 栗林豊作識

### 當別村志

自序

石狩郡當別村の地たる廣袤二十七万里餘曠野數里に連り山は即ち森林鬱蒼野は則ち沃土穰穰穀菽能く稔り地下亦有用なる石油及び其他の礦物を藏し氣候稍寒冷なりと雖人身に適し衛生に可なり今や村内の人口一萬二千餘に上り民有地三萬餘町歩に達し年年の産額一百十萬圓を下らず誠には天與の良土國家の寶庫と謂ふ可し

顧ふに徳川幕府の末期に當り本道移民を各藩に募り荒蕪を開き警備を企劃し尋て明治維新に至り開拓使を設置するに迫むて道路を開鑿し橋梁を架設する等各般の事業經營に資せむと



して移民を東西に募り先ち札幌市街の施設に努められ降て明治五年に至り前奥州岩出山城主伊達邦直の臣隸九十一戸三百六十人本村に移住せしめ次て十二年に至り五十六戸を加へて百四十九戸六百六十人を移し爾來拓地植民の業漸く緒に就き道路の開鑿、橋梁の架設、排水溝の施設、渡船場の創設等運輸交通の便次第に開け産業の奨励、山林の保護、植林の經營等遠大の事業に至る迄當局者銳意是が勸奨に努めらる是に於て乎民間の有志者又大に曉る所あり平安農場の設置後幾もなく京佐賀農場の大地積貸下となり亞て富家農場の前身たる川崎農場の設立となり野村農場の設置となり岡田農場の設立を見、西田農場其他二三の農場設立等其拓殖の急に應ずるもの

頻繁踵を接せり果せる哉北海道製麻株式會社の製線所を本村字西小川通に設けられ又同社琴似製線所の附屬倉庫として字當別太に亞麻收容倉庫を設置し本村を中真として事業經營の結果頗みに労働者の來住を促し移民年毎に加はり山野年を遂ふて拓け産業日に月に進み昔時猛狼罷熊の横行に委せし山林原野も今は牛鳴馬嘶鶏犬相交り勤勉力行の志想に富める實業家の永住するあり何れの部落も將に個人の有に歸し殆ど開發すべき餘地なき状態と成れり由來村内の生産業は農業に牧畜に養蠶業に何れも長足の進歩を致せり殊に農作物中地味氣候より言へば其大部分は水田に適するものと謂ふべく而して農産額一百餘萬圓に上り其内最有望なる水田未五百三十餘町歩



に達せずと雖假に今後開發さる可きもの五千餘町歩と豫測するも其將來に於ける産額實に九十餘萬圓の増加を算すること現時の狀勢に徴し疑ふ可らず此推斷にして謬り爲しとせば村内に於ける一般地主は將來此趨向に對し果して如何の覺悟と如何なる態度とを以て是れに處す可き乎之實に刻下農業者の講究熟慮を要すべき重要問題なりとす余をして卑見を述べしむれば村内地主は附近部落と相呼應して合理的方法に由り灌漑溝を施設し若くは在來の水利を應用し又は當別川、石狩川等の水利を蒸氣力に頼りて以て水田の開發に努力すると同時に工業の勃興に力め一面副業として養蠶經營の一策あるのみ予が菲才淺識固より村人を裨益するの力なきも自治有終の美

と産業旺盛の結果期せずして來らむ此に當別村志編纂成るに及ひて農業家の發奮を促すべく卷頭に自序す

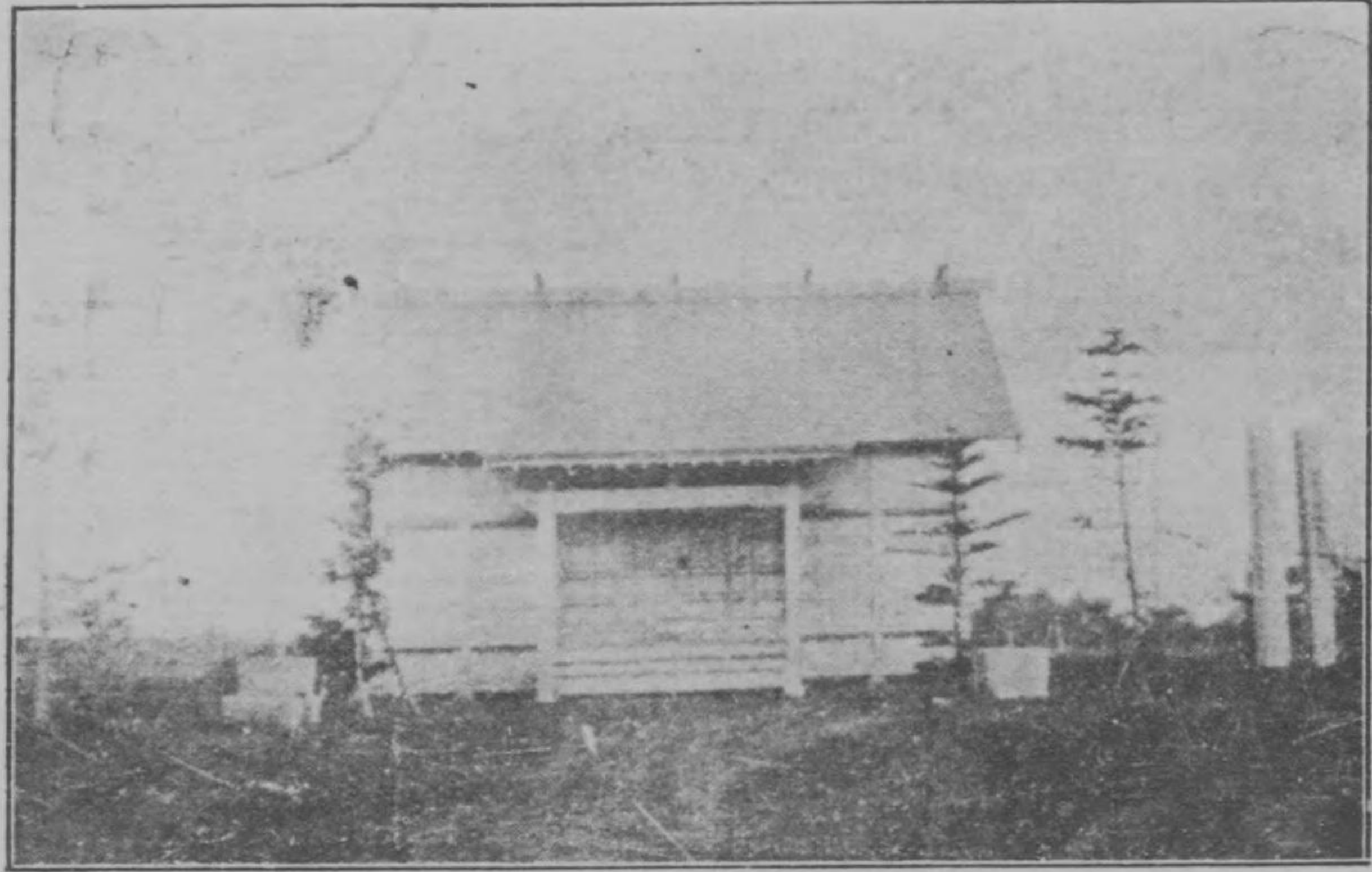
大正二年十一月二十三日

發寒神社に於て新嘗祭典執行

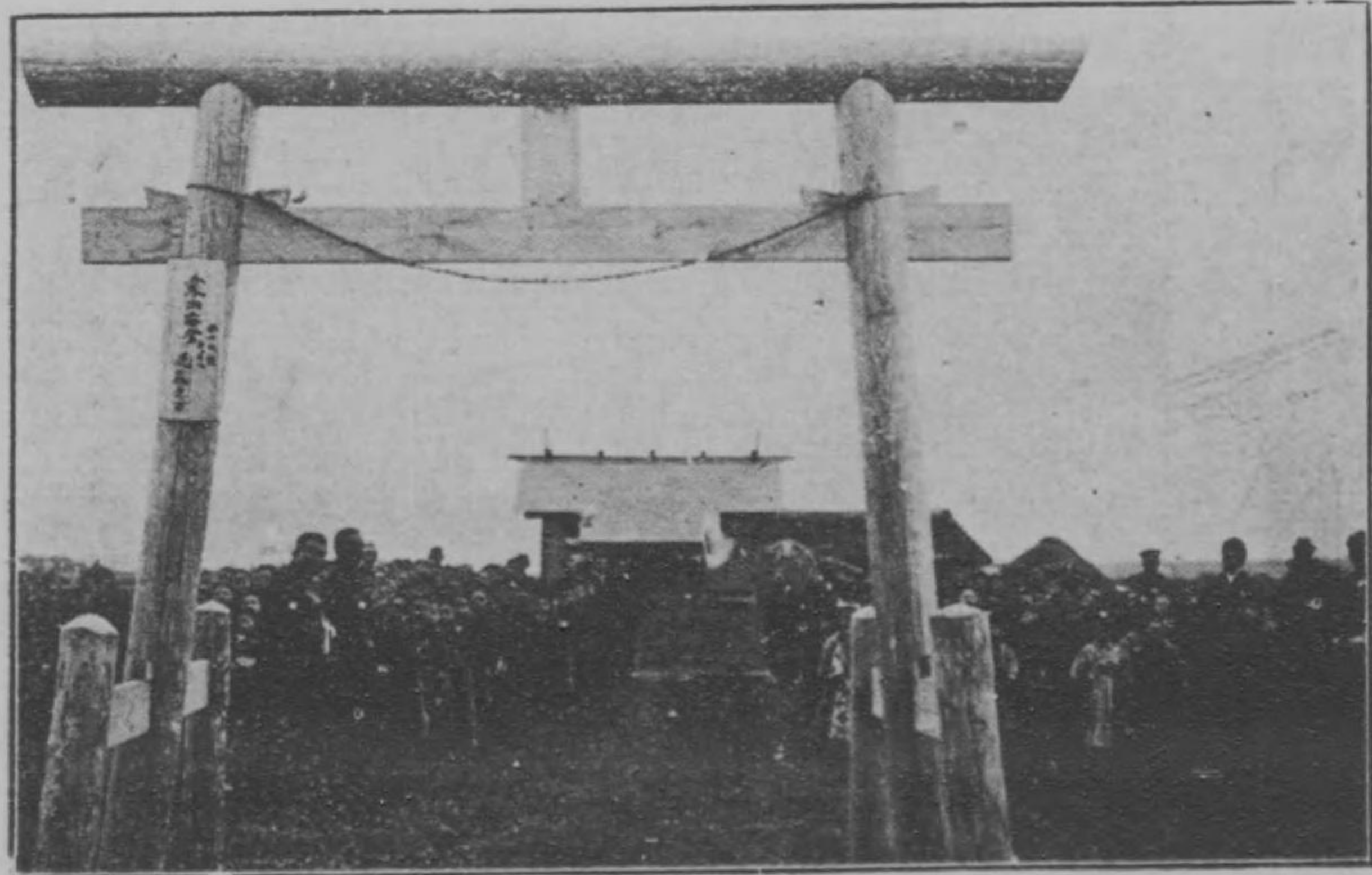
の席に列せし日

著者 渡部義顯 謹識





(大當字別村) 阿蘇神社



(大當字別) 西當別神社

阿蘇

大正二十一年十一月二十二日

阿蘇神社

阿蘇神社

阿蘇神社

阿蘇神社





伊達基理君肖像



伊達邦直君肖像



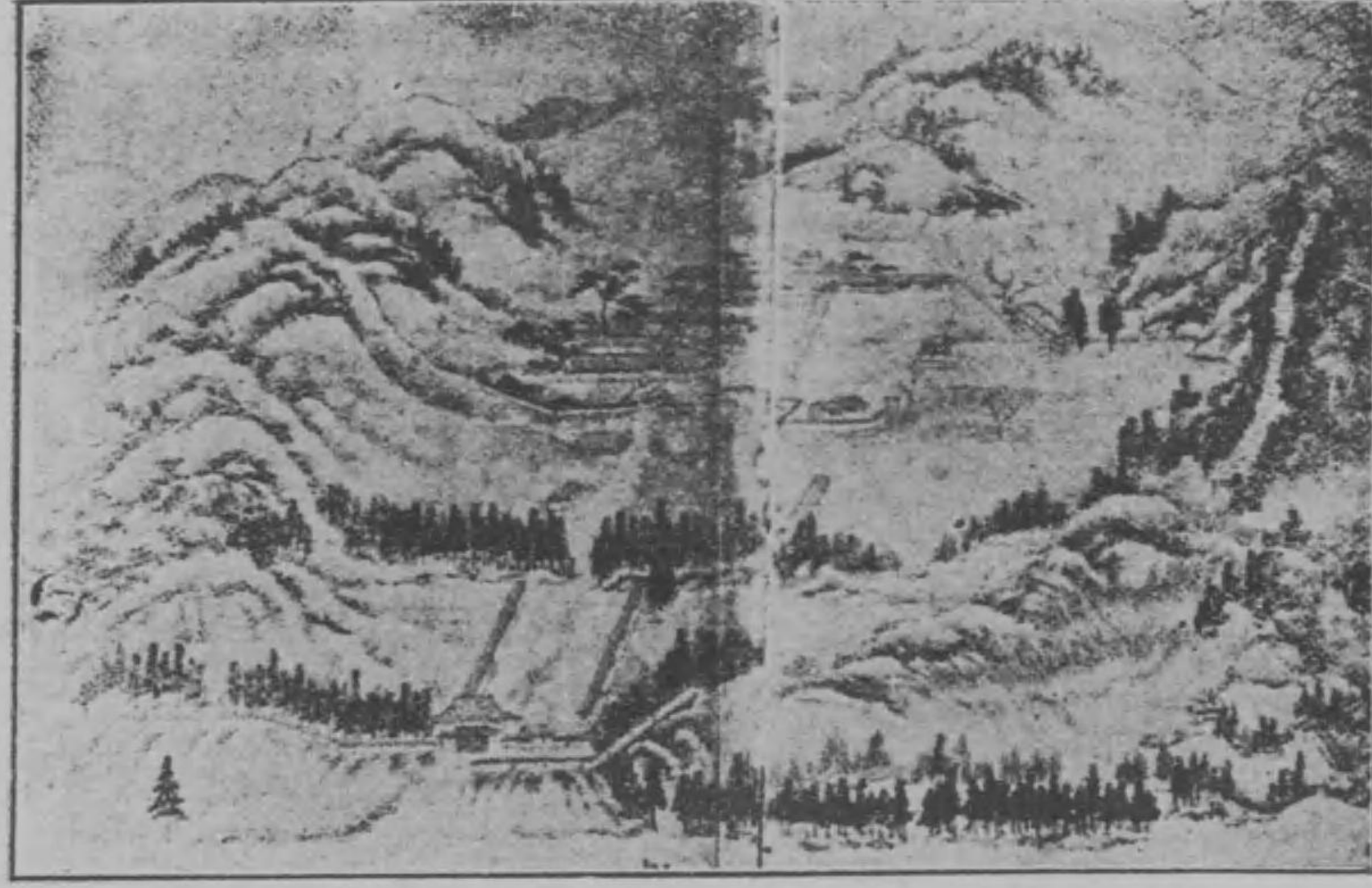


小野實順氏  
(伊達家支配地探見者)



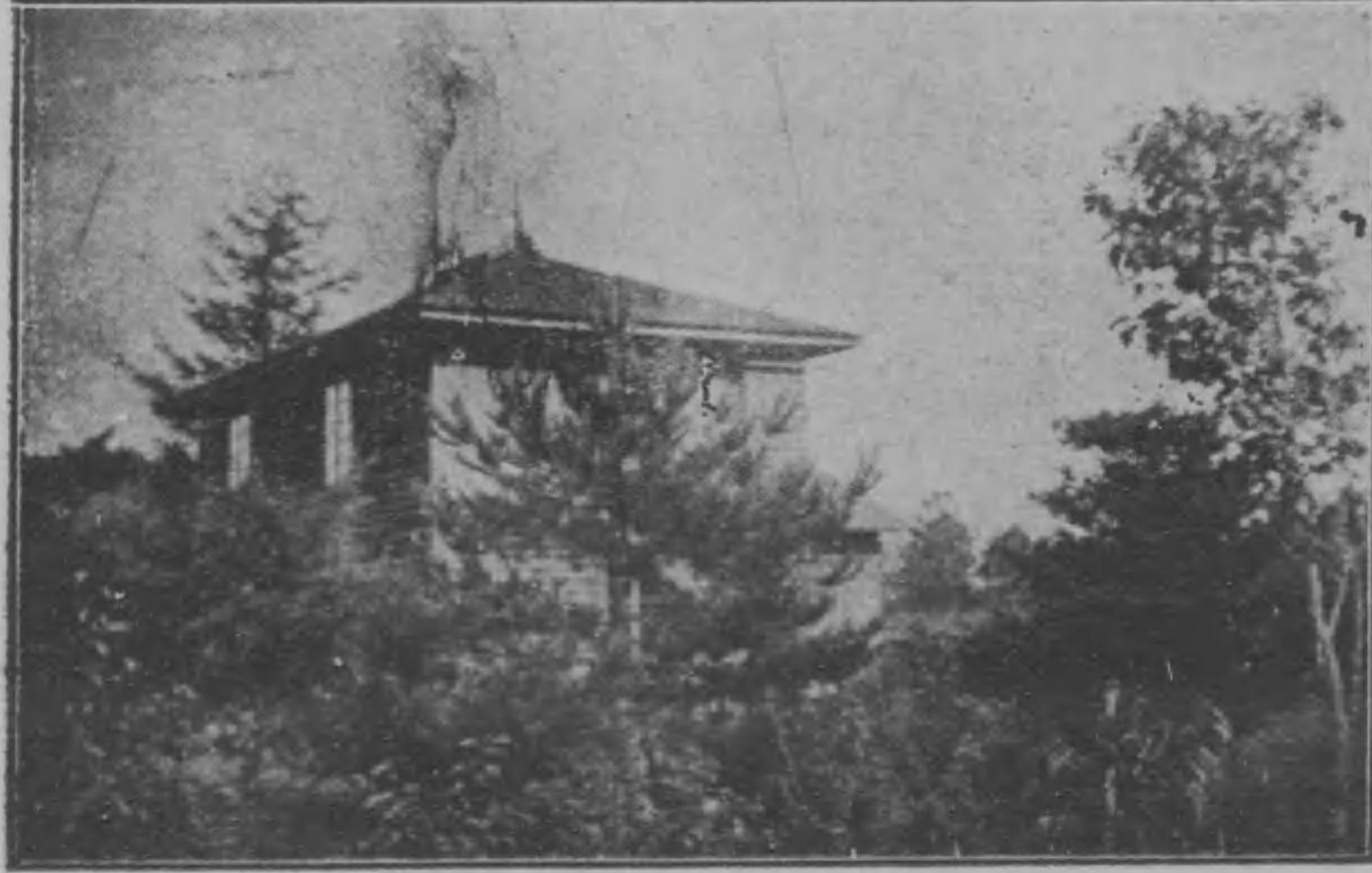
男爵伊達正人君肖像



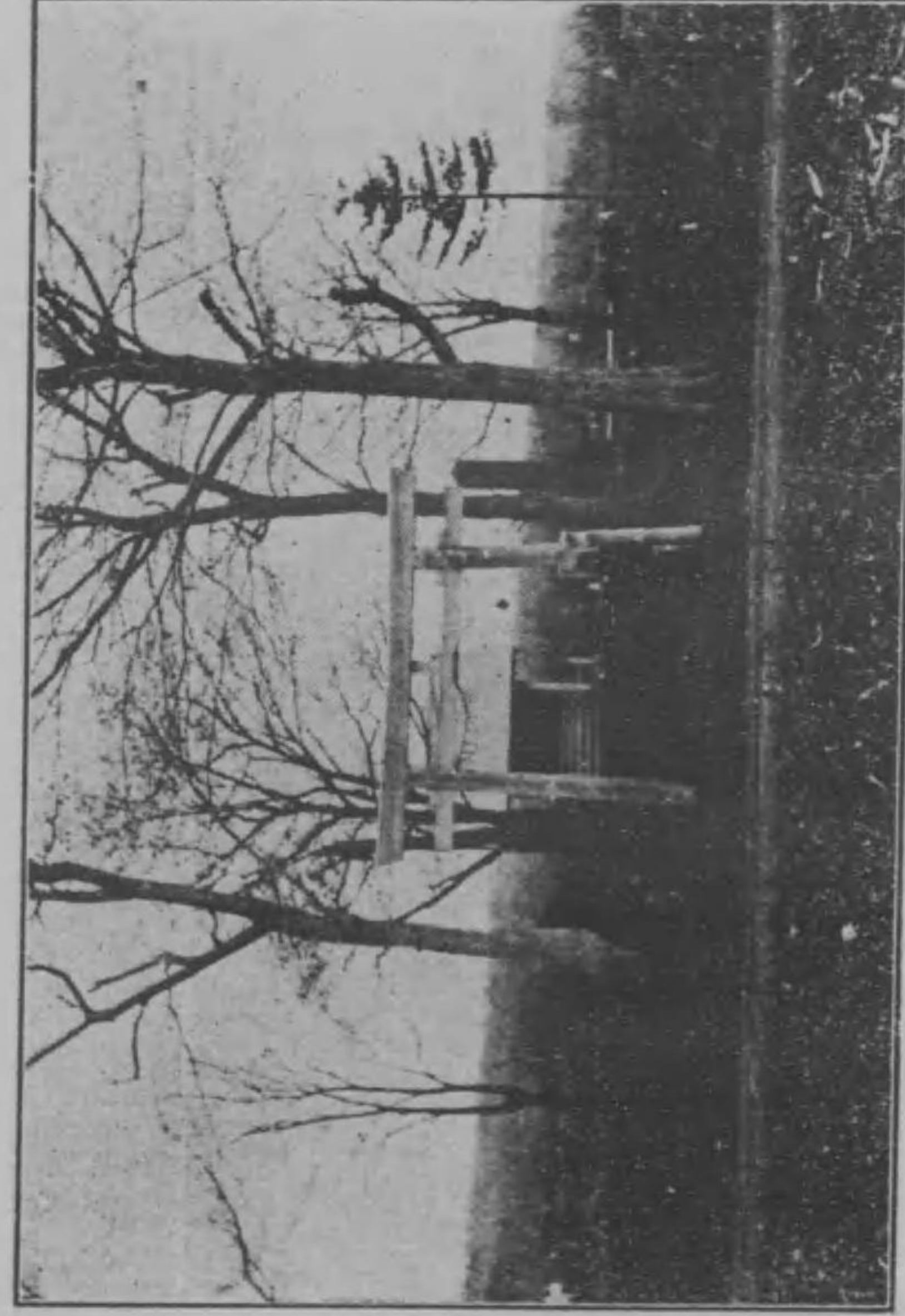


(町山出岩) 趾城山出岩

城舊ノ山出岩ト宅邸男達伊ノ別當

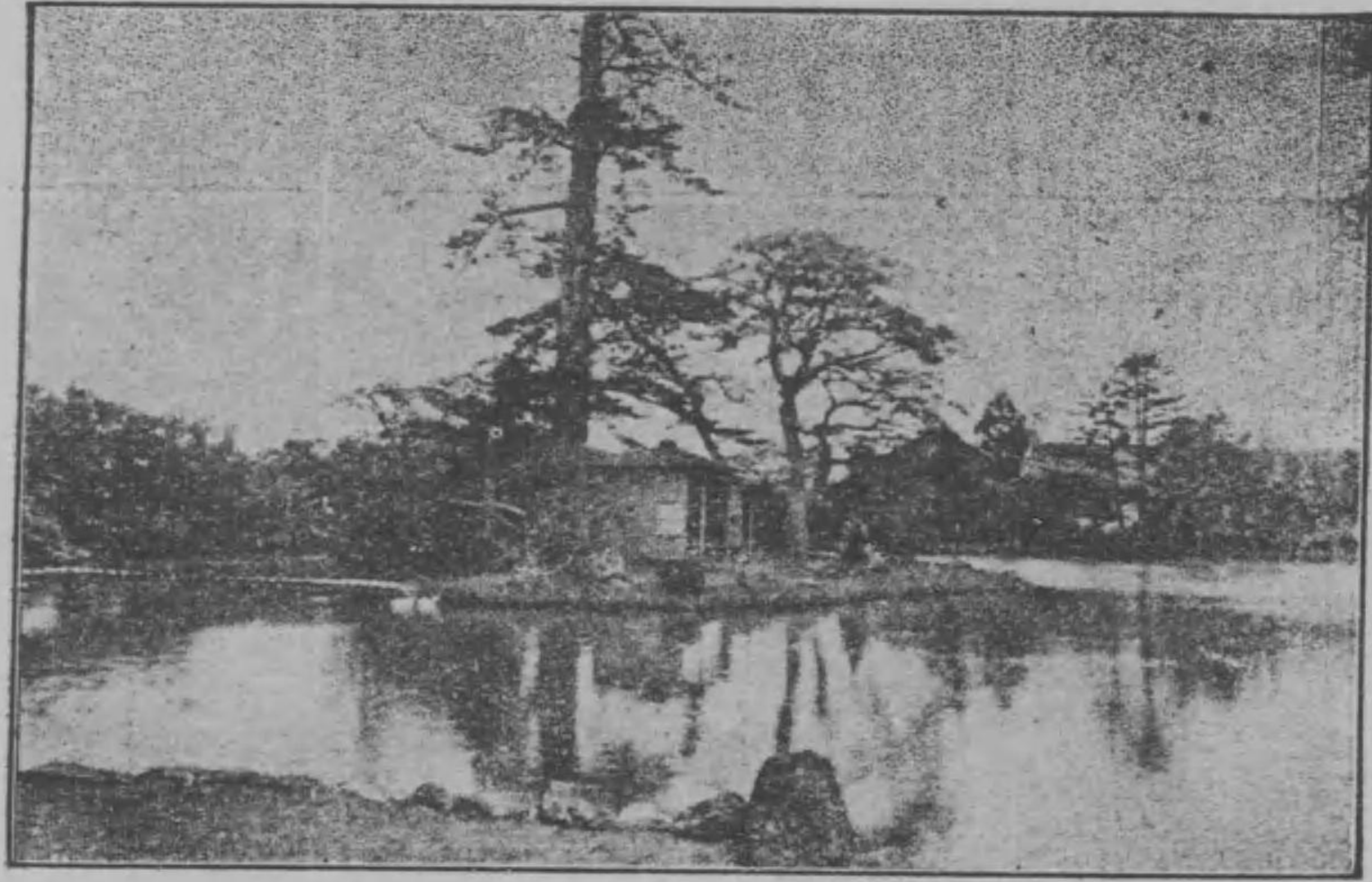


(村別當) 宅邸男達伊ノ今

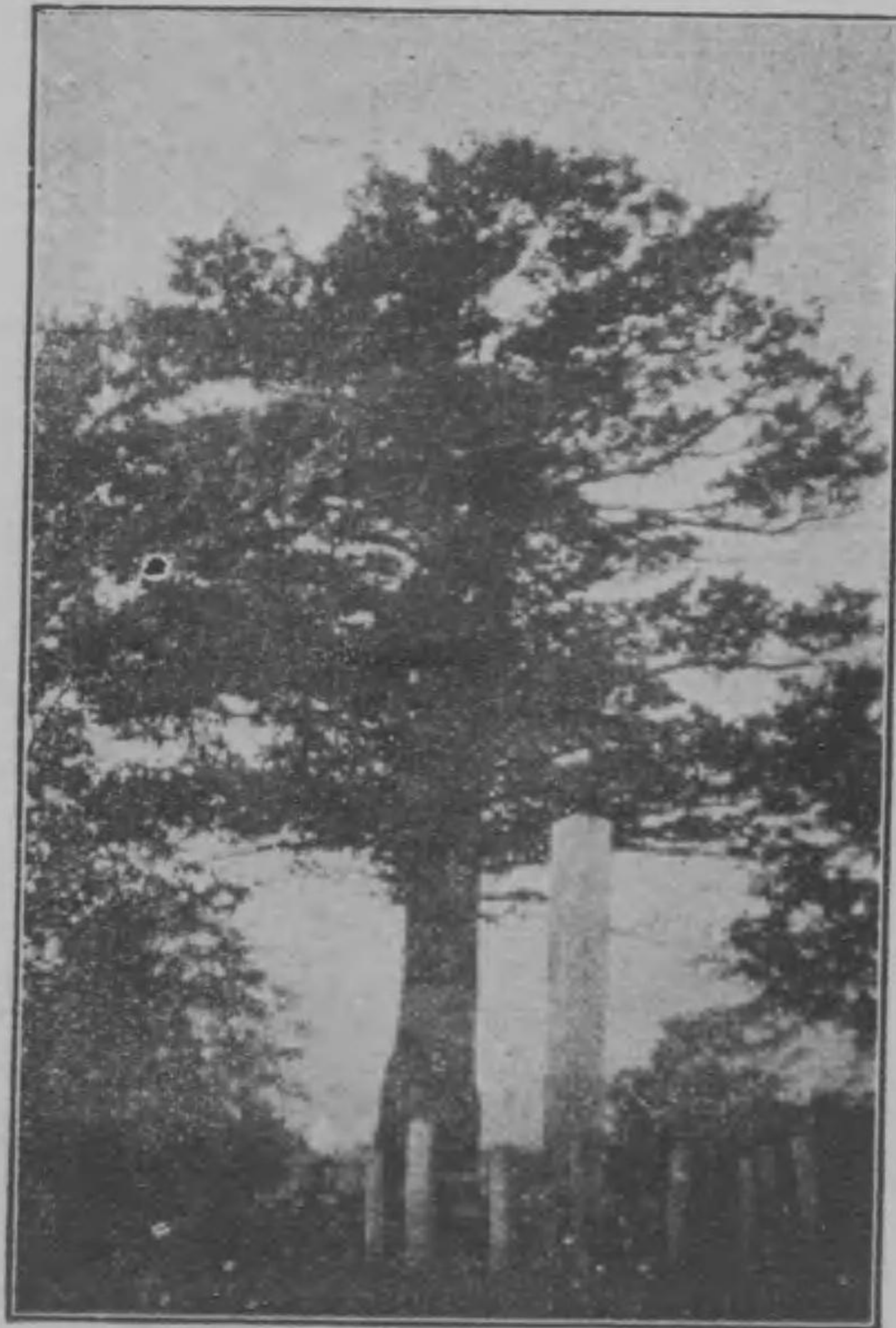


(者創開別華辨字) 碑氏郎三善藤柴





(町山出岩) 景全ノ館備有



當別ノ開拓記念樹 (當別村)

當別ノ開拓記念樹ト岩出山ノ有備館



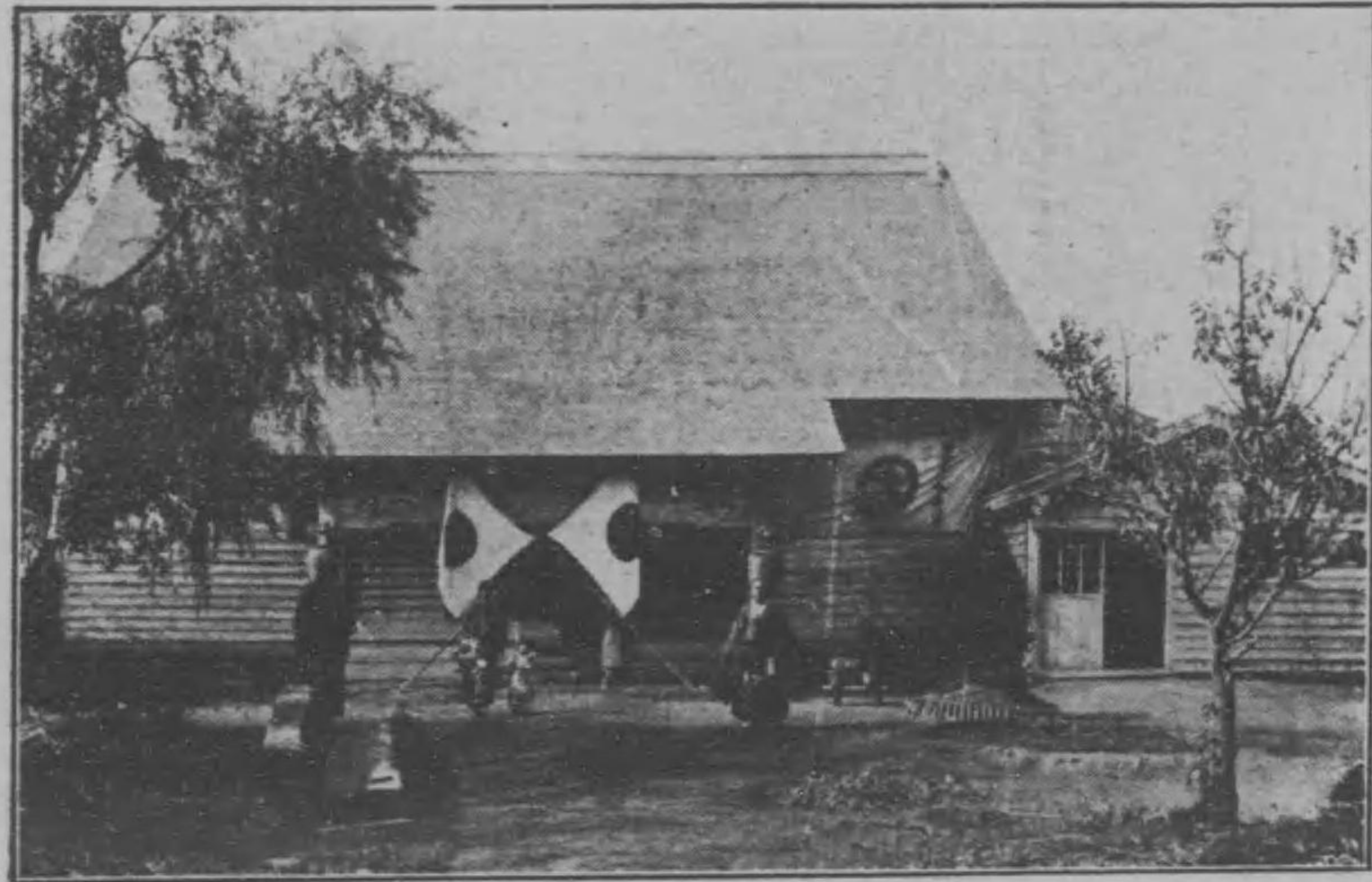
(町山出岩) 色景ノ街市山出岩

街市ノ山出岩ト街市別當

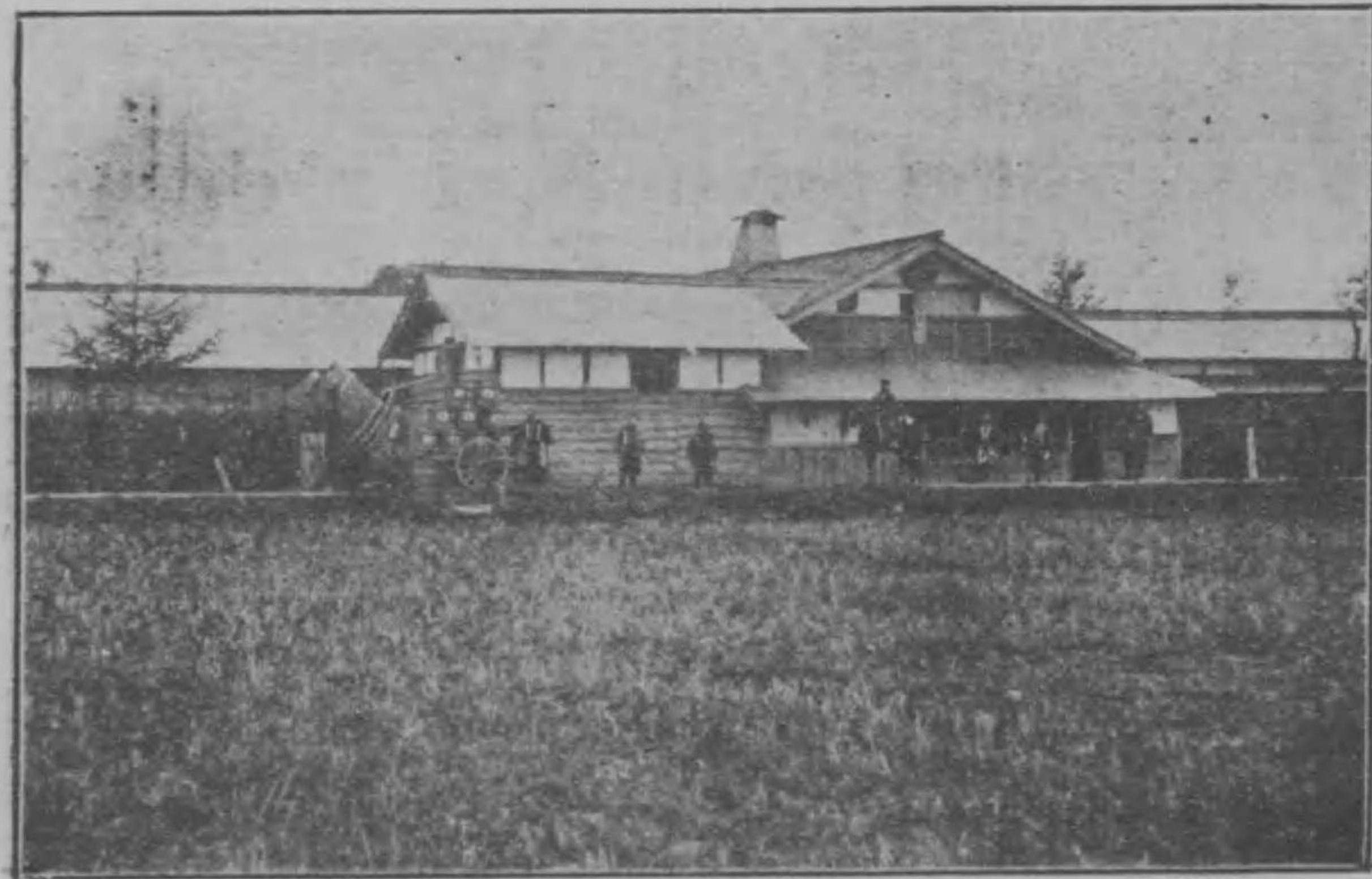


(部央中字) 色景ノ街市村別當

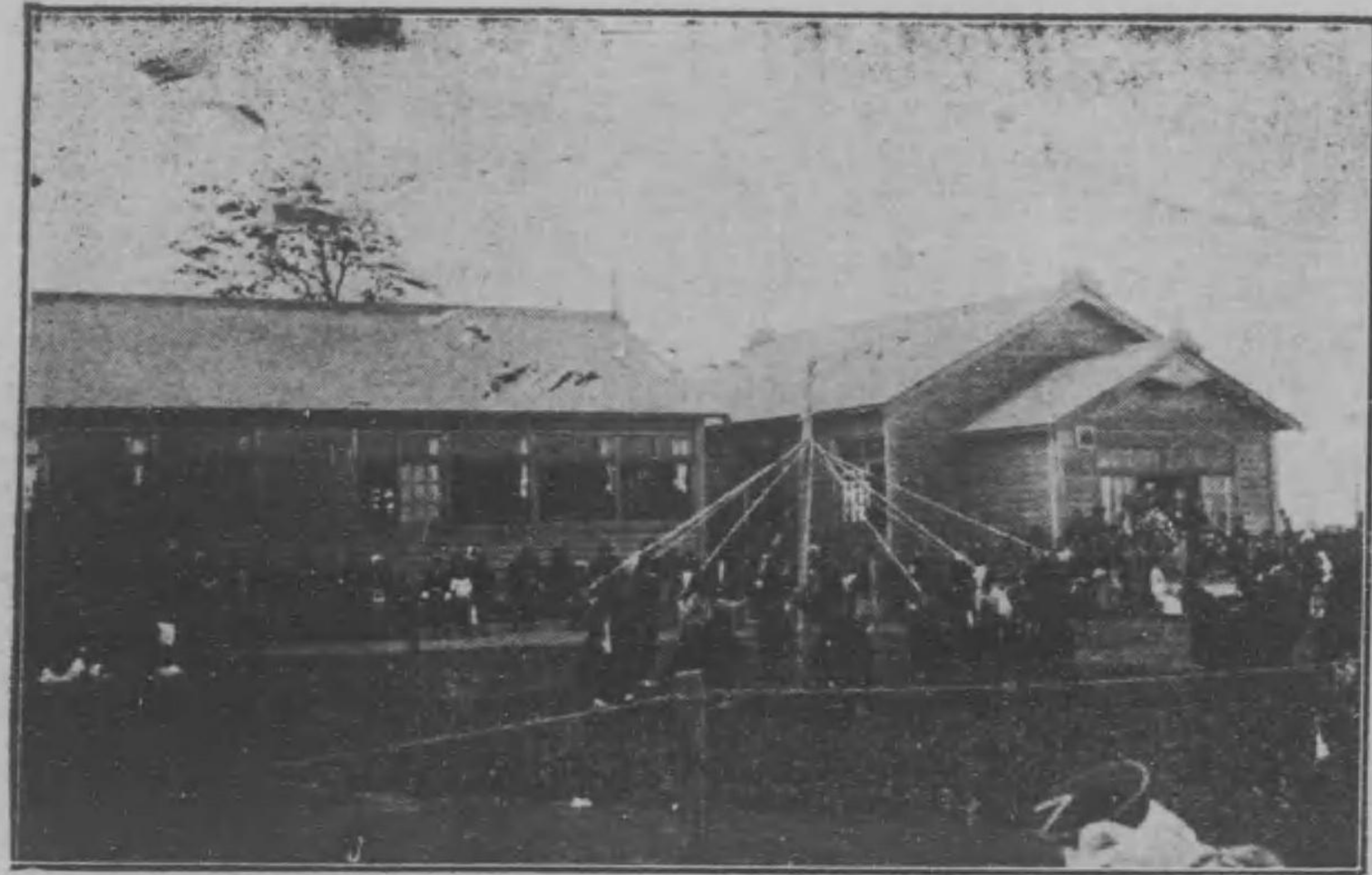




(江登美字) 寺 教 專



(通川小西) 場 造 酒 藤 佐



(太 別 當) 校 學 小 常 尋 二 第



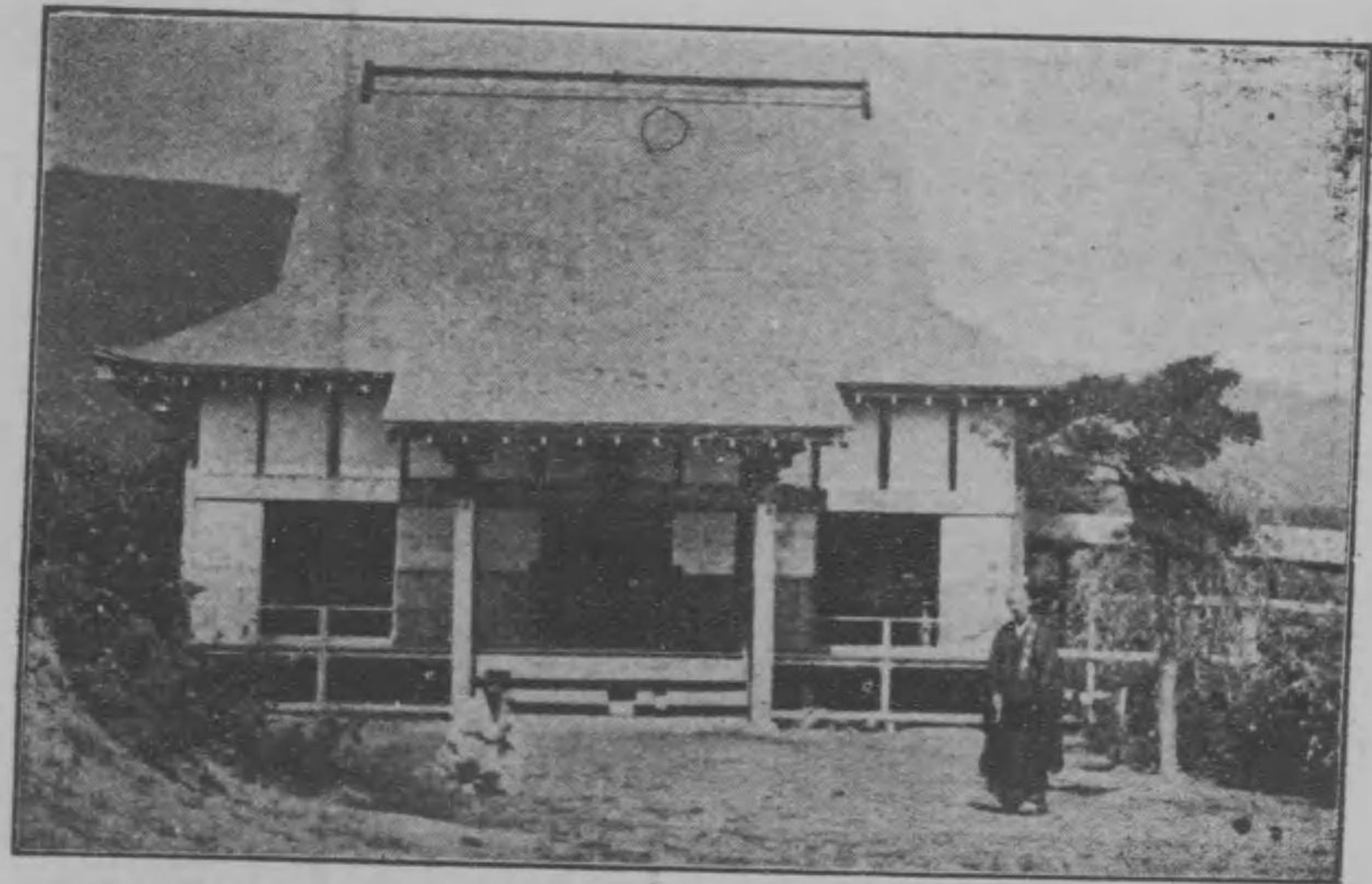
(内子獅字) 場 教 分 内 子 獅



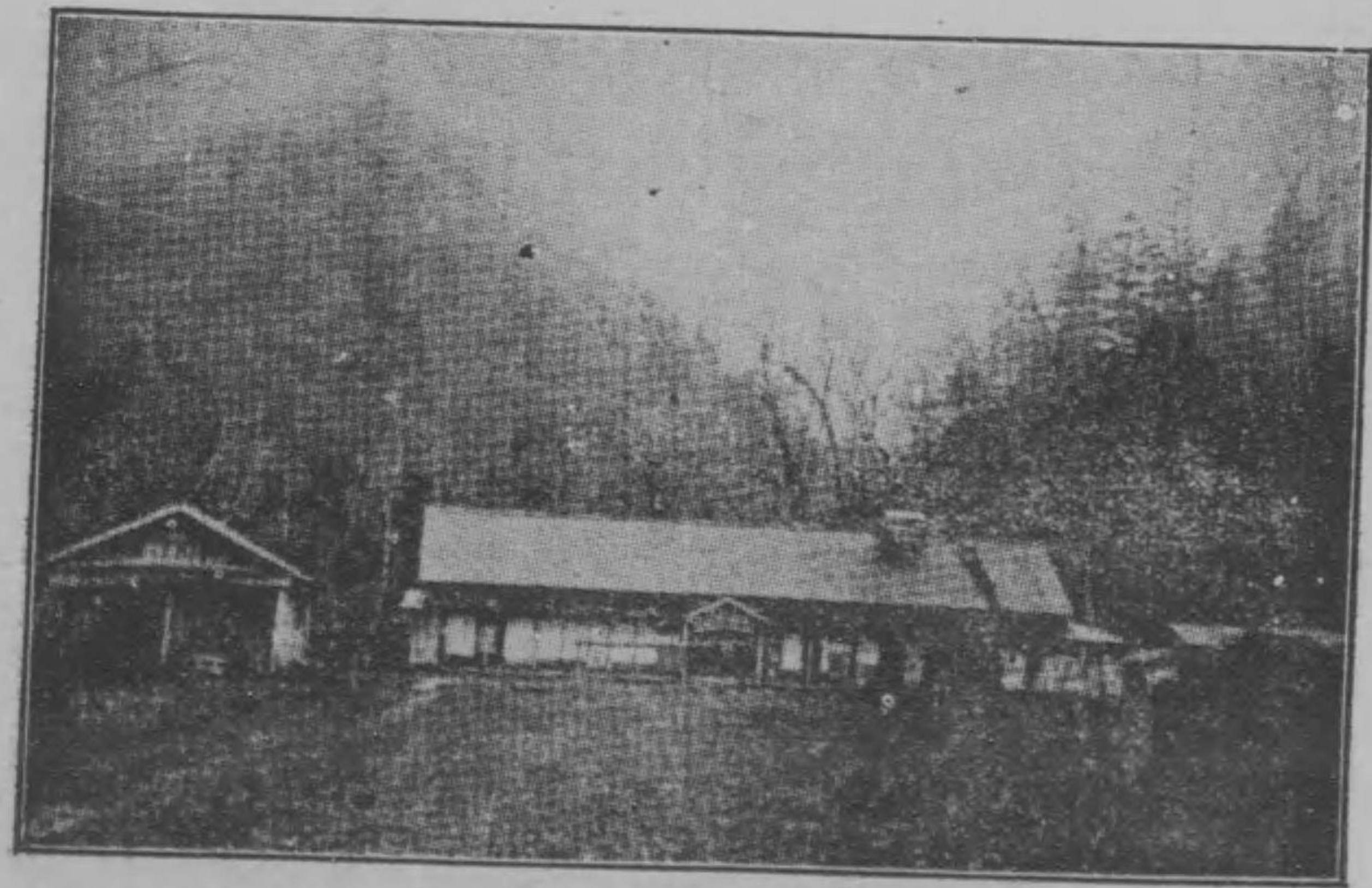


新篠津村

路道	



(屋小中字) 本願寺派説教所



(屋小中字) 深谷鑛泉場



# 當別村全圖



例 凡			
路道	界村	界郡	場役
	沼池	岳山	川河

縮尺貳拾萬分壹



## 例言

一 北海道の天地は之を廣く世に紹介せざるべからず就中當別の地は歴史的趣味極めて深く岩出山と當別の關係は亦研究すべき史料豊富なり加之邦直君の舊藩時代に於て養蠶業を城内に試育し臣下に之れを飼育せしめられたる事實は他に多く其比を見ざる所なり此意義に於て本書は專當別村に於ける諸般の事項を調査し未だ世に知らざる治績及産業の情態を一般に周知せしめむとの目的を以て編著したるものにして理論又は學說等は努めて之を避けたり而して之が材料蒐集に時日を費すこと殆ど一年有半其多くは堊滅して所期の萬一を達する能はず其資料の乏しきは邦直君の舊臣の事績なりとす

一 本書中の事項を大別して三十四章と爲し總説土地及行政の變遷、行政區域、本村沿革、開村時代の功勞者、伊達家移住顛末、移民及戸口、郡區改廳と執政官、村行政機關、農業、牧畜及林業、鑛業、漁業、工業及商業交通、教育、衛生、宗教風教兵事、日本赤十字社員、旌表者、財政、雜録及結論附録等是なり

一 本書沿革其他の記事にして引用に供せし舊記書類又は古老其他に就き聽き取りたる事項枚擧するに違あらず今略して茲に掲げず

一 本書は出版を急ぎたるを以て殆ど反閲校訂する能はずして梓に上せり故を以て脱漏



誤謬等なきを免れざるべければ再版を期して増補校訂せんとす  
 一本書編纂に際し書冊を貸與せられ又は宿泊の勞を取らたたる厚意並に有益なる話談  
 に據りて材料蒐集上便利を得たり其芳名左の如し

松村鐵之助、鈴木荒一、染野己之吉、山本初次郎、秀里大壽、岩田清五郎、岩田  
 榮太郎、熊谷泰作、山崎虎之助、江川利吉、松岡源次郎、野村虎男、蓮井聖文、  
 鈴木藤次郎、和泉強三、佐藤邦治、菅野源吉、佐藤金治、三浦政治、鈴木逸平、  
 堀込傳助、日野徂吉、吾妻阿蘇男、遠藤丹治、松田忠藏、平佐三郎、北川徳右衛  
 門、佐々木米吉、鷺坂右門、野村哲、大内久策、野村熊太郎、岡徹道、近藤辰太  
 郎、近藤角次郎、小野教員、本間徳藏、大瀧太五郎、篠崎清助、大塩龜吉、遊佐  
 宗三郎、吾妻阿蘇男、永山敬藏、大内久策氏寫眞三枚寄贈  
 右諸氏が村志編纂事業の急務なるを賞讃せられたり謹で茲に其厚意を謝す

大正二年十二月

著者 渡部 義顯

緒言

石狩原野開拓の端を發したるは既往九十餘年前に在りと雖其  
 歩甚遅く事績の見る可きもの尠し更始維新に際し長くも明治  
 天皇陛下深く蝦夷地開拓の事に聖慮を注かせ給ひ明治二年七  
 月開拓使を置き蝦夷を改めて北海道と稱し拓地植民の治を敷  
 きて以來春秋爰に四十六年當時無人の境今や既に村落を形成  
 し自治制を實施せしより又十數年を経たり今日に於て其沿革  
 實情等を収録するに非ざれば住民の舊起故老の想臆に存する  
 もの漸く湮滅に歸せむとす是に於て乎當別村志編纂の必要を  
 認め大正元年春其輯録に著手し爾來銳意此事に當り筆を明治  
 維新前に起し開拓使、札幌縣及北海道廳の三時代を通して現



今に及ぶ其内容を分て三十四章百二十二節と爲す苟も當別村内に關する政治の變遷、拓殖の經營、移民の狀況、事業の興廢氣候風土、地理物産の梗概等載せて漏す事無く昭代の隆治に浴して住民今日の發達を遂げたる由來を傳ふるに便す誰か聖恩の優渥なるを仰がざらむや想ふに開拓の先驅たる本村民の前途尙多望にして將來施設す可きもの頗多し此書專闔村發達の狀態を查察し努めて先進者の事績を探り功勞を掲げて深く將來に俟つ可きものあり自今以後部落心を一にし忠實業に服し智を磨き學を修め神佛の尊嚴を發揚して常に崇敬の意を持し邁往勇奮地方の發達に資するあらば一村の安寧と富強の實を増進すること蓋し疑ひ無かる可し書中各章記述の體裁

稍一致せざる所あるも事實は力めて誤謬なきを期せり要は斯村拓殖の實況を世に紹介し本道後進町村に資するにある也

大正二年十二月一日

著者 渡部義顯



# 當別村志目次

卷首	男爵高橋是清閣下	一
題辭	法學士栗林豊作君	一
序文	著者渡部義顯君	一
序文	阿蘇神社外十一點	一
寫真版	當別村全圖	一
地圖	著者渡部義顯君	一
緒言	著者渡部義顯君	一
例言	第一章より三十四章に至る	一
本文		一
第一章	總說	一
第二章	土地	一六
	面積及廣袤、山嶽、河川、地沼、鑛泉、民有地、瀑布、氣象	一六
第三章	行政の變遷	二二
第四章	行政區域	三〇
第五章	本村沿革	三二



開村時代の功勞者

第六章 伊達男爵家移住顛末……………三七

概言、當別の伊達男爵邸と岩出山城、當別の阿蘇神社と岩出山の名所、岩出山伊達家制度、伊達家歴代城主の治績、伊達男爵家舊臣在村者氏名、岩出山藩戊辰戦争略記

第七章 移民及戸口……………六五

戸數及人口、本籍人員出生、死亡、婚姻、離婚、死産、非本籍人員、出生、死亡、婚姻、離婚、死産、移住者、往住者

第八章 郡區政廳と執政官……………六九

第九章 村行政機關……………七〇

選舉有權者

第十章 農業……………七一

概言、農家戸數、耕作反別、農産物、果樹、農場、野村農場概況、佐藤農場小作人待遇法（篠路村に屬す）、京坂農場、平安農場、春蠶

第十一章 牧畜業……………一〇五

牧場、家畜、家禽、搾乳、獸醫蹄鐵工

第十二章 林業……………一〇九

第十三章 鑛業……………一一四

概言

第十四章 漁業……………一一六

概言、水産物

第十五章 工業……………一一八

概言、製造場、當別製線場狀況一斑、工場

第十六章 商業……………一二四

概言、商業種別、會社、郵便爲替、郵便貯金、貯金

第十七章 交通……………一二七

概言、道路、縣道の部、里道の部、渡船場、官設の部、私設の部、驛遞所

第十八章 教育……………一三二

概言、學齡兒童、小學校、學校教員、農業補習學校、教育費、學校醫、當別尋常高等小學校沿革

第十九章 衛生……………一四一

概言、醫師藥劑師其他、傳染病患者及死亡、死亡者病類別

第二十章 宗教……………一四五



概言、神社佛閣、寺院、神社及寺院説教所數  
 第廿一章 風 教……………一四九

概言、風教に關する諸會、當別村字高岡青年自彊會、獅子内青年會、金澤青年會、對雁通り青年會、中小屋青年愛友會、野村とよ子氏  
 第廿二章 兵 事……………一五八

概言、徵兵及志願兵、現役並在郷軍人、在郷軍人會  
 第廿三章 日本赤十字社員……………一六四

概言、現在日本赤十字社、豫想日本赤十字社員  
 第廿四章 旌表者……………一六九

第廿五章 財 政……………一七二

諸稅賦課額、國稅、地方稅、村費歲入の部、歲出の部、臨時部  
 第廿六章 當別村の起業策……………一七八

第一民有地、第二人口、第三農産、第四養蠶、第五林産、第六鑛業、第八消費  
 第廿七章 雜 事……………一八五

公署、村吏員、現在愛國婦人會員、豫想愛國婦人會員、勸業其他の團體、行旅病人救護及死亡人取扱、當別村消防組合一班、水害狀況

第廿八章 商工業家雜觀……………一九一

第廿九章 當別附近の名勝……………一九七

第三十章 當別村の前途に就て……………二〇〇

第卅一章 石狩町に對する將來の希望……………二〇三

第卅二章 石狩川右岸鐵道線……………二〇八

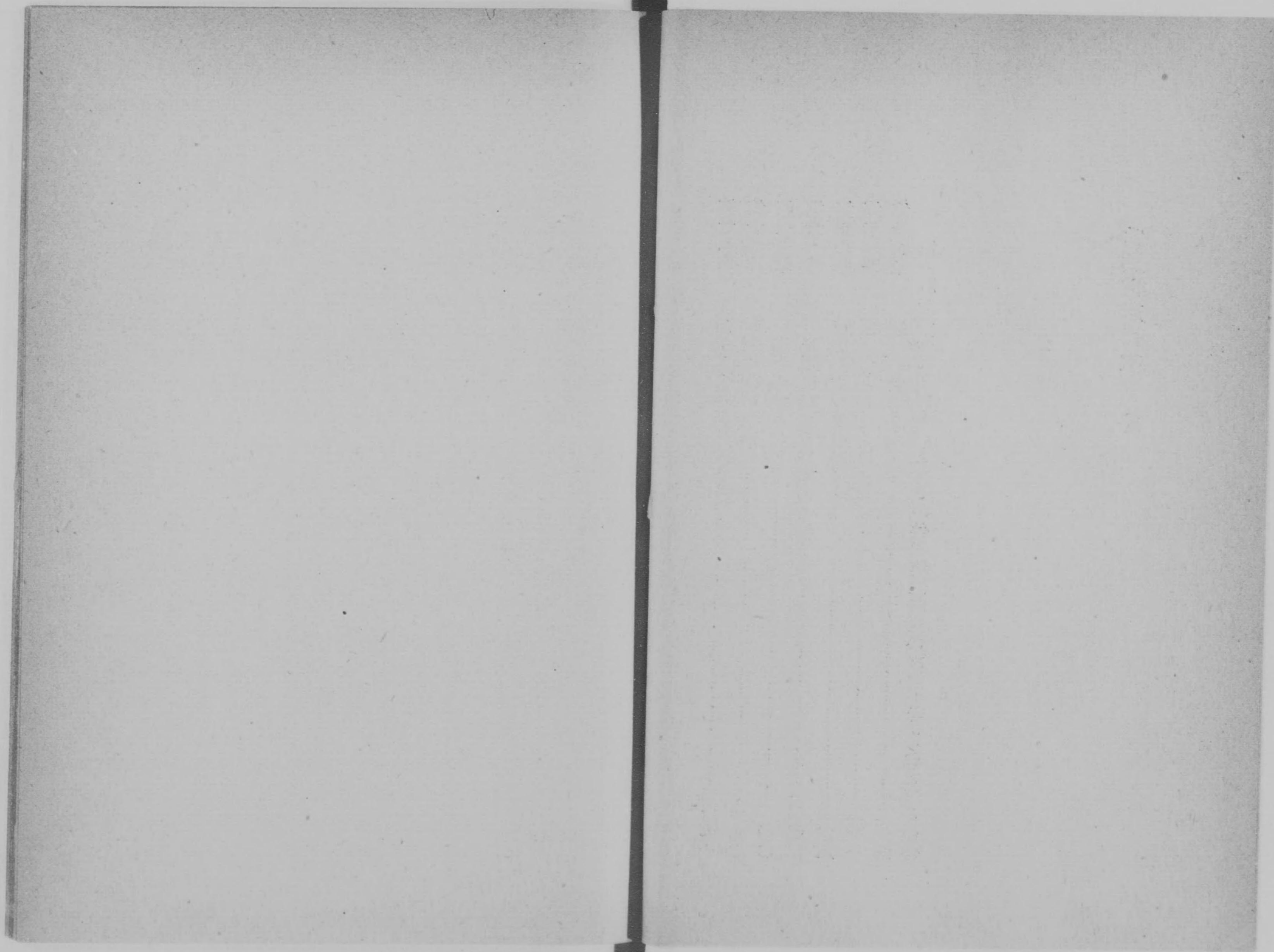
第卅三章 當別村と石狩との關係……………二一一

第卅四章 結 論……………二一四

第一政府の決行を促さむとするの件、第二村民の決起を促さむとするの件

當別村志目次 終







# 當別村志

渡部義顯君著

## 第一章 總說

當別村役場

當別村役場は石狩國石狩郡當別村に在り本場は明治十二年一月を以て本村字下川通りに設けられ吾妻謙を擧て戸長に任せらる是を古に稽ふるに安永天明の交より露人我が

北邊多事を愬ぶ

千島を蚕食し北邊漸く多事を愬ふるに至り徳川幕府は當時松前藩の所領たりし東西蝦夷地を擧げて直轄と爲し北海の經營を企圖せり降て天明五年に至り幕府吏員を派し石

狩原野を巡察し

狩原野を巡察せしめ次て文化四年近藤重藏等西蝦夷地を巡察し天鹽より石狩川を溯り具さに辛慘を言め石狩原野の實況を視察し其有望なるを認め札幌附近の形勝を説き意

見書を幕府に奉れり然れども時運未だ熟せず文政四年遂に蝦夷地を松前氏に還與せらる安政二年幕府再び蝦夷地を收め函館奉行をして之を支配せしめ開拓を圖り移民を導

き道路を開き産業を奨励し函館附近を始め長萬部、岩内、篠路、元村、星置、發寒其

他數箇所に農民を募移し三年間扶助米を給して開墾に従事せしめ安政六年蝦夷の一部

を割きて仙臺、會津、庄内、秋田、南部、津輕の六藩に賜ひ各藩より領内の士農を移

仙臺外五  
を賜ふ土地



開拓の業  
頓挫

して開拓に著手せしめたるも幕府募集の移民は扶助の期盡くると與に離散する者多く其の各藩より移住したる者も亦明治維新の戦亂に因て歸國せる者多かりしより開拓の業茲に一頓挫を來せり此時に當り仙臺藩の封土を削らるゝや藩主伊達慶邦卿其支藩伊達邦直氏の臣隸七百餘戸を仙臺に移し俸給を給せずして土著歸農たらん事を諭達せらる是に於て邦直前後爲す所を知らず憮然として後圖を憂ひしもの殆ど一年偶北海道開拓の廟議ありと聞き以爲く舊臣と共に彼土に移住し以て開拓に従事せば奉効の實を表するに足るもの有らんと同宗伊達邦成等と共に謀り明治元年九月上書して其趣旨を陳せしに幸に嘉納せられ札幌、空知、兩郡の内を支配に定め土地は追て割渡すべきの命あり邦直氏特恩に感佩し舊臣小野實順外數名を北海道に遣はし地形及び土質を點檢せしめたるが其支配地は空知郡の内に於て分割せらるべきを傳聞し以爲く該郡は石狩川の上流に位し海灣を距る甚だ遠く徑に一線の道なし今吾微力を以て之が開拓に従事するは頗る難しと即ち沿海便宜の地に轉せられん事を懇請せしも竟に許可を得ず因て明治三年舊臣六名と共に北海道を跋渉して支配地の分割を開拓使に請ふ同使爲めに開拓權少主與を空知に派遣す四月二十九日を以て相共に石狩を發し小舟に乗じて石狩川を溯り或は土人の草廬に投宿し或は河岸の樹蔭に露臥しつゝ五月九日始て空知郡に至り奈江よりナイに至るの地を分割せられ滞在三日地勢を探り土質を檢し且經界標を建て、還る而かも尙ほ之を熟考するに同地は石狩河口を距る四十餘里水路ありと雖運輸頗

同宗伊達  
邦成謀  
る

邦直北海  
道を跋  
渉す

人心瓦解

る難く薄資にては開拓の効を奏する能はざるの虞あり然れども始め邦直氏の舊臣に諭すや舉家跋渉共に必成を期すべきを以てす而して舊臣有志者は斷然移住の議を決し己に郷里の家屋を他に讓與し什器を賣却し各自足を跋て、通信を待つゝあらん此時に當り若し其分割の地が僻遠曠漠にして開墾の至難なること明瞭せんか恐くは人心瓦解して終に其素志を沮むに至るや必せり因て邦直自ら函館支廳に至り更に厚田郡望來の地を貸與せられん事を請ひしも詮議に及び難きの命に接せり於是乎邦直等殆ど爲す所を知らず重ねて其情況を縷述して同郡聚富の地を請ひ始て許可を得たり此地土質良好ならざるも石狩を去る僅に半里餘に過ぎず且運輸の便あるを以て先づ此に移住し然る後謀る所あらんとしたり

汽船を備  
ふ

男女百六  
十一月

明治四年移住の期に先ちて石狩に航するの汽船を東京に備ひ本國寒風澤港に回航し來らんことを求めしも當時航路の未だ小樽港に通せざる場合容易に航行の便を得ず因て回漕會社附屬船猶龍號と東部勇拂海に航することを約し之より上りて陸行千歲に至り更に河舟を以て西石狩に赴くの計劃を立て同年三月十日男女百六十一戸を率ゐて岩出山を發するに先ち家臣七百有餘名に對し各耕田六反歩及畑一反歩並に家屋を分與す同月十二日寒風澤港に赴き汽船の入港を待て同十七日拔錨勇拂に向ふて去る時偶海霧濛濛三日間咫尺を辨せず誤まりて幌泉海に至り岸頭に衝突せんとす幸ひに空樽の海上に浮べるを見其陸地の遠からざるを覺り急に舵を留めて舟子を上陸せしめ更に方位を定



移民室蘭港に入る

めて勇拂海に赴けり此日風波峻惡且其地港灣にあらざるを以て碇泊するを得ず俄に室蘭港に轉す今の苗室蘭港船長等移民の上陸を懇請して己まざるを以て三月二十四日一同該港に上陸す爲めに目的地迄陸路二十餘里を増加せり而して路次千歳を経るも河舟の少なき爲め皆之を搭載するを得ず終に陸行五十餘里札幌錢函を経て厚田郡聚富に至る當時

運輸の難苦

札幌開拓の初年にして新室蘭港開港以前に係り新道の開築未だ成らざるを以て老幼病者を護送し重量の物品を運搬する等其難苦勝げて言ふべからず費用も又隨て少なからざるものありき是より先宗藩削封邦直等減祿の爲め資力に乏しく僅少の財産を擲て以て開拓費に充てしめしものなるが故に移住費豫想外に増加せし結果其支辨に苦めり四月五日辛ふして移民悉く聚富の地に到着し先づ海濱の漁屋三戸を借りて之に居らしめ地を林中に相し伐木結廬各若干の地を開墾し試みに各般種子を播するに皆實らず此地素と海濱の洲故悉く林木を斫伐せば益荒瘠に變し開墾の遂に徒勞に屬せん事を恐れ人心頗る趨起の色あり當時舊臣小野實順の實兄舊仙臺藩の一門涌谷藩士小野寺敬雄なるもの開拓使權少主典を以て石狩支廳に勤務し當別原野の有望なる旨を實順に知らしむ爰に於て實順邦直に告ぐるに當別の地は石狩市街を距る甚遠からず地味亦沃饒にして且海風を受くると莫しと因て六月某日小野實順を嚮導と爲し吾妻謙等六七名をして先づ該地に到らしむ然るに途にして方位を失ひ山間に露宿する三日終に達せず後熟知の者に就て方向を問ひ嚮導者を備ひ辛苦山澤を跋躄し始て當別に至るを得たり然ども此

農作實らず小野寺權少主典當別の地あるを告ぐ

山間に宿

移轉を決す

移民工事を請負ふ

新道開鑿

地眼目の極まる所巨木翁鬱蘆葦蒙白晝天日を見る能はず地形探るに由しなく只一川の林間に流るゝを視るのみ而して其兩岸地味の肥沃なるは果して聞く所に背かず因て惟ふに苟も開拓に志す者家を移す山海數百里徒に瘠土に勞せむよりは寧ろ此土を墾拓し成すむば乃ち斃るゝの勝れるに若かずと遂に移轉を議決し之を貸與せられむ事を開拓使に請ふ許さる然れども移民日に益困弊或は其議を沮み深く此地に入るを欲せざる者あるに至る偶開拓使石狩出張所所屬倉庫建築の事あり汎く人民をして其費額を投票せしむ邦直好機逸す可らずと爲し舊臣をして之れに與かり投票最廉なるを以て終に其請負を命せらる是に於て平日に六十餘人の同志を鼓舞し三十餘日にして工事を竣功し千餘圓の金錢を得以て將さに沮せむとするの志氣を挽回し移轉の事を謀るに至れり此工事入札に就て小野實順の實兄小野寺權少主典の盡力少なからざりしと云ふ同年八月先づ石狩より當別に至るの小徑を開鑿せむ事を議す衆相誓ふて曰く若し成らずむば山野に露宿する幾日なるも敢て歸らずと而して十七歳以上の壯丁皆之に従ひ十有一日にして五里七町餘の新道を開鑿し當別に達するを得たり實に明治四年九月一日なり當時邦直以爲く設令當別に達するの新道を開き得たるも石狩を距る遠く小數の移住者を以て村落を成すは極めて難からむと由て又自費を以て舊臣八百餘名を募り此地に移さむことを議し該費額一万圓貸與の件を開拓使に請ふ其還納の方法は移民をして札幌經營の事業に従事せしめ以て之を償却せむとするにあり同使其請願を許容せらる此年



邦直郷里に抵る

移民官費移住

乗船暗礁に觸る

移民當別に入る

九月邦直吾妻謙等數名を従ひ自ら郷里岩出山に抵り移住を獎勵せしが人皆地の僻遠にして事の成らざるを恐れ敢て其言に従はず之に應ずる者僅に百八十餘名のみ邦直の遺憾以て察すべきなり因て吾妻謙をして其事情を開拓使出張所に開申し且其篤志者を移さむ事を請はしむ既にして該人員は官費移住せしむ可きの命あり是に於て貸與金の指令は取消に屬せり翌五年二月二十一日吾妻謙東京を發し開拓使附屬船庚午九に乗じ寒風澤港に至れば邦直既に移民百八十餘戸を率ゐて同港に在り即ち之を搭載し同二十三日午後三時を以て拔錨す此日天氣晴朗海波平穩衆皆之を喜ぶ而して航行未だ數時ならざるに突然暗礁に觸れ船底に損所を生じ殆ど將に沈没せむとす幸に陸中國富貴浦の傍近に在るを以て方向を轉じ船を港内の淺處に進め僅に萬死を免るを得たり然れども衣服什器の如きは悉く之を海水に浸潤し爾後三十餘日を経て石狩に達せしを以て腐朽用ふ可からざるに至る同年四月此新移の百八十餘名と前年聚富移住の百六十餘名とを併せ以て當別に入り開拓に従事する事とせり而して移民の最も苦しむものは密林巨木に非ずして寧運搬其便を得ざるにあり嘗て一條の小徑を開くと雖僅に方位を知らしむに過ぎず險坂あり濕澤あり駄馬往來の便を闕く又當別川は石狩大河に注ぎ是れに據り石狩に至る水路ありと雖流水河身を梗塞し容易に舟楫を通ずる能はず故を以て移民中其最強壯なる者を撰み各自糧米を負擔せしめ此處に至り以て事業を創始する等其艱難勝げて言ふ可らず殊に嚴冬積雪の時に方りては山路小徑通行を絶ち米糶運搬す可らざる

當別川に小舟を通す

移住者安堵せり

移民を開拓に引繼ぐ

馬匹始めて入る

道路開鑿を請願す

を恐れ豫め衆力を以て水路の流水を剪除し纔に小舟を通ずるを得せしめ且河水氷結の期に先ち冬間四五箇月を支ふ可きの糧食を輸し以て各戸に分與せり此に於て人心稍く定まる加之春來此地を墾鋤し從て播種するもの一として實らざるもの莫く人皆此土を愛するに至れるを以て聚富の耕宅地十餘町歩及草蘆四十餘戸を拋棄せり六年小野實順永根平致、永根直胤、伊藤昇、喜家川元雄等を撰拔し農藝現術生徒として開拓使所屬東京青山官園に遊學せしむ

是より先廢藩置縣に際し本道各藩の支配地を廢し邦直も亦空知郡の支配を免せられ尋て土地人民を開拓使に引渡す可き命あり故に前後二回移植せし舊臣三百四十餘人を同使へ引續く此年五月以降三箇年間募移民扶助例に照し米及鹽贈料を給せらる此に於て邦直明治二年以來本道拓地植民の爲消費したる私財一万餘圓に達す同年有珠郡伊達邦成より本村農用として土産馬匹七頭牡二頭 牝五頭を寄贈せらる是れを馬匹本村に入るの嚆矢とす此年五月移民扶助米の内一人米一合五勺鹽贈料十分の一を蓄積し以て患難相救ふの資に充しむ斯の如くにして漸く部落を形成し移民を安堵せしむるの緒に就たりと雖由來邦直の寤寢苦心せしは交通機關の不備にあり縱令當別川稍流水を剪除し小舟を通ずるに至らしめしと雖未だ行舟に便ならざる動もすれば流水に衝突し時時傾覆を免れず其損害又甚ならず故に馬足に便なる完全の陸路を開鑿せざれば遂に交通運輸の便を企圖す可らざるを以て明治六年以來屢當別石狩間道路官費開鑿を請願し一面又新道



果樹殖興

路の開鑿を計劃しつゝあり明治七年に至て實測の結果山勢平坦稍迂遠ならざるの地を發見し直ちに村費を以て之を開く行程三里二十六町にして石狩に達するを得之を舊道に比すれば凡一里餘を減縮し運搬稍便を得るに至れり此費額千四百餘圓竣功の後官費支出の命あり之を下附せらる此年大麻を耕作す亦西洋果樹及檜等開拓使より頒與せられ村民に植栽せしむ八年四月扶助米給與満期となり積穀及積立金を廢す九年耕勸法の改良を爲さんが爲馬耕器械を購入し及び馬耕傳習を受けしむる等農事の開發に力む一年黒田開拓長官本村を巡視し同年十一月十二日邦直を札幌に呼び當別村移住以來幾多の艱難を経移民を鼓舞し終始開墾に従事せしめ舉村産業を得るに至りしを賞し金十五圓を賜ひ諭すに開拓の要旨を以てし且將來村民授産の方法を案じて上申す可きを以てせらる因て意見九條を開陳せり(一)石狩道路の修築を爲す事(二)水路の梗塞を開通する事(三)對雁道路を開鑿し且其路線に沿ひ新に五十戸の民を移す事(四)小區扱所を置き村民の保護を爲す事(五)公立病院を設置する事而して其六條九條に至る項目は製麻養蠶の事業を盛大にするに在り原來對雁は當別村を距る遠くして道路を通ずる能はずと思惟せしに此年吾妻謙等始て踏査し南方僅に二里に過ぎざるを知る爰に於て此新道開鑿の件直に許可せらる是れより先舊嶺岩出山に在る舊臣等開拓其地を得ざるを疑ひ且航路屢危難に罹り殆ど死に瀕せし事あるを聞知し喋喋移住の非を論辯すとの報あり茲に於て彼等を招致し事を與にする能はずと爲し爾來彼我交通を絶つ殆ど七年茲に

七年間音信を絶つ

新道開鑿

意見書を長官に上る

對雁新道成る

至りて開拓の事業も稍其緒に就き而して故國の人情又前日の比に非ざるを察し後之を移さんと欲す十二年一月邦直吾妻謙を隨へて岩出山に赴き舊臣五十六戸二百五十餘人を募り四月十日汽船に搭載し其月二十日當別村に著す内五十戸を對雁道に沿に配置す其餘の六戸は本村の北方字西小川通り沿に移す今の字六軒町是なり抑も邦直の民を移す前後三回航路一の障礙なく此地に達するの速かなる今回の如きは非ざるなり此年對雁道路開鑿新に成り橋梁を當別川に架するに及び村民始て對雁を経て札幌に往來するを得此行程七里十町之を舊道石狩を経過して交通するに比すれば其距離近きと三里強なりとす而して小樽炭山間鐵道敷設後は主要の路線と成り貨物の出入其大部分を此道路に頼りて江別驛に至ることゝなれり

是より先邦直の舊臣小野實順の長男琢磨明治五年札幌資生館今の東北帝國大學校の前身に入学し本校は後官制の改革に依り札幌學農校と成る琢磨引續て該校に入り學業勤勉の爲常に優秀の位置を占む偶札幌小樽間鐵道敷設の擧あるや琢磨撰ばれて鐵道技師たる外國教師の補助となり札幌間の鐵道敷設工事測量及設計等の事業に與かり苦心經營官命を全ふせり是に於て開拓使明治十一年を以て札幌間の鐵道を開通せしめたり是れ北海道鐵道敷設の濫觴なりとす同年新移民來著するや特に十八箇月間の扶助金穀を給せらる因て其幾分を蓄積す同年一月を以て戸長役場を本村に置かれ吾妻謙を擧げて戸長に任せらる其七月三日勸業課詰所を村内に置き邦直を開拓七等屬に任じ同課在勤を命せらる十三

戸長役場設置



年二月五日吾妻戸長退職久しく本村の教育に盡瘁せられたる邦直氏の舊臣にして以前家老職たりし鮎田如牛戸長に任せらる同年十一月鮎田戸長退職するや邦直の舊臣にして舊家老職たりし柳内龜之進戸長に任せらる當時の戸長は實に現今の支廳長と同一の人物を撰擇せられて以て拓殖の進運を劃策せられたりと云ふ此年七月大小區劃廢せられ郡區を置くや名稱を變更せられしのみにて行政區劃に異動なかりし同年當別學校を字下川通りに設けて村民の子弟を教育せり今の當別尋常高等小學校是なり

十四年二月二十六日邦直陸軍少尉に任せられ開拓七等屬を兼任す其三月二十五日移住以來舊臣を督勵し共に農事に盡力し多年刻苦荒蕪を開き國益を増し其功績少なからず特旨を以て從六位に叙せらる此年七月 車駕北海道に幸す邦直を札幌行在所に召して謁見を給ふ亦榮なりと謂ふ可し同年十一月邦直の舊臣たる當別村民一同開拓の功を賞し官、米五十石を賜ふ其九月吾妻謙舊主を翼け開拓勉勵の旨を以て左大臣熾仁親王より賞せらる又同志を鼓舞して終始變るとなきを賞せられ開拓使より金十圓を下賜せらる十五年二月八日開拓使を廢し札幌縣を札幌に置かれ本村に設くる開拓使勸業課詰所を廢せらる十六年一月柴藤善三郎の率ゐる福岡縣移民二十二戸來住す此年本村字西小川通りに郵便局を設け濱田右源太局長に任せらる右源太は邦直舊臣にして公共事業の爲盡力する所少からず同年八月小松宮殿下本村巡視あり右源太の邸宅を以て殿下の御旅館に充てたり又榮なりと云ふべし其月福岡縣移民亦二十八戸來著す此移民等字辨華

官村民に米五十石を賜ふ

福岡縣移民來る

福岡縣移民二十八

戸移住

別部落の基礎を造り其後本道拓殖の氣運稍く順境に向ひ續々移民來住の景勢を見る十八年二月鮎田戸長退職吾妻謙又戸長に任せらる十九年二月吾妻戸長退職鮎田小隅戸長に任せらる小隅は如牛の子なり二十年本道學制の改正に依り當別學校簡易科に變更せらる二十一年樺戸郡月形村に通ずる新道の開鑿あり二十二年始て亞麻の耕作を爲せしに生育極めて宜しく耕作益増加の勢ひを示す本年以後德島、石川、富山等の諸縣より單獨移住者續陸來住す此年五月十八日本村の開拓に努力せし吾妻謙氏病卒す享年四十六、村民之を悼み追悼會を開く二十四年一月十二日邦直氏病ひで卒す享年五十有八、男基理氏嗣き同氏病ひで同年五月十一日を以て逝く子正人氏尙幼なり同宗邦成氏其後見人となる二十五年十月十五日邦直氏の孫正人氏祖父の功に由り特に華族に列し男爵を授けらる積善の家は餘慶ありと洵に至言と謂ふ可し此年村内移住民の増殖に伴ひて戸長總代人の外各部落の選舉に係る有志を以て團體を組織し名づけて協議會と云ふ後五箇年繼續せり而して此會の一村に貢獻する所夥多なりし就中基本財産造成の目的を以て邦直氏の舊臣にして時の村總代人大橋芳吉、永根直胤氏外同藩人等熱心奔走する所ありて青山共有地の貸附を受けたる如き顯著なるものとす此地村基本財産として現今收入尤も多し此年字辨華別に於ける當別尋常高等小學校分教場獨立して當別第一尋常小學校と成る二十九年當別尋常小學校に高等科を併置せり其七月本村郵便局に於て爲替貯金事務開始せられ十一月より小包郵便を取扱はる三十年十月電信事務開始せら

亞麻耕作 德島其他の縣人移住

協議會設置

電信事務開始



邦直公を  
祀する  
村社

るゝに及びて茲に通信機關の完備を見たり此年青山を経て厚田へ達する道路の開鑿あり交通上に至大の便益を増せり此年大成寺建立の件公認せらる

本村には二箇の神社あり阿蘇神社は大字當別村に在り祭神は伊達邦直なり邦直は本村を開拓したるの功偉大なりしを以て村民其徳に報へむ爲祭祀するものにして明治二十九年六月村社として公認せらる三十三年七月當別より青山奥に至る當別川官設渡船場を開かる同年五月本村字西小川通りに官設驛遞所を設け千葉好美其取扱人を命せられ人馬繼立の業を開始せり此年十一月戸長鮎田小隅退職長田宗之助戸長に任せらる翌三十四年十一月字青山奥に官設驛遞所を置かる同月村田源七氏父に孝養の旨賞せられ木杯一組を北海道廳長官より下賜せらる其十二月青山及び月形方面より青山を経て濱益村に至る當別川渡船場官費を以て開設せらる此他村内に二箇の私設渡船場ありて交通に便す三十五年三月町村制施行に付前戸長廢官と成り其四月一日を以て本村に二級町村制施行せられ北海道千歳郡千歳村戸長橋完爾本村村長に任せらる開村以來茲に三十年有一年其初め沍寒落指の氣候と戦ひ野獸と伍し草蘆に起臥し墾鋤を事とし以て第二の故郷を築きたる先住者の感想や如何多年の辛勞や實に爛熳たる花を咲せ花を結びぬ干時橋村長在職僅に二箇月にして病痾の爲退職同年七月本村書記中川種次郎村長に任せらる種次郎は橋戸長と共に千歳戸長役場より轉任したる書記なり其六月字西小川通りに眞宗本願寺派勝圓寺建立の件公認せらる同年字東裏に東裏教育所を創立す此年大字

渡船場

二級町村  
制施行

教育所設  
立

中村重教  
村長任に  
せらる

高岡に農學士佐藤政治郎經營の牧場兼農場の開設を見たり其地積四百七十二町歩餘なるも起業方法不確實なる爲め目今地積の強半を賣却し殘地を放牧場及び水田に經營しつゝありと卅五年九月中川村長去り北海道廳屬札幌支廳第一課長官崎健三郎村長に任せらる此月本村民宮崎養策勤儉貯蓄を實行し美風を養成したるを賞せらる同年十月宮崎村長在職二箇月にして去り北海道廳屬札幌支廳第二課勤務中村重教村長に任せらる卅七年七月字當別太に眞宗本願寺三門徒派專教寺建立の件公認せらる本寺創立に付き現任職を賛けて特に盡力されたる者を大坪、岸本其他の有志ありと雖現任職秀里大壽師なかりせば今日の維持を見ること難からざらん其詳細は第廿一章神社佛閣及附録傳記に載せたり同年八月眞宗大谷派觀蓮寺建立の件公認せらる卅八年字川下に川下教育所を創設す四十年青山奥より一番川五番川を経て濱益郡字泥川線に至り假定縣道下富良野及濱益街道に接續する新道の開鑿あり而して村内道路の延長假定縣道八里十町里道卅一里餘に達す四十二年字二股に二股教育所を創立す此年二月北海道廳長官は中村村長の本村教育の普及獎勵に努めたるを賞せらる四十二年一月字當別太に在る西當別神社祭神天照大神、豐受大神、沼河姫大神、八幡大神、大國主大神の五柱祭祀の件を公認せらる其二月北海道廳長官は本村教員松本又八氏の小學教員に勵精したるを賞す此年三月青山奥教育所當別第三尋常小學校と成る久しく病氣靜養中の本村村長中村重教氏病氣の爲依願退職本村助役吾妻阿蘇男村長に任せらる中村村長在職時代教育の普及獎

中村村長  
受賞



松本教員 勵に努めたる結果其進歩見る可きものあり即ち明治四十三年度末本村學齡兒童總數男 八百六十六人女六百卅三人にして就學歩合九八・九九の好成绩を示す而して本村教育 の普及獎勵に努めたる者獨村長に止まらず當別尋常高等學校長及同教員等一致共同し て其職に努めたる成績見る可きものあり同年三月其賞として北海道廳長官より同校へ 金五十圓鈴木校長へ日録の通り賞與せらる斯の如きは本村未だ其例を見ず又名譽なり と云ふべし此年十月本村に電話局を置き電話事務開始せられ一般通信上の完備を見る に至れり同年九月字當別に於て國有林二千四百四十町八反五畝廿八歩價格三万二千七百 圓を以て賣拂を受け村有基本財産として造林の計劃を立たり此土地拂下に就は時の札 幌支廳長山下三次吾妻村長等與かりて力ありしと云ふ本業は村の經濟上將來頗有望の 事業なるのみならず水源涵養林として農業に衛生に又必要なるものなり四十四年字青 山に青山教育所を創設す前記の外本村には特別教授場二校ありて教育の程度比較的進 歩の状態に在りと雖村内の面積廿七方里餘殊に當別川に沿へる部落の延長十五里餘に 亘り教育の施設年々膨脹するの傾向ありて之が負擔に堪へざらんとす四十年には

學校へ賞 金十圓 鈴木校長 受賞

當別土功 組合

本村民の一部が多年希望せる當別土功組合の組織成り其目的たる灌漑溝工事は 大正二年四月を以て競争入札に附せられ札幌在住の請負人桐原繁に落札す 同人は同業者宮尾權治なる者に工事の全權を委任して直ちに土工に著手す此 工事は組合長及役員其他 技手工事監督員等各其職務に勉勵しつゝあり而して本年は

水稻收穫 皆無

春來氣候不順にして農事未曾有の不良を極め殊に水稻は收穫皆無の状態なり只夏作物 に於て相當收穫ありたるを以て生活難の者比較的少く其内水田地方字中小屋、金澤、 中央部、材木澤等の部落は損害尤も著しく又秋作一途の字青山奥及三番川、四番川、 五番川地方は收穫皆無の状況にして生活難を訴ふるもの頻頻として現はれ明春に至ら ば一般困憊に陥り救済を要すべき者意外に多からん其他は凶作の程度全道殆ど同一な るを以て詳録するの價値なしと雖此凶作に依りて本村灌漑溝工事費の前途に杞憂を抱 くものあるに至りたるは聊遺憾とする所なり

麥隴菜園

既に述べたる如く野獸の巢窟たりし原生的森林原野は舊仙臺藩士族の團體移住以來乍 ち開けて麥隴菜園となり今や農業に牧畜に林業に工業に教育等に旭日昇天の勢ひを以 て勃興し春風胎蕩百花競へ咲くが如き光景に依て發達しつゝあり回顧すれば數十年前 の昔此肥沃の曠野水稻最適の森林も雲煙渺茫の裡に匿され空しく熊狼狐狸の横行に委 し加之久しく皇化に浴せざりし蝦夷の占領に委して漁獵を恣にせしめたるも更始維新 の鴻業は反逆を以つて其罪を論せられたる岩出山藩の窮民を驅て開拓の重任を負はし め帝力日に彼等に加はり荆棘變して田甫連り深山幽谷も亦鑛業興るの盛況を呈す現狀 に徴すれば當別土功組合の灌漑溝工事竣工後に於ける水田開發策の目論見と石狩川右 岸鐵道線の敷設、石狩川の放水路工事等の現實を見るに至らば久しく交通上萎微不振 の状態にありし本村は一朝にして交通の途開け字當別太、美登江、獅子内方面の發達

荆棘變し 田甫連



土地經濟

を促すと共に石狩川及當別川沿岸の畑乍ら變じて水田となり隨て地價上騰するに伴ひ地主の收入次第に増し土地の利用を高め土地經濟の範圍廣まると共に耕作者の數を増加し集約的產業漸く發達するに至り自今以後一層の繁榮を來すは勿論風光勝區の名を以て稱せる、字高岡地方に於ける高丘地又變じて札幌間紳士の園藝地と成り邸宅と化するのみならず一面には鑛業興り養蠶業復活し工業勃興せんとす故に本村の發達は寧今後の經營に俟たざる可らざるを知る可し今是より章を逐ふて斯村發達の狀況と產業其他各般の事項を記述して後の經營に資せむとす

養蠶

第二章 土地

地

地理 本村は石狩國石狩郡に在り札幌區を距る東北六里江別停車場を距る三里二十一町本道西海岸を距る四里南は殖民區劃南七號線を以て札幌郡江別村に接し南西は石狩川を距て篠路村と相對峙し西は十三線風防林及阿蘇岩山脈を隔て、石狩町及び厚田村と連絡し北は濱益郡濱益村に連り東は樺戸郡新十津川村同浦臼村同月形村並に篠津川及殖民區劃三十五線を以て石狩郡新篠津村に界す地勢當別川上流は東西の峯巒相對峙し下流乃ち本村地方は平坦開濶なる沖積土にして當別川は源を濱益厚田石狩郡界佐字朱嶽の麓に發し大根苗、仁奈留奔當別、知來字朱當別川等の諸流を入れ緩流して石狩

地質

川に朝す地質主として第四紀層に屬し當別川上流に至るに及び砂質壤土又は礫質土にして處に由り粘土あり石狩川沿及び當別川下流沿岸は概ね沖積土にして地味最肥沃なる粘質壤土なるも字高岡は砂質壤土に屬す字金澤、中小屋、獅子内及び對雁通り地方は泥炭地多すと雖土砂混交しあるを以て絶體に農業に適せざるに非ず排水溝を掘鑿し少しく改良を加ふるに於ては農耕に適するのみならず本道一般の地質に比較するときは極めて上位に在り殊に西北には阿蘇山脈ありて潮風を遮り爲めに諸種の農作物として豊熟せざるは莫し唯積雪多量にして融雪期遅れ隨て播種季稍遅るゝの嫌あり今や村内既墾田五百餘町歩畑七千五百餘町歩農牧場地積百五十町歩餘を有し札幌支廳十六町村村管内中唯一の大農村なり

農作物豊熟

政府に建議

此地舊仙臺藩陸前國玉造郡岩出山の城主伊達彈正邦直本道開拓に志し明治二年九月政府に上請し石狩國札幌空知兩郡の内支配を定められ土地は追て割渡すべき命あり邦直特典に感激し同年十一月舊臣小野實順等數名を本道に遣はし地形及土質等詳密點檢せしむ後空知郡の一部分割支配を受けて三年二月舊臣吾妻謙小野實順等同志者數名を率ひて渡道し空知郡の内「ナニイ」より「ナイ」に至るの土地を分割せらる後厚田郡聚富の地を請ひ四年三月男女百六十一名を移す後亦此移民等本村に轉住せり

面積廣表

面積廣表 當村の面積二十七方里四分四厘にして其廣三里袤六里十八町周圍二十四里二十六町なり



山嶽

名	稱	所在地	地名	海	拔
ビンチチセチリシ山		新十津川當別村界			一二一七、 一〇六二、
カイムシジ山		同			九八一、
マ、子チマ子リシ山		同			八三六、
クマ子シリ山		浦臼當別村界			五一六、
サウシ山		濱益厚田當別村界			四〇九、
阿蘇岩山		厚田當別村界			

河川

名	稱	水源	流末	里程
當別川	チライウンボントーベツ	サウシ山	字當別太	二五、一八
ホント	（二番川）	ピンチチセチリシ山	字青山奥	四、〇〇
	（一番川）	クマ子シリ山	同	三、〇二

池沼

池沼

ニナルボン	（三番川）	カムイシリ山	字ボン當別	二、三〇
パンケチベ	（小川）	阿蘇岩山	字西小川	二、二六
トマンベ	オマスイ	同	字川下	二、〇二

名	稱	所在地	周囲
大沼		殖民區劃二十二線南一號	八〇〇

鑛泉

鑛泉

泉名	所在地	溫度	泉質	營業名	旅人宿氏名
中小屋鑛泉	字中小屋	九六度	アリカリ泉	深谷鑛泉 （沸湯）	深谷俊吉
三番川鑛泉	字ボン	八、六	同	玉溫泉 （沸湯）	菊地正吉
田の澤鑛泉	字田の澤	?	?	發見人	

田の澤鑛泉は大正二年春の發見にして未だ泉質の分析を爲さずと雖其溫度稍高く八九



度以上ならん本泉は大正三年に至り鑛泉浴湯に經營の計劃ありと云ふ湧出地は高燥閑雅にして當別市街及附近一帯を望み背後の山景自然の庭園を爲して雄大の氣自ら爽快を覺ゆ字六軒町を距る約十町此地某の所有地にして方今専ら果樹栽培中なり

民有地 (明治四十三年十二月末日現在)

種別	有租地	無租地	計
田	五三二七二二三	四七一四六二四	四七一四六二四
畑	九三七〇九	七三三六八〇五	七八七〇四〇二七
山地	四一九九一一三〇五三六一一二	九六五〇一八	一〇五八七二七
牧場		四六五九二一八	二〇五七八一〇二三
原野		一六〇七七四一〇	四六五九二一八
雜地	一七〇二		一六〇七七四一〇
總計	五八六二六一四三〇五一四四三二七	一七〇二	三二一〇〇七〇一一

瀑布

名稱	所在	高	幅
阿蘇沼瀧	字阿蘇山麓	高十二尺巾三尺	
一番川の瀧	字青山奥一番川上流	高十八尺巾五尺	
白銀の瀧	字青山奥三番川支流	高二十尺巾三尺	

瀑布

雨量

天氣

風

氣象 明治四十三年中に於ける札幌測候所調査に係る溫度は一年平均六度六なるも平年に比し零度一の差異にして略平年と等し最高は八月二十九度にして最低は二月十五日の零下二十三度八なり而して雨量は年總量八百四十三ミリメートル七にして平年に比し百四十五ミリメートルの減少なり一日中の最多量は六月六日にして百十九ミリメートル九を示せり

天氣は快晴其他の各天氣日數を平年に比較するに快晴日數は二十九日にして稍多く曇天は百四十六日にして稍少なく雨天は百十一日雪天は百十日にして稍少なし又日照時數は二千二十六時にして平年より多し

風は冬季北西風多く夏季南東風多く四十三年中に於ける其平均速度は五メートル四にして最大速度は一月三十一日に於ける二十九メートルなり之れを平年に比するに暴風日數多し



霜の終りは五月二十五日にして平年に比し遅く初霜は九月十六日にして平年に比し早し而して降雪の終りは五月三日にして平年に比し遅く初雪は十一月十八日にして平年に比し十六日遅れたり

### 第三章 行政の變遷

本村行政の變遷を記述するに當り其經過を明かにせむが爲先づ本道に於ける行政の始原より順次之れに及ぼさむとす

幕府と松前氏

德川幕府と松前氏 安永、天明の交百三十九年前 露人千島を吞食し北邊漸く多事なるに際し

德川幕府は當時松前氏の所領たりし東西蝦夷地を直轄と爲し本道の經營を企圖せり寛政十一年百十餘年前 幕府更に蝦夷地警備の必要より松前藩をして東蝦夷地を上地せしめ文化四年百五年前 遂に松前氏を梁川に轉封して蝦夷全地を幕府の直轄と爲し函館に奉行

田畑開墾

所を置き擇捉島の開拓、龜田關所の移置、東蝦夷地の道路開鑿、蝦夷地の士卒在住、和人の移住獎勵、有珠、虻田の牧場開設、龜田其他の田畑開墾等を施設したるが時運未熟せず文政四年九十三年前 遂に再び蝦夷地を松前氏に還與せり

函館奉行

函館奉行五十九年前 幕府再び蝦夷地を收め寛政文化の例に依り函館奉行をして之を支配せしめ開拓を圖り移民を勸め道路を開鑿し諸種の事業を獎勵し且最農業に注意し函館附近を始め長萬部、岩内、篠路、其他數箇所に農民を募移し三年間厚く扶助して開墾に

從事せしめ次て安政六年蝦夷の一部を割きて仙臺、會津、庄内、秋田、南部、津輕の六藩に賜ひ各藩より移民して開拓に著手せしめたるも幕府募移の農民は扶助の期盡くると共に離散する者多く各藩より移住したる者も亦維新の戰亂に因りて歸國せるもの多かりしより茲に開拓の業一頓挫を來たせり

開拓總督時代

開拓總督時代 明治元年三月蝦夷地開拓の勅あり函館に函館裁判所を置き侍從清水谷公考總督に任せられしが其翌月函館府を置いて清水谷公考を總督とし翌二年六月函館藩を置き松前修廣を知事と爲す此月更に蝦夷開拓總督を置き議定官鍋島直正を總督に任せられ同年七月總督を廢し函館、根室に開拓出張所を置く

開拓使時代

開拓使時代 明治二年七月開拓總督を廢して開拓使を札幌に置き鍋島直正を長官に清水谷公考を次官に任じ次て島義勇、岩村通俊等を大判官に任じ民部省中に設けたる署を太政官中に移し蝦夷を改て北海道と稱し十一國八十六郡と爲す同年五月清水谷次官免せられ兵部大丞黒田清隆次官となり八月鍋島長官大納言に遷り東久世通禪長官に任

蝦夷改めて北海道と稱す

函館根室出張所

せらる同年大判官島義始て札幌に來り開拓に對する經營に従事せられ省府藩士族寺院に土地を分給して開拓せしむ又從來の請負人なるものを廢し札幌、根室、宗谷等に農工商を募移し翌三年奥羽の農民七百餘人を札幌附近に募移し省府藩士族寺院も亦各多少の士民を移住せしめ爾後年年多數の移民あり同年十一月函館、根室、出張所を改て開拓使出張所を置き黒田次官洋行四年六月米國農商務局長ホラシケブロン以下數名を



省府藩士  
族寺院の  
支配を能  
む

雇聘し同時に器械及動植物を携へて歸朝専ら米國の風に則りて諸般の施設を爲せり同年省府藩士族寺院の支配地を罷め翌五年に至り向ふ十箇年千萬圓を以て開拓使の定額とし大に規模を擴め事業を興し開拓の機運に向ふ十二年八月郡區町村を編制して區役所を函館、札幌に置き郡役所を石狩、小樽、古平、岩内、室蘭、勇拂、浦河、宗谷、留萌、龜田、福山、江差、壽都、久遠、根室、厚岸、振別、網走等に置かる

三縣一局  
時代

三縣一局時代 明治十五年二月開拓使廢せられ札幌、函館、根室に三縣を置く翌十六年より轉籍移住する府縣人にして無資力者に限り無賃渡航の便を與へ且自營者には家作料、種子料、其他の給與を爲し又同年より各府縣貧困の士族にして移住する者には一戸三百六十三圓を度として食物、農具、種子、家作料及運搬費等を貸與し札幌縣は毎歲百五十戸函館、根室の二縣は五十戸宛を募移し毎戸一萬坪を給與して開墾せしめらる置縣に際し開拓使の統一せし事業は各省に分屬せる鐵道及炭礦に屬するものは樺田事務所を置き木工、鐵工に屬するものは工務事務所を置き何れも工部省に屬し殖民山林、種畜、其他一切勸業に屬するものは農商務省に屬して農事事務所を置き取扱はしめたり去れど其後實際事業の施設に不適當なりしを以て十六年二月北海道事業管理局を置き工部省所轄の事業をも併せて農商務省の管理とし札幌に農業、工業、炭礦の三事業所を置き取扱ひたるが廢縣置廳迄に幾多の改正を施されたり十七年四月札幌郡、石狩郡、厚田郡、濱益郡、千歲郡の五郡役所を札幌に置かる

北海道事  
業管理局

北海道廳

北海道廳時代 明治十九年一月三縣及北海道事業管理局を廢して北海道廳を置き全道

一二級町  
村制

を統理せしむ蓋し三縣分治の制たるや主として府縣に依準したるものなれば其施設は多く本道の實情に適せず就中拓殖事業に至りては其弊尤も甚しく實に進歩を阻害したるのみならず却て退歩の趨勢を呈するに至れるより茲に廢縣置廳せる所以なり三十年五月一級、二級町村制を始めて施行せられ同年十一月札幌外十八支廳を置き札幌、石狩、厚田、濱益、千歲五郡を札幌支廳の所管とし後十六支廳となり四十四年四月小樽、岩内、壽都の三支廳を廢して後志支廳を置かれ都合十四廳を以て今日に至る

歴代長官

歴代の本道長官 明治元年函館裁判所を置かれて清水谷公考其四月總督となり同年函館府總督と改められて二年七月開拓使を置かる、や判官島義勇始めて本道に移り地を札幌に卜し官衙を經營せんとして積雪を踏破し密林茅野を探險して豊平川渡船場に到れば二軒の小屋、川の兩岸に在るを見たるが是れ安政年間より住居せる志村鐵一、吉田茂八の兩人なりし斯くて判官は苦心慘憺の末假官舎を東創成通り 今の北一條 西一丁目 に建て

市街區劃

政令發布の地と定む翌三年島判官去りて判官岩村通俊代る此年五月黒田滯隆開拓次官となり藁莽を爰り道路を開きて交通を便にし翌四年市街を區劃して商人を募集し移民獎勵の爲十箇年賦完済の特遇を設け一戸に對し百圓を貸與し更に本廳舎及官舎を建築し養蠶を試育し學校を興し五年に至り盛に土木事業を興したる爲來り集る者五百五十六戸千五百五十三人に達す而して開拓使本廳舎及び病院、官園、女學校等を建築し郵



金銭は木業

樽前山破

松本判官民視察

市民再び來り

租税特免

便・電信の施設を爲し市街の名稱を定め民家の改良等を行はしめたるは皆此年に在り當時の繁榮は實に夢想にも見る能はざる盛況を呈し現今尙各人の話頭に上れる蝦夷地に入れば金銭は木葉の如く散在せりと謳はしめたる時代は實に此秋に於ける一朝の榮華物語なりと云ふべし六年山林規則を設けて官公二林を區別し濫伐を禁じ野火を制止し屯田の制を定められ前年より起工したる土木事業は此年六月全く竣功を告げ數百の工夫一時に解役され爲に市民中家を棄て、夜逃する者あり殊に七年二月十六日より樽前山破裂降灰震動晝夜に亘りしかば相競ふて逃亡離散する者多く市況頓に衰へ一時恢復の途なからんとせり此時に際し殊に教育と勸業上本道の恩人として畏敬せらるゝ所の大判官松本十郎民人の逃亡市況の衰微を憂ひ日中騎馬市街村落を按行し夜間單身微行して民情を視察し市民の窮狀見るに忍びず七年六月土工を興し本廳及官邸病院等の土壘を築かしめ其他道路の草取り官園の手入等に從事せしめ以て仁惠を施したりと雖逃亡者依然として絶えず八年五月黒田長官著任逃亡者の情狀を察し曩に貸與せる家屋建築費十分の八を捐て、窮を救ひ其他直接間接に保護を加へしかば市民再び來りて各業を營めり當時逃亡者は筈八十に處せらるゝ掟なりしが開拓大書記官時任爲基等其犯則を憐み漁場出稼人と見做し特に其罪を免じたりと云ふ爾後建築費貸與規則を定め石造一戸八百圓木造一戸百三十五圓を貸與し又陸運改良掛を設け馬車及馬棧を使用して馬背の不便を改め其他鐵道を敷設し租税の特免する等勸奨誘掖愛撫憐恤到らざる無か

天皇陛下行幸

農民に賞状を賜ふ

町會所

蝗蟲發生

市況順境に向ふ

岩村長官

りしを以て市民漸く堵に安んずるに至れり十四年八月畏くも 天皇陛下行幸驛を豊平館に駐めさせられ官廳、農學校、諸工場、牧場等の狀を天覽あり官吏教員生徒職工舊土人等物を献ずる者八十歳以上の者西南の役に死歿せる者の遺族に御下賜金あり又札幌神社を祭らしめ招魂社に金を賜ひて戦死者を祀らしめ熾仁親王をして農業の功勞者篠路の民早山清太郎、發寒の民中田儀右衛門等に賞状を賜はる等庶民皆聖徳の無窮を謳歌し奉れり十五年二月八日札幌に札幌縣を置かるゝや調所廣丈縣令となり札幌市街を三組に分ち各組に戸長役場一箇所を置き町村總代人八名及學務衛生委員等を區民より公選して金穀、公債、共有物、治水、土木、教育、衛生等の事項を討議す十八年八月町會議を建築して議場に充つ縣政中其制度及施設に伴ひ一般の狀況自ら多少の變遷ありしが要するに開拓使時代に教導愛撫せられたる習慣は縣政施行と共に俄然獨立自活を餘儀なくせられ加之全國の不景氣に遭遇し又不順の天候未曾有の蝗蟲發生農作物の被害殆ど名狀すべからず該蟲一度襲來するや群塵を認めざる快晴の日と雖數里の間日光を蔽遮して白晝暗澹恰も皆既の日蝕に逢たる觀を呈せり爲に一時人氣沮喪せることありしも十九年三縣一局を廢し札幌に北海道廳の設置と共に市況隆々として順境に向ひたり而して置廳以後に於ける長官の主なる治績を擧げ以て三縣廢止以後の一斑を知るの資と爲さむ

岩村長官 明治十九年一月官制の定むる所に由り本廳を札幌に支廳を函館、根室に置



き廳中に各課を配置して事務を分掌せしめ水産税を減じ出港税又は漁業資金の貸與を廢し負債者にして事情已むを得ざる者には悉其官貸金を捐し運輸交通の便を増し殖民地を選定し地質、鑛山等を調査し官營の工作事業を人民に拂下げ道廳々舎の工事を興し支廳を廢して郡制となし警保長を廢し郡區長を以て警察署長を兼ねしめたる等施政上幾多の變革を加へたり

永山長官

男爵永山 武四郎 室蘭岩見澤間鐵道の敷設、上川に離宮建設、通常費を節して事業費

を増加し兵備の擴張と相俟て移民の増殖を計り上川原野の開発を促し兵事、教育、勸業、衛生、警察等の事務漸く見るべきものあるに至れり

渡邊長官

渡邊 千秋 行政の釐革を行ひ本廳及び各郡區役所の冗員を淘汰し小學教育を進め

遠洋漁業を促し其他各方面に向つて新施設を試みんとせんも惜い哉多くは實行の域に達せずして内務次官に任せらる

北垣長官

北垣 國道 拓地殖民上須要なる鐵道、港灣、道路、橋梁、排水、運河等の施設を

港灣調査

急なりとし工學博士平井晴二郎をして函館、小樽間鐵道線路の踏査を爲さしめ空知郡砂川より上川に至る間及上川、根室、網走間鐵道線路の概測を行はしめ石狩、十勝、釧路、根室、北見、天鹽等港灣の調査に著手せむ殊に上川、天鹽、十勝、釧路間鐵道工事の基礎を定めたるは全く北垣長官の賜にして其他治績の稱するもの少なからず拓殖務省新設せらるゝや去て同省次官に轉ず

原長官

保太郎 原長官在任中多少の企劃經營する處なきに非らざりしも概ね北垣長官の政策を踏襲したるに過ぎず在職一年四箇月にして非職となる

安場長官

男爵 保和 行政機關を擴張し拓殖事業の發展を圖ると共に自治の基礎を鞏固ならしめむとし内務部長を勅任とし道廳の官制を改正し郡役所を廢し支廳を置き本廳の事務を簡捷にし下級の行政を敏活にするを以て方針と爲せり

杉田長官

定一 安場長官の後を承けて憲政黨員杉田定一の長官に任せらるゝや偶本道大水害に逢著し善後策を講じ之れが復舊救済を圖りつゝありしに憲政黨内閣瓦解と共に在職五箇月にして冠を掛けて去る

園田長官

男爵 安賢 北海道區制及一級町村制を施行して自治の發達を計り拓殖事業の進捗と地方費事業の發展を圖らんが爲め十箇年間國庫より數十萬圓宛の補助を受くる計劃を樹て實施す是れ所謂十年の計劃なり北海道會法及北海道地方費法並二級町村制を施行し茲に始めて地方自營の基礎を定む是園田長官の事業として不朽に傳ふべき治績なりとす其他教育、衛生、勸業、警察等の諸機關擴張に就ては頗見るべきものあり

北海道地方費法

河島長官

河島 醇 官紀の振肅を圖り官制を改正し事務の簡捷を期し未開地處分法を改正し拓殖事業の經營に於ては主として森林及土地より生ずる収入を以て財源に充て留萌の後に於てせらるべき小樽を先づ築港し尋て釧路築港を確定したり新に十五年計劃の經營案を樹立し一切の収入を標準として支出を定め収入約二千五百萬圓支出約二千萬

十五年經營案



圓殘額五百萬圓の剩餘を以て本道經營費に充つ其經營すべき事業たるや港灣修築、河川改修、土地整理、森林整理、道路橋梁改修及耕地整理を行ふもあり偶病に罹り明治四十四年一月東京自宅に於て逝去せらる

河島長官  
逝去  
石原長官

石原長官 健三 河島長官逝去や石原廣島縣知事轉して本道長官となり未幾干ならずして第二十九帝國議會の開會に際し政府委員として貴族院の議場に於ける答辨上失言の廉あり一時掛冠の説ありしも後留まりて本道を巡視せらる長官在任中 皇太子殿下の本道行啓事務に努力する所少なからざりしも官民間兎角の批判ありたりしが西園寺の瓦解と共に桂内閣成立するや去て愛知縣知事に轉す

山之内長官

山之内長官 一夫 石原長官突如愛知縣知事に轉するや鐵道院理事より北海道廳長官に榮轉せられ幾もなくして桂内閣瓦解し山本内閣の組織せらるゝに及んで該内閣書記官長として轉任せらる

中村長官

中村長官 純九郎 山之内長官の内閣書記官長として轉任するや其後を承けて長官に任せらる

### 第四章 行政區域

本村の行政區域は左の如し

當別村	村名	部名	區域		村役場所在地
			字	名	
	第一中央部	第一中央部	字上川通、下川通、對雁通(部)		字西小川通
	第二中央部	第二中央部	字西小川通、東小川通		
	對雁部	對雁部	字對雁通、樺戸通		
	辨華別部	辨華別部	字辨華別		
	茂平澤部	茂平澤部	字茂平澤		
	中小屋部	中小屋部	字金澤、中小屋		
	金澤部	金澤部	字金澤、樺戸通(一部)		
	高岡部	高岡部	字高岡		
	當別太部	當別太部	字當別太		
	獅子内部	獅子内部	字獅子内		
	東裏部	東裏部	字東裏殖民地		
	川下部	川下部	字川下		
	材木澤部	材木澤部	字材木澤、田ノ澤、大澤		
	青山部	青山部	字青山		
	青山奥部	青山奥部	字青山奥		



### 第五章 本村沿革

沿革

當別村は舊仙臺藩岩出山城主伊達邦直其舊臣を率ひて移住したるに始まる明治四年百六十一人同五年百八十八人同十二年二百五十人を移し以て一村を形成せり後十六年福岡縣人柴藤善三郎の主唱に係る移民二百餘人來住を始めとし逐年戸口増殖し以て今日に至れり始め本村は伊達邦直の支配地たり四年八月其支配を罷めらるゝに當り開拓使に屬し石狩出張所の所轄となる同十二年一月戸長役場を置かる同十四年開拓使廢せられ札幌縣に屬し石狩郡役所の所轄となり同十九年札幌縣廢せられ北海道廳に屬し札幌支廳の所轄となる同三十五年四月二級町村制施行同四十年四月一級町村制を實施せられ今日に至る

### 開村以來の功勞者

開村時代の功勞者

本村創業時代に於る功勞者を推さむとせば先づ吾妻謙 小野實順、鮎田如牛の三名を撰はざる可らず昔時荆棘發生し人煙稀薄にして出甫未開けず海陸共に交通の便なき時に當り舊仙臺藩岩出山の城主伊達邦直の臣隸等本道の開拓に従事せむとして男女百六

十一戸七百有餘人を提げ舊主を補けて渡道せし者を伊達家の舊家老職吾妻謙と爲す而して邦直の本道開拓に志し札幌空知兩郡の内支配を命せらるゝや家臣數名を率て北海道に涉り支配地の地形及土質を點檢したる者を小野實順となす又當別の地に移住以來幾もなく子弟の爲めに教育の途を啓きたる者を鮎田如牛となす今其三功勞者の事蹟を探り左に叙す

吾妻謙

吾妻謙氏は岩出山城主伊達邦直の家臣にして陸前國玉造郡岩出山城下に坐る父を五左衛門と云へ母をキミ子と稱す氏は其の長男たり資性溫良にして學識あり明治維新に際し仙臺藩順逆を誤り其封土を削らるゝや支藩伊達邦直の采邑も亦剛封中に入り而して伊達家の舊臣七百三十六戸を仙臺に移し俸祿を給せずして土著歸農たらむ事を諭達せらる是に於て乍ち邸宅を引揚げられ且つ俸祿に離れ身を容るゝの地を失ひたりと雖三百年來武門に在る者俄然農商に伍するは武士の最羞辱とする所と爲し士籍を脱せずして蝦夷地開拓の任に當らむ事を 朝廷に請願せしに明治二年九月伊達邦直に對し北海道開拓御用被付家來一同其外有志の者自費を以て北海道へ移住すべきの令下れり此に於て君臣一同深く 聖恩に感泣し益北地開拓の急務を覺り第一期移住として同藩士の内男女百六十一戸石狩國厚田郡へ移住し同年九月邦直舊領岩出山に至り舊臣百八十四名を募り前年の移民と併せて之を當別に移す爾來草薙に起居し積雪と闘へ開拓百般の事務を處理し苦心慘憺同志者の永住的精神を涵養するを以て己の任務と爲し一面老幼



婦女を慰藉すると共に舊主を補佐し終始開拓事業を賛けて變ることなく死以て拓殖事業の成功を期せり惜む哉謙氏明治二十二年五月十八日病卒す年四十六村民之を悼み追悼會を開く邦直一首を寄て曰「惜めとも甲斐やなき身のあわれさを慕ふ涙の袖はかほかす」邦直斷腸の思ひあり爾來謙に代りて村事に付心神を勞す是より先吾妻氏本村戸長に任せらる尋て開拓八等屬に任せられ村事に盡瘁する所少なからず實に本村に於ける功勞者として永世不朽以て稱揚せざる可らざる也

## 鮎田如牛

鮎田如牛氏は吾妻謙氏と同じく伊達家の舊臣にして家老職たり天資總明にして學を好み漢籍の造詣淺からず故に人の畏敬を受く明治四年邦直君に従ひ本村に移住するや森林原野の開墾をなすは我等蝦夷地移住の素志たりと雖今若し兒童の爲めに教育の途を講せずむば聖世の民たるに背くものなりとし教育の一日も忽請に附す可らざるを主唱し自ら教鞭を采り讀書を主とし習字を課して兒童の教育をなす如牛氏初志を貫徹せむを期す故に國央に據り忠孝仁義を主とし一意専心教職に任ず後ち本村戸長に任せられ斯村開拓の爲め熱誠盡力し又曾て教育家として赤心以て斯業に盡瘁すると共に一般精神的修養に貢献せられたるを以て氏の門弟逝去後其英靈を慰めんか爲め郷閭に記念碑を建てたり

教育家として理事者としての功績頗る著大にして其功勞の永久に没す可らざるものあるなり

## 小野實順

小野實順氏は舊仙臺藩涌谷城主亘理源太郎君の舊臣小野寺茂右衛門氏の二男にして幼名を清八郎と稱し後ち實順と改む長するに及んで岩出山城主伊達邦直公の舊臣小野丹右衛門氏の養子となり其孫女千代子嬢と嫁す實順氏資性温厚篤實にして才幹あり涌谷藩士男爵鈴木大亮氏の祖父久八郎氏を師とし曾て西洋兵學を修む又擊劍を能くし兵學に就ては後ち久八郎師の改傳を受け其師範となる而かも學識豊富にして頗雅量に富み身を持すること實實術はず頭腦明拆快談能く事を辨ずるも時に熟慮細覆餘す所なしと云ふ故に名望高く邦直君が北海道開を拓企圖するに當り北地探見の命を拜し同志者を伴ふて山川海澤を跋渉し遂に其の任務を了へ再び邦直君に隨從して本道に涉り石狩川を溯り空知郡の支配地を點檢して官憲と土地の授受を了し境界標を建て石狩原野を横斷して札幌千歳の分水嶺を超へ勇拂原野を過ぎて室蘭より沙原に涉り函館港に抵りて邦直君と別れ支配地の交換願に關し函館に留まりて終に其目的を達し一旦歸國し翌四年家族を携ひて舊主邦直君に従ひ渡道するや濱海の邊成と森林原野の墾拓を爲すは元と是蝦夷地移住の素志なりとし朝に腰刀を帯びて拓殖の經營に當り斯村の開発に努力する所鮮少ならず明治六年村内より農業現術生六名を選定せらるゝに當り實順氏其選に當り入て東京官園に在學中は成績衆に超へ後ち生徒取締を命せられ同僚間に畏敬を享けたるのみならず外國教師の信認厚く該教師に隨行して北海道に亘り膽振日高を過ぎり十勝に至りて歸途札幌を経東京に還る而して官園入學以來逐次學業進級一等現術



生となり將に歸任に先ち在官の儘東京に於て病没す享年四十有六氏初め本道に涉り東奔西走席温ざるゝの時なく或は移民計劃に腐心し或は東京に到りて郷村の爲め農藝を研究する等更始維新以來九十年餘妻子をして其堵に安んせしむる能はざるの境遇に在りて終に不歸の人と成る當時官民其逝去を悼む氏の如きは眞に是れ拓殖事業の爲め斃れて後止たりと云ふを得べし

又本村は野菜豊富なるを以て養蠶の業を勧め毎戸其飼育に従事せしめらる實順氏二男三女あり長男琢磨氏を札幌農學校に入學せしめ高等の教育を授け後の拓殖事業に貢献せしめむとす二女ユウ子嬢を上州水沼村星野製絲工場に官費遊學せしむ同女卒業の前年歸任に先ちこと一年工場に於て病卒す時に明治九年十月二十四日享年十六歳なり工場主星野長太郎氏及同僚等其死を悼み工場敷地内に其墓碑を建つ郷邑の生産業に資せむとして羸弱の身を起し邦直君の命に従ひ父兄の勤めに甘んじ將に其任務を果さんとするに當り中途にして其職に斃れたる如き實父の最後と相待て實に悲むべき極みと云ふべし

二男兵枝氏曾て北海道廳土木課に職を奉じ北見國宗谷郡に於ける官設道路線實測として該地方出張偶稚内町火災の時飯田旅宿に投宿中一旦避難せしも公用圖書類の焼失を懸念し躍りて火烟中に入り遂に悲惨の最後を遂げたり當時稚内町の官民有志者巨額の資を醗集し墓碑建設費に充用せむことを以てせらる依て其の墓碑を豊平町の共有地に

建設せり兵枝氏資性温良直實にして勤勉能く職務を守り北見出張中事務打合の爲め稚内町に滞在道廳の指揮を待つの時無聊に苦み當時稚内町官民一同飲料水の欠乏を懇へつゝあるの時に當り水道敷設線の測量を爲したることあり一大美舉と云ふべし

實順氏草昧の時代に處し一身一家を顧みず専心公共事業に盡瘁したるの精心に至りては誰れか敬服せざる者あらむや况や第二の郷里を去り身を拓殖事業に委し不幸にして屍を他郷に葬らざる可らざるの境遇に至りては吾人一掬の涙なかるべからず當別村民たるもの其徳を永遠に傳ひ里人皆其徳を一にせん事後進者の義務なりと云ふを得可し以上の二氏は何れも一身一家の榮達に顧慮する所なく村内の爲め貢献したるのみならず村利民福の基礎樹立に努力せし事は前述せる如し如斯は開村時代の功勞者たるべきのみならず一般の龜鑑と云ふを可し

## 第六章 伊達男爵家移住顛末

概言

華胃の家に生れて徒に飽衣暖食を事とせず奮然身を挺して寒煙落莫の湖北に移り朝に斧斤を揮ふて荆棘を排さしめ夕に未糶を把りて田園に耕し風饑雨餐千難萬苦備さに嘗め盡して終に宿昔の志を大成したる者舊仙臺藩亘理宇多二郡に於ける三万一千石を領したる亘理城主伊達邦成君と共に本村の伊達邦直君其人を推す蓋し此伊達兄弟の如

伊達邦成



田村顯允

吾妻謙

伊達邦直

岩出山城

きは近代の偉人古今の歴史に未其類を見ず而して前者邦成公を終始補弼したる者を其  
 舊臣田村顯允翁と爲す翁は田村將軍十八世の孫にして明治維新前常盤新九郎と稱し邦  
 成公の家宰たり後者邦直公を補弼したる者を其舊臣吾妻謙氏と爲す氏も亦邦直公の家  
 老職にして共に是れ兩家の事業を助けるたる近代の義人なり此兩伊達家は本道拓殖の  
 先驅者にして其業績の偉大なるは世既に定論あり是本道移民の龜鑑と謂つべきなり  
 邦直公初め彈正と稱す通稱英橋後之を廢す天保五甲午年九月十二日奥州陸前國玉造郡  
 岩出山城に生る仙臺藩祖伊達正宗卿の第五子伊達宗泰十世の孫なり岩出山に住し宗藩  
 より菜地一万四千六百石を分配せられ家臣七百三十六戸を養ふ熟々案ずるに祖先宗藩  
 は伊達三河守と稱し從五位に叙せられ朝散太夫たり幕府將に伊達郡梁川の地に封せむ  
 とす命あり江都に抵るの途痘瘡に罹て卒し終に其封を受けず子宗敏以下該藩一門に列  
 し世世岩出山城政宗公曾て築く所に居り邦内一方の兵衛を擔任し待遇頗厚く末藩と同一視せら  
 る如斯にして變世相承け邦直に至る然るに此時幕府の運己に未造に屬し海内漸く騷然  
 たり忽にして戊辰革命の變起るや姦臣權を弄し順逆道を失し爲めに藩主伊達氏封土を  
 削らるゝや其支藩伊達邦直氏の臣隸七百三十六戸を仙臺に移し俸祿を給せずして土著  
 歸農たらんことを諭達し邸宅其他不動産共に沒收すべき令下る是に於て邦直氏前後爲  
 す所を知らず慨然として後圖を憂ひしもの殆ど一年行くに興なく歸るに家なく天地間  
 身を置に處莫く且三百年來主従の情誼を絶ち士籍を脱して農商に伍するは累世武門に

開拓の廟

勤王の精

邦直の請願書

天譴に觸

開拓の御盛業

在る者の最も恥辱とする所と爲し士籍を脱せずして其所を得む事を計劃せり偶蝦夷開  
 拓の廟議ありと聞き奮然大に決する所あり以爲く蝦夷地は皇國の北門にして一衣帶水  
 露西亞と相隣し彼の垂涎する一日に非ず今舊臣と共に彼の地に移住し未開の森林原野  
 を開拓し山に獵し河海に漁し勵精開墾に従事せば一は以て家臣を養ひ一は以て勤王の  
 精神を紹かにし兼て邊戍の役に服し一旦不慮の變に遭遇せば身を以て國に殉し骨を北  
 海の濱に曝し曩に名分を誤たる罪を償ひ國家の爲に消埃の効を竭すに足んかと因て同  
 宗亘理城主伊達邦成氏と謀る當時田村顯允氏奔走する所少からず明治二年九月書を按  
 察府に上り切に具聞する所あり言言肺腑より出で至誠人を動かす即其請願書左の如し  
 微臣邦直頓首再拜謹而奉歎願候邦直先祖藩祖伊達政宗庶子宗泰以來玉造郡岩出山に  
 於て高一万四千六百四十石の采地分配を受け家來七百三十六戸撫育罷在候處昨年中  
 邦内多難姦臣權を乗るの時に方て邦直儀宗戚の班に居り死を以てするの諫も無之終  
 に天譴に觸れ候段に立至り候儀偏に邦直始不相濟筋鼎鑊を相甘居候處不料出格至  
 仁之敕旨を以て更に廿八万石下賜邦直等に至る迄再び御恩澤に浴し奉り候儀 朝廷  
 の御仁惠誠以不堪感泣次第に奉存候因ては朝廷の御爲區々の微功も相立少しく邦直  
 の罪も相償申度日夜焦慮苦心罷在候得共邦直懇愚庸劣別して見籠之儀も之無因循今  
 日に至り候處然るに今般北海道 御開拓の御盛業御熱立諸藩有志の徒夫々御用被仰  
 付同宗伊達藤五郎自ら彼地に跋躄し開拓致度志願之趣傳聞仕至極同意の儀と奉存邦



七百餘戸

朝廷の爲  
め死力を  
盡さんと  
す

直に於ても同様家來共を引連彼地へ移り死力を盡して開拓仕北海の儀は皇國北門の鎖鑰に御座候上は夫々方面の御用にも相立寸分の微効を表し前罪の萬分一を相償申度奉存候間彼地相應の場所開拓被相任候様被成下度奉懇願候早速の儀七百餘戸の人員一時に住住爲致候儀は及兼可申候得共先以少年倔強北地風土等心得罷在候者等を相撰み開拓事業に従事爲仕老弱男女は手方相付候上引移申度奉存候方今朝廷御用途御多端之折柄の儀に御座候上は何分にも自費を以て開拓仕千辛萬苦死力を盡し朝廷の御爲め寸効も相立て邦直前罪の萬分一を相償申度區々の情實御洞察御仁恤の御沙汰被成下度伏而奉仰望候不堪懇願之至誠恐惶頓首再拜

明治二年九月

按察府  
開拓使  
置

按察府白石に置かる大に之を嘉みし爲に添書を附し直に東京に抵り辨官に上請すべきを以て會邦直病あり舊臣吾妻謙之に代る此月政府は開拓使を置き蝦夷地開拓の事を主管せしめられ同月伊達邦直を東京に召し家臣其外有志の徒を募り自費を以て漸次移住開拓の實効を奏す可き旨を以て石狩國札幌空知兩郡の内支配所に賜ふ其御沙汰書左の如し

伊達 邦直

御沙汰書

北海道開拓の義は方今の急務に付追々御處分も有之候得共重大之事柄全地一時に御手を可被著口的も難相立折柄其方善不憚艱難自ら彼地を跋躄し開拓致度志願の趣神妙之至被思占北海道開拓の御用被仰付候條家來其外有志の徒相募自費を以て漸次移

住屹度實効相立候様 御沙汰之事

石狩國空知郡札幌郡

右兩郡の内其方支配被仰付候事

十月十日

太 政 官

但土地は追て割渡すべき事

小野實順  
等北海道  
に渉る

邦直渡道

爰に於て邦直特典に感激し其年十一月先づ小野實順等舊臣數名を北海道に遣はし地形土質等を詳密點檢せしむ然に其支配地は空知郡の内にて分割せらるべきを傳聞し窃に以爲く該郡は石狩川の上流に位し海灣を距る甚だ遠く且陸に一條の道莫し吾今微力を以て之が開拓に従事せん事頗難からむと乃ち吾妻謙の尙東京に在るを以て同人をして沿海便宜の地に變せられん事を悃請せしめたり而も遂に許されず是に於て翌明治三年二月邦直舊臣六七名を率て渡道し小樽開拓使廳に詣り支配所割を請ふ同使爲に開拓權少主典を空知郡に派遣せられ四月二十九日を以て相與に石狩を發し小舟に乗じて石狩川を溯り或は土人の草蘆に投宿し或は河岸の樹蔭に露臥し掃風沐雨幾多の辛酸を嘗め五月九日始て空知郡に臻る則ち奈江よりナイに至るの地を分割せらる滞在三日普く地形を探り土質を檢し境界標を建て函館に還る然るに邦直尙心に安むせざるものあり以爲く該郡は石狩川口を距る四十餘里水路ありと雖運輸の業頗難く薄資功を奏する能はざるや必せり且當初舊臣に諭すに舉家移住必成を期すべきを以てす故に有志者斷然



人心瓦解

渡道の議を決し己に家屋を譲與し什器を賣却し皆是を翹て好報の至るを待たん今若し其徒をして分割せらるゝの地僻遠曠漠開墾著手の至難なるを知らしめば恐くは人心瓦解終に其素志を沮むと因て函館支廳に抵り更に石狩國厚田郡望來の地（今の望來村にして海邊に在り石狩河口を距る二里余）を貸與せられむことを請ふ亦聽れず然れども邦直氏の意己に決せり奈何ぞ之を以て躊躇すべき則ち備さに其事情を縷述して切に悃請し且舊臣小野實順をして留て命を待たしむ其年八月一度允さる既にして又貸與す可からざるの命あり蓋し開拓使の要路に在る者以爲く彼れ邦直等名を開拓に假り沿海の漁場を占領して漁業の利を征せんとするもの何ぞ其願旨を許さんやと此時邦直氏の失望落膽察すべきなり是に於て乎己むを得ず更に又同郡聚富の地を請ひ爰に始めて許可を得たり願ふに此地土質良好ならざるも石狩川口を距る僅に半里運輸の便あるを以て姑く其民を此處に移し然る後將に圖る所あらむと欲せり

失望落膽

明治四年

岩出を發す

明治四年二月舊臣を移すの期に先ち吾妻謙を東京に遣はし石狩に航するの汽船を備ひ陸前國寒風港に回航せしめむ事とす而して當時航路の未能く小樽港に通せざる容易に此議を果すを得ず因て回漕會社附屬船猶龍號を雇ひ航海費一千五百圓を以て東部勇拂海に航するの約を爲す是れ其地上陸千歲に至り行程七里此處より水路千歲川に因り石狩に通す更に河舟を以て西部石狩に赴かむことを期したるが爲めなり同年三月十日男女百六十一名を率ひて岩出山城下を發し遠田郡舟越村に泊し十一日東名濱に至り翌十二日海路寒風澤港に赴き

岸頭に衝突せむ

以て汽船の入港を待つ是より先米鹽及什器類は別に陸運三里加美郡四日市場に至り更に水路を廣瀬川に取り野蒜港に輸送せり而して猶龍號の來るに及びて悉之を搭載し同月十七日を以て愈纜を寒風澤港に解き勇拂海に向ひて航す時偶海霧溟濛三日間咫尺辨ずる能はず誤りて幌泉海勇拂より東數十里に在りに至り將に岸頭に衝突せんとす幸に空樽の海上に浮べるを見其陸地の遠からざるを曉り急に舵を停め舟子をして上陸せしめ更に方法を定めて勇拂海に赴けり此日風波嶮惡其地港灣に非ざるを以て碇泊するを得ず又俄に舵を室蘭港に轉し竟に三月二十四日を以て同港に上陸せり爲に陸路の遠き二十餘里を増加するに至る而して路次千歲を経るも河舟の少き皆之を搭載するを得ず終に陸行五十餘里札幌及錢函を経て厚田郡聚富に到る當時札幌開拓の初年にして室蘭以北新道の建築未だ成らず陸運の至難なる重量米鹽の如き其運搬費却て元價よりも大なるを恐れ之を有珠郡移民伊達邦成の舊臣前年此處に移るものに貸與して漸次其價金を償却せしめ什器は別に帆船を雇ひ函館を経て石狩に回漕し老幼病者は互に相提携し以て數日の行程を経過し千歲に至り纜に河舟に搭載する等其難苦勝て言ふべからず費額も亦隨て少なからざりしなり同年四月五日移民悉く聚富に到着し先づ漁屋納屋と稱するもの三戸を借りて之れに居らしめ地を林中に相し伐木結蘆各若干畝の地を墾し試みに各般の種子を播するに皆實らず且つ此地は海邊に瀕し土砂相混し林木を斫伐し去らば益荒瘠に變し墾闢の終に徒勞に屬せん事を恐れ人人頗る趨跂の色あり偶舊臣小野實順なる者邦直に告ぐるに當別の地は石

聚富に到る

林中に結蘆



當別の地 狩を距る甚だ遠からず地味沃饒なりと因て六月某日吾妻謙小野實順等六七名をして嚮  
 導者を雇ひ先づ該地に到らしむ然るに途にして方位を失ひ山間に露宿する三日終に達  
 せず後熟知の者に就て方面を問ひ辛苦山澤を跋渉し始て當別に至るを得たり然れども  
 此地眼目の極まる所巨木蒼鬱蘆葦蒙鬱地形探ぐる能はず只一川の林間に流るゝを見る  
 のみ而して其兩岸地味の肥沃なるは果して聞く所に背かす由て惟ふに苟も開拓に志す  
 者家を移す數百里徒に瘠土に勞日せむよりは寧此土を墾し成らずむば乃ち斃るゝの勝  
 れるに若かずと竟に移轉を議決し更に之を貸與せられむ事を開拓使に請ふ許さる然れ  
 ども移民日に益困弊或は其の議を泪み深く此地に入るを欲せざる者あるに至る偶開拓  
 使石狩出張所所屬倉庫建築の工事あり汎く人民をして其費額を投票せしむ邦直氏好機  
 逸す可らずと爲し舊臣をして之に與り其投票最廉なるを以て終に請負を命せらる是に  
 於てか日に六十餘人の同志を鼓舞し三十余日にして工事を竣功し千餘圓の金額を得以  
 て將さに泪せんとするの志氣を挽回し移轉の事を謀るに至れり茲に於て同年八月先づ  
 石狩より當別に至るの小徑を開鑿せむ事を議す衆相誓ふて曰く路若し成らずむば山野  
 に露宿する幾日なるも敢て歸らずと而して十七歳以上の壯丁皆之れに従ひ十有一日に  
 して五里七町餘の新道を開鑿し當別に達するを得たり實に明治四年九月一日なり

當時邦直氏以爲く設令當別に達するの新道を開き得たるも石狩を距る遠く小數の移住  
 者を以て村落を成すは極て難からむと因て又自費を以て舊臣八百餘名を募り此地に移

工事請  
 負ふて千  
 餘圓を得  
 たり  
 小徑開鑿

移民費一  
 萬圓借用  
 の件允許

さむ事を議し該費一萬圓貸與の件を開拓使に請ふ其還納の方法は移民をして札幌經營  
 の事業に従事せしめ以て之を償却せんとするにあり同使其請願を許容せらる此年九月  
 邦直氏吾妻謙等數名を従ひ自ら郷里岩出山に抵り移住を奨勵せしが人皆地の僻遠にし  
 て事の成らざるを恐れ敢て其の言に従はず之れに應ずる者僅に百八十餘名のみ邦直氏  
 の遺憾以て察す可きなり因て吾妻謙をして其事情を開拓使出張所に開申し且其篤志者  
 を移さむ事を請はしむ既にして該人員は官費移住せしむ可きの命あり是に於て貸與金  
 の指令は取消に屬せり明治五年二月二十一日吾妻謙東京を發し開拓使附屬船庚牛丸に  
 乗じ寒風澤港に至れば邦直氏既に移民百八十餘戸を率ひて同港に在り乃ち之を搭載し  
 同二十三日午後三時を以て拔錨又此日天氣晴朗海波平穩衆皆之を喜ぶ而して航行未だ  
 數時ならざるに突然暗礁に觸れ船底に損所を生じ殆と將に沈没せんとす幸に富貴浦の  
 傍近に在るを以て方向を轉じ船を港内の淺處に進め僅に萬死を免るを得たり然れども  
 衣服什器の如きは悉之を海水に浸潤し爾後三十餘日を経て石狩に達せしを以て腐朽用  
 ふ可からざるに至る同年四月此新移の百八十餘名は前年聚富移住の百六十餘名とを併  
 せ以て當別に入り開墾に著手することせり而して移民の最此地に苦む者は密林巨木  
 に非らずして寧運搬其便を得ざるに在り曾て一條の小徑を開くと雖僅に方位を知らし  
 むるに過ぎず險阪あり濕澤あり駄馬往來の便を闕く又當別川は石狩大河に注ぎ自ら石  
 狩に至るの水路ありと雖處處に流水河身を梗塞し容易に舟楫を通ずる能はず故を以て

移住者難  
 船

駄馬往來  
 の便を闕



移民中先づ其最强壯者を選び各自飯米を負擔して此處に至り以て事業を創始する等其難苦勝げて言ふべからず殊に嚴冬積雪の時に方りては山路小徑の人行を絶ち米鹽の運搬すべからざるを慮り豫め衆力を以て水路の流木を剪除し纔に小舟を通ずるを得せしめ且河水氷結の期に先づ冬間四五箇月支ふべきの糧米を輸し以て各戸に分與せり於是乎人心稍定る加之春來此地を墾鉏し從て播種するもの一として秋實あらざるはなく人皆此土を愛するの念あるものゝ如きを以て即ち聚富墾鉏の地十餘町歩の草蘆三十餘戸を廢棄せり

人心稍定まる

邦直支配地を免せらる

先是廢藩置縣の際に當り當道各藩支配地を廢し邦直氏も亦空知郡の支配を免せられ尋て土地民を開拓使に引渡すべきの命あり故に前後移民三百四十餘名を同使に引續き此年五月以降募移民扶助倒に照し米及鹽贈料を給與せらる當初より此に至る數年間資本を投ずること實に一萬餘圓に達す而して明治六年五月に至り此移民扶助米金の内每一人米一合五勺鹽贈料十分の一を蓄積し以て患難相救ふの資に充てしめ明治八年四月扶助滿期の時に至りて止む如斯にして漸く部落を形成し移民を安堵せしむるの緒に就きたりと雖由來邦直の寤寢苦心せしは交通機關の不備に在り縱令當別川稍や流木を剪除し小舟を通ずるに至らしめしと雖末行舟に便なざる動もすれば流木に衝突し時に傾覆を免がれず其損害亦尠からず故に馬足に便なる完全の陸路を開鑿せざれば遂に交通運輸の便を企圖すべからざるを以て明治六年以來屢石狩道路官費新築を請願し一面又

陸路開鑿

新道路の開鑿を計劃しつゝあり漸く七年に至りて實測の結果山勢平坦稍迂遠ならざるの地を發見し直に村費を以て之を開く行程三里二十六町にして石狩に達するを得之を舊道に比すれば一里餘を減縮し運輸稍其便を得るに至れり此費額一千四百餘圓竣功の後官費支出の命あり下付せらる

黒田長官邦直を徵す邦直の意見九條

明治十一年十一月十二日黒田開拓長官邦直を札幌に徵し當別村移住以來幾多の艱難を経移民を鼓舞して終始開墾に従事せしめ舉村産業を得るに至りしを賞し金十五圓を賜ひ諭すに開拓の要旨を以てし且つ將來村民就産の方法を案じて上申すべきを以てせらる因て意見九條を開陳せり一に曰く石狩道路を修築すべし二に曰く水路の梗塞を開通す可し三に曰く對雁道を官費新築し且其路線に沿ひ新に五十戸の民を移す可し四に曰く小區扱所を置き村民の保護を爲す可し五に曰く公立病院を設立す可しと而して其六條以下九條に至る迄は製麻・養蠶等の事業を盛大にする件なり斯くて對雁道開鑿及移民の件は直に許可せらる原來對雁は當別を距る遠くして道路を通ずる能はずと思惟せしに此年始て之を踏破し南方直線僅に二里に過ぎざるを知り爰に此新道を開鑿するに至れるなり先是舊領本國に在るの舊臣等皆開拓其の地を得ざるを疑ひ且つ航路屢危難に罹り殆ど死に瀕せしことあるを聞知し喋々開拓の非なるを論辯するの報あり必竟彼等を招致し事と與にする能はずと爲し爾來彼此交通を絶つ殆ど七年親戚朋友と絶交し當初の目的を貫徹せんとせり茲に至つて此地開拓の事業稍其緒に就き而して故國の人

開拓の非なるを論辯す



邦直舊臣  
を移す三  
回

積穀を爲  
す

邦直少尉  
に任せら  
る

邦直能役  
さ成る

情亦前日の比に非ざるを察し又之を移さむと欲し明治十二年一月邦直氏吾妻謙等々隨へて岩出山の舊領に赴き舊臣五十六戸二百十餘人を募り其四月十日汽船に搭載し同月二十日當別に移著す即ち之れを對雁道路線に配置す抑邦直の民を移す前後三回航路に一の障礙なく此地に達するの速なるを得たるは海上平穩なる時季と航海業者の航路熟達せるに因らずんばあらずと雖今回の如きは天祐なりと思惟せしめたるなり道路建築新に成り橋梁を當別川に架するに及び村民始て對雁を経て札幌に往來するを得其行程七里十町之を石狩を經過して往來するに比すれば其近きと三里強なりとす新移民の來着するや特に十八箇月間の扶助米金を給與せらる因て前例に倣ひ其幾分を蓄積す此年一月始て戸長を當別に置き吾妻謙を以て戸長に任せられ其七月三日本村に勸業課詰所を設置せられ邦直を開拓七等屬に任じ勸業課在勤を命せらる

明治十四年二月二十六日邦直准陸軍少尉に任せられ開拓七等屬を兼任す其の年五月四日移住以來舊臣を率勵し共に農事に盡力し多年刻苦荒蕪を開き國益を興し其の功績不少特旨を以て從六位に叙せらる同年七月 車駕北海道に幸す邦直を札幌行在所に召して謁見を賜ふ亦榮なりと謂ふ可し十五年二月八日廢使置縣の令あり當別村に設くる開拓使勸業課詰所又廢せられ十八年十月十二日年齢滿限に達し罷役となり後備軍艦員を仰付らる爾來悠々自適閑に老を養ひしが二十四年一月十二日病て卒し享年五十有八男基理氏嗣く基理氏又同年五月十一日を以て逝く孫正人氏其後を襲ふ尙幼なり後見人

西洋穀菜  
の試作

始めて蚕兒  
を飼育す

當別學校  
成る

福岡縣民  
來る

開墾地四  
百四十町  
歩餘とな  
る

伊達邦成公竝に舊家臣等の補助に頼りて邦直氏の遺志を紹く二十五年十月十五日正人氏祖父の功に依り特に華族に列し男爵を授けらる積善の家は餘慶ありと洵に至言と謂つ可し

以上は是邦直氏が二十有余年間本道の開拓に碎勵刻苦拮据經營せし事蹟の梗概なり尙ほ其漏れたる事蹟の主なるものを擧げむに官の勸誘を待たず明治五年己に西洋穀菜各般の種子を得て試植したるが如き又此年現術生徒六名を撰み牧畜樹藝の業を開拓使東京官園に學はしめたるが如き又此年筆算教師一名を置きたるが如きは何れも皆村民をして進取的の思想を鼓舞し以て新智識を涵養せしめんと欲せしに外ならず而して明治六年に始て野桑を以て毎戸蠶兒を飼育せしめ七年には麻を耕作せしめ八九兩年には盛に西洋果樹を栽培せしめ十年には馬耕器械を購入して墾耕を便にし十一年には村民をして農具運用の術を開拓使勸業課員より傳習せしめ又當別學校を建築したる等著々殖産教育等に力を盡くし彼十二年第三回移民の來住せし時は己に蔚然たる一大村を形成し後前日寒煙落寔たるの痕蹟を留めず爾來移民招かずして至り十六年には福岡縣民三十二戸の來住あり又二十一年以後には徳島、石川、富山、諸縣の民陸續踵を接して移住し其結果明治四年には戸數四十二戸人口百六十一人墾地十町歩余五年には九十一戸三百六十人三十町歩余なりしも十二年には新移民を加へて百四十九戸六百六十人百六十一町歩余となり二十年には二百一十一戸九百五十五人四百四十町歩余となり殊に近年は



其發達最著しく二十七年には六百七十六戸二千七十七人二千七百七十二町歩余となり尙三十二年末に至りては實に千八十一戸四千七百二十三人三千九百三町五反歩となり今や田園相接し鶏犬馬聲相和し家給し人足り比隣罕なる一大部落とはなれり願ふに當初邦直氏にして奮然蹶起身を挺して無人の野に入り克く部下を誘掖督勵し艱苦を俱にせずんば焉ぞ其今日あるを致さん宜なり村民永く之を徳とし祠を建て、其靈を祀る

### 當別の伊達男爵邸と岩出山城

岩出山城

岩出山城 は町の正方丘上に在り天正中氏家三河守彈正隆繼の居城なりしが其後伊達政宗公十餘年間の居城と成り慶長七年政宗居を仙臺青葉城に移すや其の第六子宗泰に賜はり爾來宗泰より十代二百五十有餘年間の居となれり明治九年三月二十四日大火災ありて流石に壯麗を極めし城廓も悉烏有に歸し從て町家の燒失せるもの四百余戸に及びりと云ふ始め政宗に岩出山城を賜ふや徳川家康親しく同城に來り旅館を實相寺に卜し三十有餘日滞在せり其際家臣四天王の一人榊原式部太夫康政は政宗の爲めに同城の繩張を爲し増築の上之を賜ふ之より臥牛城と稱するに至れりと云ふ當時康政の岩出山城再築の繩張に要せし一切の什器特に同地八幡社に奉納せらる其跡を現今郷人等八幡平と稱ふ

更始維新  
山の岩出

更始維新前の岩出山城の模様を略叙すれば御本丸の下今の岩出山小學校の西方に於け

る平地は即ち宗泰公以降十余代の居城趾にして學校の敷地は大廣間に當れり又今の町役場東十間余に御松御門あり而して此邊を大手前と稱せり其左右傍に興武館と稱して家臣の練武場なりしが今は其痕跡無し今の町役場より北内川に至る間に馬場ありて馬術の練習所たりしが今は樂園と變せり又一の構と稱するは今の河原町、仲小路邊より土壘を築きて一直線に東に進み十軒小路に至りて南に曲折して清水川を渡り遠く轟に及びり又二の構は蛭澤渡より一直線に東に築き町西裏に至りて北に折れ内川に至りて止む願ふに敵の防備に供せしものならん殊に二の構の土壘外には幅三間余の堀を開鑿して常に水を内川より浸入せしむる等頗る至嚴なりしと云ふべし而して岩出山町には名掛町、肴町、狐小路等仙臺市に同じき町割あるは蓋し仙臺、岩出山城共に榊原康政の繩張に因るが爲なりと云ふ

### 當別神社と岩出山の名所

有備館

有備館 は字小池小路に在り舊幕時代伊達家に於ける建築物として遺存せるは此館のみなり建築は平家造りにして極めて質素なり元三代宗親公の隱居家として建てられしを四代村泰に至り學問所と爲し時の儒者佐久間洞巖をして講學せしめし所なり「奥羽觀跡聞老誌」は洞巖の同館に在りし際編述せるものなり洞巖は有備館に對影樓の扁額を書して掲げたり額は今尙存せり



有備館の庭園

有備館の庭内には小池あり其周圍四町余ありて池中四五の小島散在せり其近きを茶の島と稱して架するに朱塗の橋を以てす島の中央に清酒たる茶室あり其他鶴島、龜島、出島、甲島等ありて皆數株の青松を戴き池中の清水に影を落して目覺るばかりなり加之周圍には櫻、椿、樹數百株ありて四季殆ど花を見ざる無く又前面は内川の清流を隔て、斷崖百尺の偉觀を望むべく天然の景と相待つて風光實に幽難なり若夫れ池中に輕舟を棹さんか身は眞に仙境に遊ぶの思ひあらむ此庭園は清水道親が藩公の命に依りて作りしものなりと云ふ現今は伊達寧永氏の居宅に充てらる今同館の寶物を列記すれば左の如し

有備館の寶物

鷲の毛織の陣羽織

宗泰の臣崗志摩守に秀吉より賜はりしもの

吉村公筆和歌

短冊一葉

時宗公筆俳句

同 一葉

政宗公筆和歌

同 一葉

定家師筆和歌

掛物一軸

君萬歳友成作

刀一振

綱宗公作

刀一振

朱塗名香箱

一 個

八幡神社

八幡神社 は町の西南八幡山上に在り清和天皇七代の孫鎮守府將軍源義家の勸請なり

と傳ふ伊達政宗の大崎義隆追討の時八幡社に祈誓して託宣あり其神告に頼りて戰勝を得しかば政宗深く八幡社を崇敬し平定後神殿を造營し且社領として高三十石を寄進せり明治五年水澤縣開創に際し郷社に列せらる同九年岩出山火災の際境内の長床事務所等悉焼失せしも神殿は依然として神威顯然たるものあり明治三十九年十一月二十八日村社、愛宕神社無格社、竹駒神社 同神明社の四柱を合祀す  
毎年四月十五日九月十五日の兩度を以て祭典を執行す近郷よりの參詣者多く非常の賑を極む現今同社の什寶として現存せるものを記せば左の如し

八幡社の什寶

小野小町筆和歌

二 葉

冷泉爲家和歌

一 首

篁書

一 葉

小野道風書

一 葉

東應俳句

一 葉

### 岩出山八景

岩出山八景

城山秋月 草刈新助

武士の住みけん城の跡とひて

今もかはらぬ弓張の月



有備館晴嵐

御館ふく夜半の嵐は音やみて

あさひに匂ふ庭の松か枝

玉造江筏士

ちりかゝる紅葉のにしき積みかせて

玉造江をくたす筏士

轟 夜 雨

芦の葉に音を残して小夜時雨

ねさめさひしき轟の里

八幡社晚鐘

八幡山今日も暮れぬる夕霧の

おかよりひしく八相のかね

愛宕 暮 雪

見馴れつる愛宕の山もけふは又

なかめことなる雪の夕暮

大橋 夕 景

馬車かよう野の道は夕かけて

てる日のかけの渡る大橋

長田 落雁

夕まくれ長田の稻のをくの田に

おくれて落るかりのひとへら

岩出山城主伊達男爵家系統

伊達家系

伊達家系圖 天兒屋根命二十二代大織官冠藤原鎌足より十六代の後胤伊達遠江守非藏人從五位下常陸介朝宗より十七代の末葉正三位中納言伊達政宗の第六子宗泰を岩出山城主第一世とす

岩出山城主

第一世 伊達宗泰

第一世 初名愛松丸と稱し三河守たり慶長七年壬寅山城の伏見に生る寛延十五年戌寅十二月二十三日逝去す行年三十有七歳岩出町伊達家廟堂に葬る其室は伊達武藏宗利の女にして慶安二年十月二十四日逝去す

第二世 伊達宗敏

第二世 寛永二年乙丑岩出山城に生る治世實に四十一年間延寶六戊午三月晦日逝去年五十四室は石川駿河宗敬の女元祿七年八月二十日逝去六十七



第三世 伊達宗親

初め大力又壹岐若狹大膳彈内藏と稱しき名は敏親後忠宗の扁諱を賜ふて宗親と申し治世四十四年間慶安四年辛卯岩出山城に生れ享保六年辛丑二月二十三日逝去す年七十一其室は京都冷泉中納言爲清の娘なり元文元年丙辰四月二十六日年七十九を以て逝去す

第四世 伊達村泰

天和壬戌年岩出山に生る初名を宗明孫吉主馬彈正と稱す實は伊達安藝宗元の第五男なり綱村の扁諱を賜ひ名泰と改む治世十六年間享保十六年四月二十日年五十にして逝去す室は冷泉中納言爲綱の娘寛延元年戊辰八月十二日逝去す享年五十八

第五世 伊達村緝

初め大力後主馬又彈正と稱す後吉村の扁諱を賜ひ村緝と改む治世僅に六年元文元年二月二十五日逝去す年三十歳室は石川大和村弘の女にして寛政四年五月二十九日逝去す

第六世 伊達村通

初名を大力と稱し後内藏彈正と改む宗村の扁諱を賜ひ名を村通と申す治世四十八年間享保十二丁未の生なり天明癸卯三年十一月十五日逝去す年五十有七室は亘理石見定根の女寶歴十二辛己二月二十六日逝去す年三十有一其後室は白川藤左衛門村廣の女享保元年九月二日逝去す年七十歳

第七世 伊達村則

第七世

明和乙酉二年生る初大力と稱し彈正又大亟と改む齊村の扁諱を賜はり名を村則と申す享和元年辛酉正月二十日年三十七を以て逝去す室は三澤右近村保の女なり天保十四年七月二十六日七十五歳の高齡を以て逝去す

第八世 伊達宗秩

初めの名を泰親と申す後齊宗の扁諱を賜はり宗秩と改む治世四十六年室は伊達下總村將の女にして弘化三年三月二十三日年七十有七歳を以て逝去す

第九世 伊達義監

文化六年岩出山に生る初め大力内藏彈正と稱す齊義の扁諱を賜はり名を義監と申す治世僅に五年弘化三年八月十四日年三十八を以て逝去す室は伊達長門宗元の女なり

第十世 伊達邦直

天保五年甲午九月十二日の誕生なり初め大力又は彈正と稱す慶邦の扁諱を賜はり名を邦直と申す明治二十四年一月十二日年五十八歳を以て逝去せらる其室は柴田外記の娘なり

第十一世 伊達基理

文久三年三月十日岩出山城に生る明治四年四月北海道に移住明治二十四年五月十一日年三十歳を以て逝去せらる噫惜しきかな名君なりしを其室は柴田外記の孫女なり

第十二世 男爵伊達正人



第十二世 明治二十九年一月一日當別村に生る明治二十五年十月十日祖父邦直の功に依り特に華族に列せられ男爵を授けらる其室は和田直衛の娘なり

### 岩出山伊達家制度

伊達家諸制度 明治維新以前に於ける岩出山城主伊達家の諸制度を示せば左の如し

- 御家老七人 御家總理
- 御醫師
- 御小姓頭 文武を司る
- 大番組 軍務を司る
- 御番頭 次男養育係
- 御出入司 財務を司る
- 奥御用人 奥方世話役
- 仙臺御留守居 外務を司る
- 御町奉行 裁判の事を司る
- 御目附 警察の職を司る
- 御當地御足輕
- 在郷足輕頭

- 御弓頭
- 御作事奉行
- 御長柄組頭
- 以下軍務
- 御武頭 足輕を取締る役
- 御近習目附 藩士を監察す
- 御金役 金を取締る役
- 御納戸金役
- 御勘定奉行 財用の勤
- 御膳番 料理検査
- 御供頭 行列式を司る
- 御村役 村村を取扱
- 御勘定目附 財務を監査す
- 御櫛香 主君の理髪役
- 御箱役
- 御近習御小姓 小間使
- 御留守居差換 外務の下役



奥小姓  
表小姓

御検査役

村の土地検査

御徒士目附

罪人捕縛役

御祐筆

主君の筆札を司る

御目附

記録係役

次物書

御家老書記

御勘定並子

御茶道

茶道を司る

御臺所役

勝手一切の司役

御草履取

門番

以上の諸役を置きて政務を扱はれたり

### 伊達家歴代城主の治績

上來伊達家の系圖に示すが如く初代伊達宗泰公より年代二百五十餘年明治維新の邦直公に至る迄各代に於ける治蹟を略記せば左の如し

#### 初代宗泰

初代宗泰 は夙に英明活達の譽あり專意を武術に注ぎ成績見るべきものあり即ち其一班を記せば家中に奢侈墮弱の風なく質素勤儉にして禮節に厚かりければ四隣又漸く其徳を慕へり不幸にして參理出府中江戸に於て病に罹り年僅に三十七歳を以て卒去せらる當時公の正室に子なく病床に在りて側室の出千代松の遠田郡篁嶽に在るを招き之を一門に取立てたり即ち二代宗敏なり宗泰の卒する近臣の殉死する者十名あり

#### 三代宗親

三代宗親 寛文年中大に荒蕪地の開墾に留意し宮城郡國分福岡村に於て畝三千町歩栗原郡三迫村若柳に於て一百町歩の地を開墾す又志田郡鷹巣村字野谷地に於て六町四反四畝二十四歩の地を開拓したり又二の丸に御蔭館を建築されしが後之を同町小池小路に移されたり今の岩出山町に於ける有備館是なりと傳ふ又寛文年中塗器を奨勵して塗工村田卯兵衛、南繪師菊田三藏の兩人京都に遣り斯業を研究せしめ歸來大に得る所ありて之より塗器業の發達を見るに至れり

#### 四代村泰

四代伊達村泰 は涌谷城主伊達安藝の第五男にして年四歳を以て岩出山伊達家を相續す幼名を宗明と稱し長ずるに及んで綱村公の扁諱を賜ひ村泰と改む公は實に伊達家中古の名君にして夙に意を教育に注ぎ又書畫の蘊奥を極む嘗て有備館を以て宮中の學問所と稱し時の儒者佐久間洞巖を招きて師たらしむ又夙に養蠶の國益なるを察し藩中をして蠶兒を飼育せしめ且大に斯業の發達に盡力されたり岩出山の地篠竹の産出多大なるに由り竹細工を按出し一般家臣の内職として之が製作に従事せしむ之を同町竹細工



の濫觴とす今日岩出山の竹細工及養蠶等の隆盛を致せるは一に公の遺澤と言はざるべからず村泰公養蠶獎勵の和歌あり茲に録す

和歌

養蠶獎勵の和歌 伊達村泰

末つひに國のたからとなりぬべし

こかひの道のひらけ行く世は

八ちまたに道はわかれとこかひする

道よりほかにあゆみちなし

八代宗秩

八代伊達宗秩 は初の名を泰親と申す其性豪邁にして鬼彈正と稱せらる治世中羽州庄内の藩主が越後國長岡に國換を命せらしを不服として家老酒井玄蕃なる者一揆を起し同勢 千有餘名を率ゐる江戸に至りて將軍に陳上せんとし岩出山城下を通るや宗秩其不心得を諭し且つ一方將軍家に嘆願する所あり遂に國換の命を取消され玄蕃以下一千餘名の一揆をして無事歸國せしめたり

十代伊達邦直

十代伊達邦直 は初め大力又は彈正と稱す長ずるに及んで慶邦公の扁諱を賜はり邦直と改む君は伊達家十代中に於ける名君にして夙に産業に重きを措き弘化二年上杉鷹山の例に倣ひ館中に始て養蠶を試み以て之を藩中に示し斯業の有利者有望なる觀念を興ふる等養蠶發達上實に甚大の勞を盡されたり當時の養蠶上には蠶具の設備又は桑樹植附等に對する經營上苦辛慘憺を極め荒蕪地を開墾し桑樹を栽植する等漸次旺盛の域に

進めり然るに安政五年に至り我蠶業界の勁敵とも稱すべき蛆蟲の生するありて蠶業一時中止の慘況に沈淪せり藩侯深く之を憂ひ百方之が驅除法を案出して悉焼殺して遂に撲滅するの効果を待始て蠶業の頹勢を挽回せり後明治維新の變亂と成り後勤王の志を紹かにし北海道不毛の地を開拓し破格の御詮議に依り特に從六位に叙せられ其孫正人氏に至りて邦直君の開拓の功に依り華族に列し男爵を授けられたり

伊達男爵家舊臣在村者氏名

(氏名不同)

柳内龜之進	戸田倫次	鮎田小隅	吾妻阿蘇男
永根忠治	横尾みき	永根精一郎	鹿野惠藏
日野徂吉	大内久策	伊藤直樹	阿部廣平
遠藤恭藏	關喜八	千葉隆之助	大橋芳吉
湯山義男	氏家守城	遠藤丹治	千葉好美
千葉萬津代	鈴木平太夫	佐々木勝正	佐々木清十郎
關清治	佐藤達雄	村田喜七	鈴木廣治
鈴木甚之丞	佐々木勝之進	遠藤淺治	菅源吉
氏家亞細亞	沼田新十郎	菅原重雄	佐藤紋治
佐藤林八	瀬戸良治	岩崎織右衛門	門田勇藏



渡邊源藏	佐々木米吉	鈴木六兵衛	氏家謹之助
遊佐宗三郎	大山茅助	遊佐英彦	松村鐵之助
大坂勘之助	大坂勘三郎	菅井善四郎	飯田源九郎
齋藤卯三郎	菅野源太左衛門	鎌田久三郎	遊佐恭三郎
岩淵林右衛門	松村亮伍	阿部權五郎	田門與太郎
阿部八藏	高橋善兵衛	早坂平治	鈴木暈結
二陸堂清人	計六十五名		

### 岩出山藩戊辰戰爭略記

明治元年四月一日會津征伐の爲城主伊達邦直は天、地、風、雲、龍、虎、長、蛇等の  
 八少隊を編制し其總勢五百騎に將として軍を刈田郡七箇宿に進む此に滯陣する事前  
 二十日間にして後白川口に轉陣す茲に於て先づ敵偵察として強勇の家臣野村金右衛  
 門外二名を斥候として敵地深く入らしめたるに野村金右衛門は不幸にして敵の爲に捕  
 はれ残る二名は首尾能く歸陣す然るに形勢一變與羽諸藩連合して西軍に當る事となる  
 や秋田藩假盟の説頻頻たる爲仙臺藩に於ては同年五月二十三日羽州應援として大隊長  
 梁川播磨を庄内に派遣せり是に於て白川口に進軍せる岩出山藩は國境警固の爲一旦軍  
 を本國に引き還し其岩出山に歸陣せしは閏四月一日なりき夫より邦直は更に軍を尿前

### 秋田藩盟

に進めたるが七月四日に至り秋田藩にて仙臺の使節を殺害し庄内征討軍を發せる爲列  
 藩軍は秋田を討つ事と爲れり

是より先岩出山藩は先陣援兵の請に應じ皆川一郎精兵一百に將として庄内に進軍せし  
 が一方仙臺藩總大將梁川播磨は未仙臺使節の殺害せられしを知らず只管其使節の報告  
 を待ち居りしが何ぞ計らん秋田藩に於ては既に薩長の兵と力を併せ仙臺藩を壓殺する  
 の謀議を決し長兵の隊長桂太郎は長肥の隊を率ゐて不意を襲撃し來りし爲仙臺藩の兵  
 は三方敵に包圍され梁川播磨自ら諸隊を指揮して防戦に努むと雖敵の猛進肉薄甚しく  
 終に敗走せり此時岩出山の兵も退軍して一先尿前迄引き還せしも更に安積權兵衛をし  
 て二百騎に將として進軍せし爲佐沼城主亘理大吉の兵及び各藩と共に新庄、金山、雄  
 勝、院内、湯澤、横手、六合、順口川等に轉戦して連戦連勝秋田及薩長の兵を撃破し同藩  
 の南部を悉略取するに至れり當時桂太郎等曰く秋田藩は交戦に拙劣如かず越後に赴き  
 西郷の率ゆる精兵を以て一舉敵の背後を突撃せんにはと遂に越後に赴く後幾何もなく  
 和睦成り岩出山兵の凱陣せしは同年九月下旬なりき此戰爭に於て名譽の戦死を遂られ  
 たる者小隊司令士横田郷太夫等外十三名なり

### 第七章 移民及戸口

伊達邦直 岩出山城主伊達邦直の舊臣等草莽の時代に移り苦心慘憺を嘗め盡して開創の緒に就き



しが爾來開墾の業成り戸口次第に増加したる今日に至れば其移住團の大部分は散逸して各地に移轉し今僅に六十五戸を殘存するに過ぎず嗚呼荆棘叢生し田野開けず人煙稀薄にして海陸共に交通便なきの地に移住を企て久しく皇化に浴せざりし蝦夷地に占居したる拓殖の先驅者逝き今全く各府縣人の雜居地と變せり創立の初めに方り伊達邦直氏が明治四年舊臣百六十一人同五年百八十八人同十二年二百五十人計五百九十一人を移して一村を形成せり後福岡縣民二百餘人の移住を始めとし逐年其他の府縣人移住し戸口次第に増殖し以て今日に至れり今最近五年間の戸口を示せば左の如し

戸數及人口

年別	戸數	人口	
		男	女
明治四十三年	一、六八五	五、六七五	五、三七五
同 四十二年	一、六七〇	五、六三八	五、二〇八
同 四十一年	一、四九九	五、二二二	四、七六九
同 四十年	一、五八九	五、一八〇	四、六九一
同 三十九年	一、五二〇	四、六七七	四、一五五
			計
			一一、〇五〇
			一〇、八四六
			九、九八二
			九、八七二
			八、八三二

又本籍人員出生、死亡、婚姻、離婚、死産等を揚ぐれば左の如し

本籍人員

本籍人員出生、死亡、婚姻、離婚、死産

年別	本籍		計	出生	死亡	婚姻	離婚	死産
	男	女						
明治四十三年	四、二二八	四、〇三三	八、二四〇	四七一	一八八	一三〇	一五	一六
同 四十二年	四、四四九	四、一九四	八、六三三	四三三	一九六	一三三	三三	三四
同 四十一年	三、九八一	三、七三六	七、七一九	三九五	一五三	一〇〇	二七	四三
同 四十年	四、一六四	三、八五四	八、〇二八	四五一	一五九	一〇七	九	二五
同 三十九年	四、一三三	三、七二一	七、八三三	三六四	一四四	一七	八	二

又非本籍人員出生、死亡、婚姻、離婚、死産等五箇年分を表示せば左の如し

非本籍人員出生、死亡、婚姻、離婚、死産

年別	非本籍		計	出生	死亡	婚姻	離婚	死産
	男	女						
明治四十三年	一、四七七	一、三七五	二、八〇〇	四八	三三	二		
同 四十二年	一、一〇九	一、〇一四	二、二二三	三六	二三	四		
同 四十一年	一、三三一	一、〇三二	二、三六三	三九	一五	二		
同 四十年	一、〇一六	、八三七	一、八五三	二六	八			

非本籍人員



同 三十九年	五五四	四四四	九九八	二七	一五	一	一
--------	-----	-----	-----	----	----	---	---

茲に明治三十九年より同四十三年に至る移住者及往住者の戸数人員を示せば次の如し

移住者

移住者

年 別	戸 數	人		員 計
		男	女	
明治四十三年	七四	一八三	一六四	三四七
同 四十二年	四四	一〇八	一〇五	二一三
同 四十一年	三五	九三	一〇九	二〇二
同 四十年	四三	一六	一三	二九
同 三十九年	四	三九	一七	二四六

往住者

往住者

年 別	戸 數	人		員 計
		男	女	
明治四十三年	一九	三四	三九	七三
同 四十二年	五	四	三	七

### 第八章 郡區政廳と執政官

郡區政廳  
執政官  
區長兼郡  
長山崎清  
躬

明治十二年八月郡區町村を編成して十九年區役所を置かれ札幌に札幌區外石狩、厚田、濱益、上川、樺戸、雨龍、空知、夕張、白老、千歳、沙流、新冠、静内の一區十三郡役所を置き兼掌を爲さしめ區長兼郡長として十三年一月十七日山崎清躬上任十九年十二月退任す

區長兼郡  
長淺羽靖

行政區域を變更して札幌區外札幌、夕張、空知、雨龍、樺戸、上川、石狩、厚田、濱益の一區九郡となるや十九年十二月二十四日根室支廳在勤の收稅長淺羽靖一區兼九郡長に上任し道廳理事官を兼ねたり二十年十二月理事官専任となり同月二十四日室蘭郡長古川浩平其後を承け官制に依り警察署長を兼掌二十二年五月三十一日浦河郡長に轉任す

區長兼郡  
長辰野宗  
城

行政區域を變更して再び札幌區外札幌、石狩、厚田、濱益、千歳の一區五郡となり二十二年六月一日浦河郡長辰野宗城一區外五郡長に任せられ二十四年三月非職となる同



區長兼郡長林悦郎

年六月檜山八日外六郡長林悦郎之れに代る二十八年十二月根室郡に轉じ同月七日増毛郡長林顯三上任三十年十一月十四日上川支廳長に補せられ同月札幌外十八支廳を置かゝるや札幌支廳は札幌、石狩、厚田、濱益、千歳の五郡豊平、石狩、常別、厚田、濱益、札幌、篠路、琴似、手稻、白石、廣島、江別、惠廷、新篠津、千歳の十六町村戸長役場を管轄す三十一年二月十二日鳥取縣東伯耆郡長村上先支廳長に任せられ此年八月三十日村上支廳長非職となり翌九月一日福井縣參事官加藤寛六郎後任となり三十二年十月函館、小樽、札幌の三區に區制を布かるゝや札幌區長事務取扱者となり三十三年一月新區長任命と共に解職三十三年三月上旬上川支廳長に轉じ同月三十一日小樽支廳長久保誠之其後を襲ふ同年九月上旬上川支廳長に轉任室蘭支廳長齋藤親廣之れに代り四十年三月退職滋賀縣張賀郡長服部慶太郎後任となり四十二年五月室蘭支廳長に轉じ同月内務省屬山下三次其後を承け在職三年八箇月にして辭任す大正二年五月警視廳警視粟林豊作札幌支廳長に補せらる

### 第九章 村行政機關

開墾事務

明治五年當別村に開墾事務所を置き行政機關の補助と爲し石狩町役場管轄の下に副戸長をして村政を料理せしむ十二年戸長役場を字西小川通に置き尙町村總代人學務委員衛生委員等を公撰して金穀、公債、共有物、治水、土木、教育、衛生等の事項を討議

せしむ廢縣置廳後明治三十五年二級町村制を本村に實施せられてより村會議員十名を舉げ其他部長を各部落に配置し共に村行政上に於ける諮問機關と爲し以て現今に至れり而して本村村役場廳舎は明治十二年初めて戸長役場を西小川通りに置き後村内移民増加し隨て役場附近の地人家漸く稠密となり且つ廳舎狹隘の爲め執務上不便少なからざるを以て現在の地に廳舎敷地を定め廳舎を新築したるものなり

#### 選舉有權者

年次	衆議院議員選舉權を有する者	北海道會議員選舉權を有する者	村會議員選舉權を有する者
明治四十三年	五三	三一五	名簿調製せず
同 四十二年	四四	二八三	二級 二一八
同 四十一年	三八	二二四	名簿調製せず
同 四十年	二二	二四〇	二級 一九八
同 三十九年	一三	一九九	名簿調製せず

## 第十章 農業

概言

抑も本道の富源たるや各種天賦の資料豊富たるに在るは固より言を俟たざる所なれど



も之を大別せば農業、牧畜業、林業、鑛業、漁業等にして本道十一州互に其長短優劣を競ふものゝ如く然れども獨石狩川の右岸に逼在する當別村に至りては地勢北に偏倚し當別川上流は東西の峯巒相對峙し下流乃ち本村地方は平坦開濶なる沖積土にして當別川は源を濱益、厚田、石狩郡界、佐宇朱嶽の麓に發し音根苗、仁奈留奔當別、知來宇朱當別川等の諸流を容れ蜿蜒龍蛇の如く流れて石狩川に注ぐ地質主として第四紀層に屬し當別川上流に至るに及び砂質壤土又は礫質土にして處に依り粘土あり石狩川沿及當別川下流沿岸は概ね沖積土にして地味最も肥沃なる粘質壤土なるも宇高岡は砂質壤土に屬す宇金澤、中小屋、獅子内及び對雁通り地方は泥炭地多すと雖土砂混交しあるを以て絶體に農業に適せざるにあらず少しく改良を加ふるに於ては農耕に適するのみならず本道一般の地質に比較する時は極めて上位に在り殊に西北には阿蘇山脈ありて潮風を遮り爲に諸種の農作物一として豊熟せざるはなし唯積雪多量にして融雪期に遅れ隨て播種季稍遅るゝの嫌あり村内既墾田五百三十餘町歩畑七千五百町歩餘牧場三百七十二町歩を有し頗有望の土地なるも唯當別川下流沿岸及石狩川沿の地屢洪水又は每期融雪期に至り田畑を浸水する恐れありて住民堵に安んぜざるの状態なりとす而して前面は石狩川背面は疊々たる山嶽を以て交通杜絶され札幌附近に於て恰も孤立する島嶼の如し唯冬季は石狩川凍結して交通僅に便を得ると雖其結氷と融氷の時季中河上危險にして人命を賭して以て往來するの状態なり誰か之を不便と謂はずして已まん故に冬季

は死を決して往來するも春夏秋の三期に於ける不便は殆と言語に絶せんとす是れ札幌附近中開發最古くして殖産振はず工業起らず諸般の事皆人後に陥る所以なりとす然れとも顧みて天與の産物を屈指すれば山は飽くまで鬱忽として蒼く且ち良材に富み地下又無盡の鑛物に富む而して無數の河川皆石狩川に朝して海に入り以て舟楫を通ずべく灌漑の用を便す可し石狩川及當別川に沿へる地方は地勢概ね一樣にして起伏少く平野多し以て水田を起すべし以て大農的農耕を爲す可し其他林業、鑛業、牧畜業、工業等總て社界の繁榮たる可きの要素を悉く具備せり今や石狩川右岸の眞想も漸く世人の認むる處となり石狩國の半身不隨病も活眼なる政治家及當局者の看破する處となり早晩右岸鐵道敷設の恩澤に浴せんとしつゝあるの状態なり吾人は是より本村開發以來の農業状況を志して以て開拓事業の如何に困難にして斯業は決して營利的思想を以て爲すべからるを叙述せん

沃野數十里地として耕耘に適せざるなく大農に小農に本村農業の有望確なる何物か之に若かんや今本村の農業を叙するに當り先づ本村移民の趨勢を説かざる可らず洵に農業の隆不隆は之を移民の多寡に俟たざる可らざればなり之を聞く明治二年開拓使設置當時の本道人口は五萬八千四百餘人にして本村は當時熊出沒危險極まる無人の曠野に過ぎざりしと明治四十三年末の調査に見れば一見驚くべき増加の如く見ゆるも歳月を費す殆と四十餘年の経過なるを思はゞ毫も驚くに足らざるなり寧遂巡して進まざる



なり況んや之を本村の面積二十七方里餘に對し將來本村に容るべき豫想人口二萬人に比せば其移民や決して成功の域にありと云ふ能はず須らく將に全力を移民の招致に到さざる可らず本村の農業中尤有望有利なるは水田の開発にあり平年一反歩一石二斗を得るに難からず今其開發せられたる當地に遡り漸次農業の一斑を記す可し

本村は明治五年前奥州岩出山城主伊達邦直主從九十三戸三百六十人の移住者何れも農業に従事せるものにして其産業は専ら農業にして全村殆ど大麻の耕作に適し爲めに大麻を以て主作物と爲せり然るに移住久しきを以て農業も稍集約的に傾き殊に團結移住地たる第一中央第二中央部は地味瘠薄となり牧量少なく厩肥或は過燐酸肥料を施すに至れり方今農家一戸に對する地積普通三四町歩にして中には十五町歩位の耕作を爲すものあり又明治六七年頃より十年頃に亘り少許の水稻を試作したる者ありしか其結果頗る良好なりしと方今に至り宇中小屋材木澤第一中央部第二中央部地方は漸次水田の開発に努め年々畑作より田作に改耕し方今田五百三十餘町歩の多きに達せり而して近時水源を當別川に需め大灌漑講渠掘鑿の計劃成り已に其工事に著手せり該工事豫期の如く竣工するに至らば俄然水田の増加を見るべく本村將來の農業運命を定むるは實に此舉にありと謂ふを得べし今其灌漑施設に關する一節を掲げ併せて現今の耕地反別及農家戸數、重要農産物等を擧ぐれば次の如し

重要農産物 本村に於ける大正元年中重要農産物總額七十五萬二百五十五圓十錢にし

て其内農産額の七十萬八千二百五十五圓十錢は水田開發の結果に依りて増加せんとす其他林産工産等に於ては著しき進歩の變化を見る事現今の状態に徴して窺知するを得ざる可し産業の状況夫れ如斯發達し來りたるの結果村基本財産も亦逐年増加の景勢を示すに至れり其状況は後章財政の章に於て詳述せんとす

已に述べたる如く本村の既墾田畑總地積一萬町歩と稱せられる之を既住に徴して其實績を見に明治十五六年の頃は四五町歩の畑を耕作して以て盛に利益を收めたりと而して當時に在りては開拓使種々獎勵の制を設けて開墾事業の進捗を圖れり其初め伊達家の支配地たりし時は舊臣に對し未開地一戸間口四十間與行百間即ち四千坪宛無償附與の處分を爲したるも後邦直の舊臣皆開拓使貫屬に編入せられ同使は北海道土地賣買規則を制定し之に依り千坪金一圓五十錢の制を以て志望者に之を賣却し本村民も亦其制度に依り土地の賣拂を受くるに至れり此制度に依りて本村が痛く起業心を挫折し大農的頭腦より小農主義となり不生産的人民と成るの兆候を顯はし一般の思想界は教育本位となり田夫野人は共に語るに足らずと爲し猫も杓子も教育に重きを措きて或は師範學校に或は農學校に法律學校に其醫學生に養成せんとして無暗に學資を支出したる結果所有の耕宅地は高利貸の用篋筒に藏められ年々の収獲物は金利若くは學資に仕拂はざる可からざるに至りて遂に不動産を失ひ動産を消費して他に轉住する者さへあるに至れり是より先明治十九年閣令第十六號北海道土地貸下規則を發布せられ無償貸下



の制を設けられ一人十萬坪以内の土地貸付の處分を施行するに及んで土地の形狀に由り其出願地積を任意に定められたれば犬牙錯綜地域の害に維然たるのみならず隣祐互に其境界を判明する能はざるの狀態となりたるを以て明治三十年に至り法律第二十六號北海道國有未開地處分法に依り一戸分の經營反別は五町歩を以て標準とせられ現今に於ける土地の區劃は整然たれども殖民區劃制度施行前即開拓使より札幌に至る土地賣貸制度は一戸分一萬坪を以て制限せられ成功の分は返還を命ずるの規程なりしを以て開拓使より札幌縣に亘り開かれたる耕地は雜然たるものあり而して當時の開墾事業に至りては交通の不便收穫物の安價金融機關の不備、村行政の施設、教育の不及等其困難名狀すべからず之れに反して北海道廳に亘り開かれたる耕地は漸次整頓するに至り無賃貸付制度の實施後は全然地盤整然區劃せらる又大農場に在りては數百區を包括して貸付を受け小作法に由り經營するものにして自作經營を爲すもの殆ど稀れなり今最近に於ける農家戸數竝に自作小作の狀態を表示せば左の如し

農家戸數 明治四十三年末現在

自作	七三戸	小作	七五四戸	自作兼小作	五〇戸	計	一、五七七戸
----	-----	----	------	-------	-----	---	--------

耕作反別 同上

自作	田	畑	計	小作	田	畑	計	自作兼小作	田	畑	計
	100町	11,500町	11,600町	100町	1,100町	3,400町	500町	500町	6,500町	7,000町	

耕作反別

凡る新開地に於ける農耕の業たるや移住民の森林原野を開墾するに伴ひ先づ粗放的農業起り漸次集約的時代に入るものにして明治四年同五年の移住者九十三戸三百六十人は何れも農業に従事せるものにして明治七年の交大麻試作良好の結果種類の撰擇及栽培製法等を研究し栃木、越後、信州、福島、仙臺等の種子を試作し栃木種最も適したるに由り該種を以て専繁殖を計り一時は一戸十五町歩餘の大耕作を爲せる者あり當時の本村は富力の程度四隣に隘れ石狩、厚田、濱益方面の漁家之を利用して漁業の利を收め又は薄漁の結果村民に迷惑を掛けたる者少なからずと云ふ其後麻は需用供給の關係より方今に至り大耕作者なきに至りたるも引續き耕作し本道中唯一の物産として其名を維きつゝあるなり亞麻も此地に適するを以て明治二十年より耕作せしに生育頗宜しく其耕作次第に増加し二十七年には北海道製麻株式會社の製線所を設立し其耕作を獎勵しつゝあり日露戰役後亞麻製品の販路漸く塞かり隨て其原料たる亞麻の價格下落の一方に傾き爲めに年々耕作反別を減するに至れり而して近時燕麥の耕作盛に行はれ

大麻試作

亞麻耕作

燕麥耕作



米作

灌漑溝工  
事

大麻亞麻等の耕作を減するに反して燕麥、大麥、大豆、小豆等を耕作するもの著しく増加せり米作は明治五年登熟せしを見其後明治十四年大字材木澤に試作せしに鴨雁等の食害に罹り一時中止したるも後年に至り材木澤を始めとし各地に於て一齊に耕作を試みたる結果漸次其成績を擧げ今や五百三十餘町歩の耕作を見るに至り尙將來著しく増加すべき盛況に向ひり瀕年水源を常別川に需め一大灌漑溝渠掘鑿の計劃成り大正二年四月を以て其工事に著手せり該工事にして豫期の如く竣工するに至らば當に水田の増加を見るのみならず本村農業界に新生面を開くに至るべく斯村將來の農業運命を定むるは實に此擧にありと謂ふを得可し其他本村の特産物とも稱すべき大麻を始め亞麻麥類、大小豆、薯苔の如きも前記農産物と並んで漸次良く發達し現今の如き盛況を呈せり今最近に於ける農産物を擧ぐれば左の如し

農 産 物

明治四十三年末現在

種 別	作付反別	收穫高	價 格	單 價	收 獲 高
米	五〇〇 <small>町</small>	五、九九 <small>石</small>	七、七〇 <small>四</small>	一、三〇 <small>四</small>	一、一九八 <small>石</small>
大麥	六五〇	七、八〇〇	四、六〇〇	六、〇〇〇	一、二〇〇
小麥	二〇〇	二、四〇〇	二、八〇〇	九、五〇〇	一、二〇〇

農産物

種 別	作付反別	收穫高	價 格	單 價	收 獲 高
燕麥	一、〇〇〇	二五、〇〇〇	四、五〇〇	七、五〇〇	一、〇〇〇
大豆	五〇〇	六、〇〇〇	七、五〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇
小豆	五五〇	六、六〇〇	三、六〇〇	六、〇〇〇	一、二〇〇
菜豆	一五〇	二、二五〇	二、〇二五	九、〇〇〇	一、五〇〇
豌豆	三〇〇	四、八〇〇	四、三〇〇	九、〇〇〇	一、六〇〇
蕎麥	三〇〇	四、二〇〇	一、六八〇	四、〇〇〇	一、四〇〇
粟	八〇	二、八〇〇	六、四〇〇	五、〇〇〇	一、六〇〇
黍	四、五	六、七五	三、三七〇	五、〇〇〇	一、五〇〇
玉蜀黍	三、五〇	七、〇〇〇	二、八七〇	四、一〇〇	二、〇〇〇
薯苔	六〇〇	六、六〇〇	五、九四〇	九、〇〇〇	一、一〇〇
馬鈴薯	一、三三	三、三二五 <small>町</small>	一、六六五	一、五〇〇	二、五〇〇
大馬鈴薯	二〇〇	七、〇〇〇	四、八一〇	一、五八三	三、五〇〇
亞麻	二〇〇	一、一〇〇〇	一、一五〇	一、九六〇	六、〇〇〇
其他	六、四三	一、一〇〇 <small>石</small>	四、四九四	一〇、九六〇	六、〇〇〇
計	七、〇〇〇		六、六〇三 <small>九</small>	七、〇〇〇	一、反歩平均



農作物

農作物 現今農作物中最多數の金額を占むるものは米にして、最近各部落とも耕作反別を増加し來り従來私設用水溝を開鑿し畑耕作をして水稻作に改耕するものに益多からんとす今日の状況を以て推せば將來本村の米作は著しく發達し水利の便なる所全村米作せざる處なきに至る可し畑作物として主要なるものは大麥、小麥、燕麥、裸麥、大豆、小豆、粟、黍、玉蜀黍、蕎麥、馬鈴薯、菜豆、豌豆、亞麻、薯蓣、大麻等とす而して其耕作反別は各種とも年々増加しつゝ、あり大麥は農家の食料となり一部は麥酒釀造の原料に需用せらる小麥は地質に適する作物なるも未だ多くを作らず將來有望の耕作物なりとす現今耕作反別一萬町歩收穫九十四萬餘圓に上れり農事の獎勵開拓使以來終始一貫變る事なく隨て移民招かすして來り耕作反別の増加著しきものあり其生産の大部は府縣に輸送せられ而して道内に於て銷流せらるゝものは主として製粉其他釀造用原料に供給せらる裸麥は農家の重要な食糧作物として各戸耕作するもの道外に輸出するに至らず燕麥は専ら馬糧に使用せらるゝものにして明治四十三年の作付反別千町歩收穫三萬五千石價格七萬五千圓に上れり大豆は主要農物にして明治四十三年の作付反別五百町歩收穫六萬石にして價格三萬六千圓に達す此作物は耕作極めて容易にして地力を減耗する事少なき爲農家は好んで耕作するもの、如し小豆は大豆に次ぐ主産物にして其大部分は道外に輸送せらる價格亦他の農作物に比し良好なりとす四十三年の收穫高六萬六千石價格五萬二千八百圓に上れり菜豆は其品種種々あり就中耕作多

小豆價格 大豆價格 燕麥價格 粟、黍價格 移民招かすして來る 耕作反別年々増加 大豆、小豆、粟、黍、玉蜀黍、蕎麥、馬鈴薯、菜豆、豌豆、亞麻、薯蓣、大麻等とす而して其耕作反別は各種とも年々増加しつゝ、あり大麥は農家の食料となり一部は麥酒釀造の原料に需用せらる小麥は地質に適する作物なるも未だ多くを作らず將來有望の耕作物なりとす現今耕作反別一萬町歩收穫九十四萬餘圓に上れり農事の獎勵開拓使以來終始一貫變る事なく隨て移民招かすして來り耕作反別の増加著しきものあり其生産の大部は府縣に輸送せられ而して道内に於て銷流せらるゝものは主として製粉其他釀造用原料に供給せらる裸麥は農家の重要な食糧作物として各戸耕作するもの道外に輸出するに至らず燕麥は専ら馬糧に使用せらるゝものにして明治四十三年の作付反別千町歩收穫三萬五千石價格七萬五千圓に上れり大豆は主要農物にして明治四十三年の作付反別五百町歩收穫六萬石にして價格三萬六千圓に達す此作物は耕作極めて容易にして地力を減耗する事少なき爲農家は好んで耕作するもの、如し小豆は大豆に次ぐ主産物にして其大部分は道外に輸送せらる價格亦他の農作物に比し良好なりとす四十三年の收穫高六萬六千石價格五萬二千八百圓に上れり菜豆は其品種種々あり就中耕作多

長鶉、大福、丸鶉等にして此等の菜豆類は近年海外に輸出せらるゝ事極めて多く本村四十三年の作付反別百五十町歩二千二百五十町歩價格二萬二千五百圓に上れり明治四十三年の本邦より海外に輸出せしもの百十六萬八千圓に上り何れも本道産のものなり斯く販路が擴張せられたるに由り菜豆の耕作反別夙に増加せるが如し現今本道内の特産地は後志國余市郡及膽振國虻田郡地方なりとす其他石狩國の空知郡及上川地方亦少なからず豌豆は近年海外に輸出せらるゝに至り需用極めて多し四十三年の作付反別三百町歩收穫四萬八千石價格四萬三千二百圓にして一石當り九圓一反歩の收穫一石六斗とす明治四十四年本邦海外輸出額約九十一萬六千圓其販路は主として英國なるを以て前途益有望なり本品の販路爾かく海外に開けたりとせば大小豆の如く内國に於て需用せらるゝものに非ざるを以て逐年耕作反別を増すや疑なし菜豆及び豌豆は耕作者の最も留意を要す本道其作付の多き地方は後志國岩内郡膽振國虻田郡石狩國空知産最も名あり粟及黍は新開地の主要農作物にして四十三年の粟作付八十町歩收穫二百八十石價六千四百圓黍は四十五町歩收穫六百七十五町歩價格三千三百七十圓に及び農家の食糧として裸麥に次ぎ主要なるものなり蕎麥は四十三年の作付三百町歩收穫四萬二千石價格十六萬八千圓に上る薯蓣は作付六百町歩收穫六萬六千石價格五萬九千四百圓一石の賣價九圓とす馬鈴薯は細民の食料にして農家は勿論多少之を耕作せざるは莫し玉蜀黍は家畜の飼料とする外酒精の原料とし栽培せらる又近年米價の騰貴に伴ひ之を食

當別村志 第十章 農業 八二



玉蜀黍價

大麻價格

雜作物

果樹

果樹本數

糧として米に代用するもの多く其價格の如き高價を現すに至れり其作付反別三百五十町歩收穫七百石價格二萬八千七百圓とす大麻は本村の特別農産として好く其他質に適せり作付反別二百町歩收穫七萬貫目價格四萬八千圓一貫目五十八錢三厘一反歩三十貫目を産す亞麻は一時盛に耕作せられたりしも現今痛く作付を減せり主として帝國製麻株式會社に於て紡績用として需用するものを豫約耕作するものなり作付反別二百町歩收穫莖二百二十貫目實千二百石價格莖一萬五千五百二十圓實一萬二千圓なるが莖は收穫後直に同社の製線所に販賣し種實は大部分搾油用として道外に輸送せられ特に年々海外に輸出す右の外六百四十二町歩の雜作物あり價格四萬四千九百四十圓一反歩平均七圓とす以上作付反別七千町歩六十六萬三千九百九十圓に上れり

果樹 苹果、梨、櫻桃、葡萄、杏、李、梅等栽培に適す就中苹果は明治七年開拓使より農家各戸に對し五七木つゝ頒與せられたるを以て一般に栽培し其後美果を結びたるに由り其栽培に意を注ぐに至れり明治三十五年中村農會の調査に依れば其樹數一萬八千五百四十六本内十年生以上四千七百八十八本十年以下六年生以上五千九百八十五本五年生以下五百七十三本收穫九千二百七十三貫目價格四千六百三十六圓五十錢に上れり又明治四十三年末村役場の調査に依れば苹果の樹數非常に減少して二千本を示し其收穫千貫目價格五百圓に下る左に其統計を示す

果樹

果樹

種別	樹數	收穫高	價格	單價
苹果	11000	100	500,000	50
梨	70	170	5、100	3
小果類	600	70	210,000	35
計			766,000	33

苹果の樹數斯の如く減少せるは近來害蟲病菌の爲果園の荒廢に歸したるもの少なからず然れとも道廳及郡農會、村農會等銳意之れが驅除豫防の指導怠らざるを以て近來優良なる品質のものを産するに至れり

地主及小作

地主及小作 本村に於ける地主は其種類多からず今其梗概を述べん(一)團體地主は組合又は會社組織の下に經營せらるゝ農場にして團體の共有に屬す例へは京佐賀合名會社丸山農場の如きものは是れなり(二)大地主は本村在住の人最多く其他札幌又は府縣知名の士に屬す是等の農場は起業の成績極めて宜しく何れも當初の目的を達したるもの如し

普通地主

其他の普通地主は一般に永久土地を所有する觀念に乏しく多くは地價騰貴するか又は好客ある時は賣渡を試み其結果同一地は轉々他人に移り小作人の迷惑を來す事住々是あり而して小作人は地主が府縣より募集せる團體小作と普通本道に於て募集して容る



いものとあり明治三十七八年前に在りては小作者は小屋掛料開墾料農具及食料等の貸付を受けたるも明治四十年の交、地價騰貴し移住民の増加して以來地主は資金を投入する事なくして鐵下年限の僅少なる特典に依り未開地は容易に開拓せらるゝに至れり現今の状態は曩日の如く小作人に對し厚き保護を爲すもの殆ど之なしと雖近來其他に永住せしむる方法を取り開墾歩分法に由りて開墾せしめ土地の幾部分を小作人の所有に歸せしむる等の方策を取るものあり其成績甚好なり

**小作料** 小作料は概ね鐵下年限を三年乃至五年とし四年又は六年日より小作料を徴收するを普通とす公地主の地所は割合に低廉にして小作人の満足する所なり

**經營狀態** 本村農業者の有する耕地面積は各等差あれとも概ね一戸五町歩を以て普通とす大農場は小作經營法に由るも自作に於て牧草畑を耕作する者は大反別を經營す自作者にして普通大地積を耕作する者は十町歩以上二十町歩内外の程度に在り其多くは單作物に主力を注ぐものとす例へは大麻を栽培して麻緒を製造するものあり或は燕麥のみを耕作するものあり孰れも自家の勞力を以て經營し能はざるに依り一兩人の年期傭人を使役し尙臨時雇人夫使用す次に中農とも稱すべきものは五町歩以上を耕作するものにして多くは自家の勞力を以つて經營するものとす作物は夏秋收穫のもの敷種を栽培し家畜二三頭を所有す耕耘は馬力に頼る者多く栽培の方法宜しきを得作物の撰定に注意せは収益極めて多くして大農場に比し蹉跌少なしとす現今本村に於て成功した

中農者

耕耘は馬力に頼る

小農者

兼業的業者

洋風農具輸入

家畜飼用者少なし

勞銀

る有力なる農家は此五町歩以上を耕作する者に多し次に二町歩以上五町歩以下を耕作する者に在りては生計上餘裕を見る事難し是等は馬一頭を有し中には有せざるものあり大低自家の勞力を以て足り往々他に日傭を爲し又は馬車追を爲し生計費の幾分を補ひ又は小使錢を得て生計を保つ者あり小農と稱するものは是なり次に兼業的に農業を經營する者あり即ち一二町歩以下の小反別を耕作し自家の食糧を栽培するものにして中農大農の日傭を兼ね營むもの之に屬せり是等は肥料を得るの途なく耕馬を有せず

本村は明治初年の開拓地にして舊來の農家なく札幌附近農村としては最新式歐末風の農具輸入の先驅者なるにも抱らず近時の農業狀態を見るに稍退歩の觀あり如何となれば彼の後進町村たる瀧川、雨龍、上川の地方は耕種方法、施肥の留意等大に見るべきものあり之れを露骨に言はしむれば空知支廳管内上川支廳管内に於ける農業家は好く馬力を使用し改良農具を設備し新進の氣象を以て進歩しつゝあるなり又本村は家畜を飼養する少なく殊に小作人は自作者のに比して牛馬を飼ふもの少なし近來は田地の耕起、作畦、除草、耕耘共に大低馬力に依り夫々輕便なる器械を使用するもの多きを致せり然れとも肥料を施すの觀念少なく十數年間全く無肥料耕作を繼續する爲地力漸く減耗し次第に收穫を減するを免れず故に郡農會及村農會は動物の排泄物を利用し厩肥として之を施用する事を奨励しつゝあり

勞銀は普通女一日二十五錢より三十錢男一日普通五十錢にして多忙の時期は七十錢乃



至八十錢に上る事あり農家にて要する小額資金は村内の富豪又は金貸業者より流通せられ其利率極めて高く月二分五厘より三分を普通とす多額なる資金に至りては札幌小樽の富豪又は拓殖銀行其他の銀行等より土地を抵當として借入るゝを普通とす茲に農場の状況を掲げて普通地主と小作人との状態を示さんとす

農場

名	稱	簡所名	面積	小作戸數	場主氏名
伊達	農場	字茂平澤	二三四 <small>町</small>	二五 <small>戸</small>	男爵伊達正人
石本	農場	字青山奥	三八九 <small>七</small>	三五	石本清規
西田	農場	字川下	二〇九 <small>一</small>	二六	西田作次郎
富永	農場	字青山	二〇六	三五	富永宗太郎
野村	農場	字青山	三三九	三〇	野村虎男
湯山	農場	字樺太通	五〇 <small>〇</small>	二〇	湯山義男
京佐賀	農場	字獅子内	二〇 <small>〇</small>	二〇	京佐賀合名會社
丸油	農場	字獅子内	五九 <small>〇</small>	二〇	酒井重綱外一名

村内の農場を見るに何れも前記の如く致々經營しつつありと雖就中字青山に於ける野

村農場は場主故野村五右衛門氏の開創經營に係り其施設に於て見る可きもの少なからず今其梗概を示せば左の如し

野村農場概況

位置 石狩郡當別村字青山及青山奥

沿革 野村五右衛門氏は夙に志を本道の開拓に馳き明治二十七年三月年二十七歳單身本道へ渡航し農業目的にて未開地を撰擇し當別村字青山の地は肥沃にして農耕に有利なるを認め直に貸付の出願をなし同年七月未開地二十五万坪貸付許可を受く依て郷里富山縣より數多の農夫を募集し開墾に従事せり當時は道路なく只當別川を六十餘回徒渉し草生地を辿り辨華別に至り漸く當別本村に達し米贈及日用品を人肩に依り運ぶ等頗る不便なる故月形の方便利ならんとて二十九年二月舊土人を嚮導者となし人夫五名を従へ山を越る月形へ赴く此際所々にて樹木を削り目標となす同年五月獨力を以て人夫五十餘名を使役し金五百餘圓を投じ削木を目標となし道路を開鑿し漸く駄馬を通ずるに至れり是より以後岡田農場等開墾に着手したり

場主専心經營の効空しからず三十四年四月付與の許可を受く同年十月峯延厚田間の假定縣道開鑿され場内を通過し且當別への奥道も開鑿せられ頗る便利を得たり以後數度未開地貸付許可を得小作戸口も増加し目下畑百五十町歩戸數三十五戸人口百六十五人



に及ぶ

五右衛門氏は青山の農場完成を告げたるを以て管理を弟哲氏に托し三十九年八月蛇田郡仁成香へ赴き京坂與三太郎高橋平吉外四名と共に未開地千五百町歩を買入れ之が管理を托され専心開墾に従事し略完成せしが不幸にして四十二年六月此地に於て病没せり青山の小作人一同慈父に別れたる思ひをなし其懿徳を不朽に傳へんとて小西藤一郎外五名首唱者となり地を場内神社前に相し石碑を建て四十五年七月十日建碑式を行ひ尙毎年七月十日を下し碑前に於て祭典を行ふこととなせり

哲氏は兄故五右衛門氏の遺志を繼ぎ遺子虎男氏を扶け漸次従來の畑を水田に改耕せしめ模範的に桑園蠶室、畜舎、堆肥舎等を設て小作人に養蠶養畜施肥の奨励をなし及植樹地五町歩を經營し永遠の計に備へ又畑地五反歩を競馬場に充用し毎年七月の例祭に餘興として競馬を舉行しつゝあり其他學校病院等公共事業に盡瘁したること少からず野村農場の梗概夫れ如斯秩序整然たるを見ると雖も之を聞く氏の青山に入りてより數年間兼食を安するの違なく幾星霜の後人烟の上るを見始めて安眠せしと當年の苦洵に想見に堪へたり而して氏が身邊惶忙百難身に回集するの時公事に盡し公事を劃して屈せざるが如き實に表彰して欽仰せざる可らず然るに當時理事者繼綬褒條例に基き之を監督長官に上申したらんには相當表彰を受くべかりしに其事なくして已みたるは洵に遺憾とす當時に於ける札幌郡役所管内に於ける埋事者は同當別村に止まらず他に其類

例あり今其一例を取て以て之を示せば札幌郡篠路村(字山日本村ミ石狩川を隔て隣村)に於ける佐藤農場主故佐藤金治氏の如きは當時五右衛門氏と竝んで附近村落に於ける模範農場主の双壁と爲す参考の爲め佐藤農場小作人待遇一班を掲げて既往の事績を賞讃すると同時に本村農場主及び本道一般農場主の後の經營に便せんとす其文左の如し

佐藤農場主故佐藤金治氏が小作人を農場に晏如として棲息せしめんには自己の利益のみを考慮することなく所謂物質上精神上の待遇を盡し小作人が地主に誠意誠心を披瀝し以て小作人をして善導快掖を享受せる實迹を彼等の肺肝に透徹せんことを期せざるべからざるを曉りたるもの實に該農場の事績を奏するの端緒にして既往及今後と雖地主と小作人との關係は是を措ひて他に良法あるべからず吾人は佐藤金治氏の事績を探り其實行の跡を見て以て氏が教育に道路に衛生に救恤に宗教に私財を投して經營せるもの札幌支廳管内農場中未だ此事あるを聴かず氏も亦野村氏と同様繼綬褒章條例の恩澤に洩れたる一人なりとす

佐藤氏は當別村字辨慶別開發指導者柴藤善三郎に金穀物品を仕送り善三郎の拓地植民事業を幫助せし事績の大なるものありと雖兩者共に今日何等事績の徵すべきものなきは甚だ遺憾とする所なり特に其事績を紀念せんが爲め本書附録略傳に氏の傳記を掲げたり而して氏が密に辨慶別の開發に助力せしに止らず本道農業界に盡瘁せられたるの事績吾人が多年目撃せる所にして氏が往年札幌區の總代人勤務中同區公共事業の爲め



盡力せられ此頃荐りに本道農産物の銷流に就て規制する所あり明治二十六年三月八日  
輜重兵第一大隊に燕麥買上の願書を提出し燕麥の販路を啓きたるの事實は別紙同人願  
書以下の書類に據りて瞭かなり今日札幌支廳管内及び石狩國內其他に於て盛に燕麥耕  
作行はれ現に本村に於て近時燕麥の收穫を増し現に大正元年に於ける收穫に徴するも  
八萬餘圓の多きに上り前途益其増額の勢ひを示しつゝあり今参考の爲め同人の燕麥御  
買上願書、御下門に付上申書、燕麥上納直段、三井物産配料方、篠原國清、吉田丈治  
等より佐藤金治に宛てたる書類を掲ぐ

以上は野村農場及篠路村佐藤農場の梗概なりとす野村農場に亞くものを京佐賀農場、  
安平農場、西田農場等とす平安農場の概況次の如し

### 佐藤農場小作人待遇法

緒言

予は明治二十三年故司法大臣山田顯義公より日今札幌郡篠路村字山口農場の所有權を  
讓受たるや先小作者をして農夫は飽迄農夫らしく其本分を充分發揮せしめ永く此土地  
に晏如として棲息し怡々樂々の裡に一生を終へしめんとするにありき故に小作者の待  
遇法に於て苦心慘憺たるもの多大なりき然して小作者をして終始一貫各其業務に精勵  
奮發せしめ恒産あり恒心あらしめんとするには之が地主たる者も自己の利益のみ考慮  
することなく所謂物質上精神上の待遇を盡し以て地主に誠意誠心を披瀝し以て小作者

をして充分善導扶掖を享受せる實迹を彼等の肺肝に透徹せんことを期せざるべからず  
是れに於てか土木を起し即ち道路橋梁の宜しきを計り以て農産物運搬上の便利を企圖  
せり而して耕地石狩川に沿ふを以て春夏秋三季の洪水汎濫を防備せんとして護岸上に  
配慮し農産物の增收を期せんとしては排水を行ひ水門を設け荒蕪地の開墾を行はしめ  
撰種堆肥を勸奨せり而して四國よりの移住者多きを以て弘法大師を歡請して安心主命  
唯一の方法として奉佛心を喚起せしめんと欲せり而して明治昭代に生まして教育の恩  
波に浴せされば子々孫々向上的忠君愛國立身興家の基礎を建設し能はざるを以て學校  
の設備上大に卒先盡瘁せり然るに救恤は天災地秧に應じて小作者の危急には惻隱の情  
黙止に忍びず自家の資財を提出して以て小規模ながら濟民法を引續今日に至る迄實行  
し來れり而して勤儉躬を以て範を示し小作者をして有土者の地位に躋らしめたるもの  
二名あるに至つては又多少快心欣躍に勝へざるものあり世上滔々たる地主者にして予  
と同一行路を徜徉するものあるは幾分是を以て參按の資とするに足らんか敢て小作者  
待遇法一斑なる小冊子を編述せる所以なり

明治四十五年春一月

北海道札幌郡篠路村字山口佐藤農場主佐藤金治識

小作者待遇法一斑佐藤金治編述

土木工事劈頭第一に道路の開通を行ひたれとも人馬の往來繁多にして道路橋梁の破損



多きを以て明治三十年同三十一年の兩年の春堅雪の時期を利用し工事を小作人に請負はせ割板及凡太を買求むること凡三千八百枚を路上に敷入れたる且札幌製麻會社より炭粕を醸り受け是を道路に敷詰めたり三十一年の春割板敷設着手せし當時戸長松永泰殿實地巡見して其美舉たるを明言しありしに俄然雪解水汎濫のため全部流失に至りしは萬憾惜く能はざるものありき

一耕地乾燥と宅地の濕氣を除去せんと欲し耕地の周圍に大排水を貫突掘作せり此上に排水數十個所に抜きたり

一同三十年六月石狩川堤防敷地沿岸周圍に柳樹植付け以て小規模と雖も護岸法を企圖せり柳樹略三千九百本其他丸太を打込棚を掛けたり之を請負なしたるもの小作者植野浪治

一同三十五年堤防敷地に係排水落口へ水門を建設せり此敷五所々且土盛堤防をも設けたり之れ小作者より一朝水害ある際之を除去せんと欲せる願出ありたるを應諾せるなり此費用金五百圓の多きに至れり

一予永代の用材及薪炭用に保存し置きたる樹木を金八百圓に買却し且北海銀行より金一千五百圓を借用し計金二千三百圓の内にて道路橋梁の修繕及排水浚渫し以て小作者の便益を計り以て急難を排除しやりたり

一荒地の開墾小屋掛料農具料米贈代金を貸付耕地に附屬せる荒物開墾を勸奨せり耕地

開墾料は一反歩三圓或は五圓を交付せり

一衛生明治二十四年には堀抜井戸三ヶ所のみなりしが三十年に至り衛生上好良なる飲料水の必要を認めたるを以て毎戸堀抜井戸を堀り與へたり

一明治二十七年六月當篠路村に於て醫師なく村民の不便不幸甚からざりし際幸徳島縣人醫師多田貞と云へる人渡道元海軍出身軍醫なるか故に村民一同相談の上部落の醫師となせり然るに同三十四年如何なる都合にや同人上川方面へ行きたり之れに於て當農場より旅費を送り再歸村致させ醫務を執らめしめ以て公衆衛生の便益を計りたり

一宗教乃至奉佛明治二十七年七月大師堂建設し以て奉佛信仰心を修養せしめんと欲せり且折節川流灌頂等を行ひ沿岸石狩川にて溺死せる者の靈魂を吊慰し來れり

一教育當部落に住せる子弟教育の必要を感じ鴻城尋常小學校なる校舎一棟新築せり此校に對して予より建築費として寄附せるもの金一千六百圓餘なりき

一救恤明治二十九年の秋降雨のため諸作物腐敗に付き年貢金の内十分の三を用捨せり當年の秋非常に悪路のため所詮運送金なきが故に佐藤農場に於て試作畑地二町歩餘の處へ四十間四面の大なる小屋を建て生産せる亞麻を製麻會社へ受渡濟にて翌春堅雪の上にて運搬し得る様取計らへやりたり

一同三十一年四月下旬雪解水汎濫し小作人一同の床上に漲水せり此時農場は焚出しをして各戸に配附せり



- 一同年九月霖雨篠を亂し遂に大洪水となり此時地主より又々焚出し配附せり
- 一同三十一年より同三十五年に迄五ヶ年間年貢契約をなしたるも三十一年春秋大洪水の害に遭ひ御官廳より焚出米扶食料小屋掛種物農具馬疋料其他義捐金等に付地主佐藤農場に於ては年貢皆無とせしのみならず種々の世話に極力盡瘁せり
- 一同三十二年札幌支廳より堤防敷地枯損木數十本拂下を願ひ是を小作人一同へ無代價にて分與し薪材の資となさしめたり
- 一同三十五年秋作の内小作不作に付六分の一を用捨せり
- 一同三十六年年貢約束改正の處小作人の内より長尾小四郎口開きにて三十一年は收穫皆無空しく致したるに付本年一ヶ年は年貢の約束を延期し呉れとの小作人一同より願出に付き之れを許諾せりたり
- 同年十二月に秋作違作に付二歩方年貢用捨願出に應じ許容せり
- 一同三十七年七月大水害に付漸く年貢金七十圓收入したるのみ残り年貢金其儘に成り居れり
- 一同年小作人一同は蕎麥を蒔き之を以て生活せり故に洪水汎濫の時は地主に於て有合せたる空俵等防禦に使用せしめ又救助米を出せり
- 一同四十二年春期雪解水にて畑地上の土壤少々流失したる個所は三ヶ年間無年貢にせりたり

一 小作人に於て病氣等あるときは一日或は二日間手傳ふ事に地主よりは相當見舞を贈與し來れり

- 一出火類焼の災害に係りたるものには各々手傳はせ地主より相當見舞を遣し來れり
- 一 小作人に於て死亡者あるときは大人は金五十錢或は一圓を遣はし來れり
- 以上の如く小作人を待遇し來りしが明治二十三年より同四十二年に至る二十ヶ年間の小作人の異動せしもの百十三名あり此内隣地々主となり現在獨立し農事經營なせる者左の二名なりき

字山口 一柳庄五郎

同 山本卯藏

輜重兵第一大隊へ燕麥御買上願

北海道屯田各兵村に於て産出候燕麥之義者從來本道に於て供給の外他に需用の途稀れにして之が倍養に従事するもの僅少に過ず然るに燕麥の需用は馬匹の外無之哉に被存該品者歐米各國に於ても益に相用候様傳承罷在候内地馬匹の集合しあるは御軍隊に有之候就ては東京各師團御軍馬の需用に供せらるの途相開候半は巨額の産出可仕然る時は屯田各兵村の御辨益にも相成可申依つて耕耘上費用要せさる一産物を出し目から兵村世計の幫助とも相成哉に思考仕候依て各兵村生産者之賛成を得右代價調書を副御軍馬に供用致度志願に付近衛師團及第一師團の兩指令部へ御照會之義



本年九月屯田兵司令部へ願出候に付今般出京仕候願意御採用被成下度奉願上候尤上納方者三井物産會社にて取扱不都合無之様可仕候は一に屯田各兵村の御便利のみならず北海道開拓の一助とも相成可申に付最も正實に御用相勤候間出格御詮議を以該品御試檢之上燕麥御買上被下候様奉願上候也

北海道札幌區南壹條西二丁目十五番地

明治廿六年三月八日

佐藤金治

輜重兵第一大隊御中

記

一金貳圓四拾錢五厘

燕麥壹石上納代金

此内譯

金壹圓五拾錢

燕麥壹石原價

但出來秋の價にして夫より品も減少し隨て上直を顯す物に付當時は貳圓也

金拾錢

荷造莖貳枚五斗入貳個

金五錢五厘

右貳個に用ふる繩代

金四錢

右貳個の荷造賃

金貳錢

藏元より停車場迄運賃

金貳錢五厘

手宮停車場より本船迄解賃

金參拾五錢

手宮より東京迄郵船運賃

金拾參錢

深川郵船會社より御部迄運賃見込

金拾六錢五厘

手敷料但し六分見込

小以金貳圓四拾錢五厘

右之通御座候也

北海道札幌區南壹條西二丁目十五番地

佐藤金治

佐藤金治へ御下問に付上申書

一前三ヶ年間屯田兵村に於て收穫せし石高

明治廿二年同廿三年廿四年迄燕麥收穫之義是迄他國輸出の見込無之に付各自馬匹の飼料に止り收穫高も僅少に有之壹ヶ年收穫凡貳千石より貳千五百石迄一前三ヶ年北海道にて賣買しある相場

明治廿二年は壹石壹圓六拾錢より壹圓八拾錢位迄

同 廿三年は壹石壹圓六拾錢より壹圓八九拾錢迄

同 廿四年は壹石壹圓五六拾錢より貳圓貳三拾錢

但産地にて馬匹飼料の爲め燕麥欠乏し却て非常に騰貴すること往々有之候

一北海道より東京迄の運搬其他諸費壹石に對する分



北海道産地より東京深川郵船會社迄壹石に付九拾九錢に御座候  
一現今北海道にて賣買する相場

札幌に於て壹石に付貳圓也

一將來増加すへき收獲の見込

増加之義者販路の如何によりては壹万石乃至貳万石の收獲の見込尙輸出盛大に至らば一層多額産出可有之事に御座候

一將來北海道外へ輸出すへき見込高

北海道より他へ輸出の見込は往々販路の開けるに隨へ内地に問ひ蒔種の手續き之上者何程にても輸出可有之の見込に御座候

一内地大麥代價に比し將來共相場之差格見込

内地大麥と北海道燕麥との將來相場之差格は燕麥の方大麥より壹割安し見込に御座候燕麥は新開墾地に尤適當物品に付耕耘費用も隨て減し候事に御座候

北海道札幌區南壹條西二丁目拾五番地

佐藤金治

第一師團へ燕麥上納直段

一燕麥壹石

但目方五斗入貳個風袋共貳拾五貫目定

此上納代金貳圓四拾錢五厘但し十一月後貳圓七拾錢五厘となる

是へ上納場所迄の運送賃

但し目方風袋共貳拾五貫目納め出來秋後十月より自然壹割目方減少を生じ則壹石貳拾貫五百となる

前書直段を以て上納可仕候間何卒御採用奉願上候就ては上納之義者東京三井物産會社に於て萬事其扱を御指揮に隨ひ其時に上納可仕候間代金者該三井物産會社へ御下渡被成下度此段奉願候也

北海道札幌區南壹條西二丁目拾五番地

佐藤金治

明治廿六年三月八日

第一師團輜重

記

一燕麥六俵 吉田様行 但し三石分

一同 四俵 川俣様行 但し貳石分

一同 貳俵 中村様行 但し壹石分

一同 貳俵 石原様行 但し壹石分

計 拾 四 俵

右之通り配達付候其内誤て先方々車中物受取之分も有之不惡御承知被下度候也

明治廿六年二月廿八日

三ッ井物産配料方



佐藤金治様

拜啓

過刻は御來駕之處何の風情も無之失敬仕候就ては燕麥上納に付き願書及計算等御廻付之處願書之上納契約願とあるは未だ買上に決定せざる未前の義に候得ば朱書之通り御書換相成候方可然亦計算書中原價及運賃に於て拙者の見込に少々相違致し居候に付き附箋差進候間今一應御勘考相成度候同意見に就而は朱書之通御訂正之上明朝にても御持參相成候得ば拙者に於て輜重兵隊長へ添簡致可候間此段申進候也

明治二十六年三月二日

篠原國清

佐藤金治殿

十九日付朶雲只今接手拜讀先以途上無貴恙御着札之趣奉慶賀候御滯京中は何角失敬而已多謝々々陳ば貴地並に小樽三つ井支店之諸氏不信切之處置縷々御報道に接し實に案外御滯京中千辛萬苦晝夜御奔走之結果に據り漸く端緒を開き將に事成らんとするに際し如斯御報に接せむとは只驚愕の外無之御心裡之程御察申上候此先き諸隊の氣受け如何が相成哉其而已痛心に御座候頃日二度程大供氏に而會致し候處豫ては輜重隊馬の中若干名試験の爲め飼養すべくとのとに有之處參謀長等の意見に據り試験をせざるも燕麥の馬匹に適當なるとは既に顯然致し居候故其邊の心配は無之併し乍ら供給の途續く哉否哉は實に懸念なる事故其邊充分取糺し若し中途にして供給の途杜絶せる様の事有

之候而は不容易事故能々突留確實に爲し置べきとの談有之たるに付其邊取糺し呉れとの義に有之今回御報の如き次第に而は出來秋迄は到底供給の途有之間敷依而來る十月より賣上候様精々示談可致候就ては十月より先き廿七年出來秋即ち九月迄凡ろ石高何程迄は出來候哉至急御報道有之度尤も當地の需用高も聞糺し早速御報道可申上候先は不取敢御安著伺旁貴酬のみ早々拜復

明治廿六年三月廿四日

吉田丈治

佐藤先兄

追て御序ての節土田定佐の諸氏へ宜敷御鶴聲希上候也

### 京坂農場

高坂農場は字獅子内に在り場主を高坂與三郎、佐々木清治、笠松千太郎の三人共同とす故に其姓の一字を集めて京佐賀と名命す本場は小作人三十二戸を有す耕作物は燕麥を主とす小作料一等二圓十錢二等一圓六十八錢三等一圓二十六錢にして毎年九月三十日半額十一月三十日半額收入す管理人は鈴木荒一氏にして氏は本場開創の時より連續して今日に至る實に得難きの正直人なりとす

### 安平農場概況

一名稱 平安農場と稱す



地主 田中利兵衛

二位置 石狩郡當村字獅子内十八線より廿一線迄の間に介在せり

三當農場は明治廿七年北海道廳より未開地貸付を受け御許可を得ると同時に小作人を内地各府縣より募集し起業に着手せしも其當時は人烟稀薄加ふるに濕地甚しく通行の便更に無し爲めに米噲の運搬等多數の人夫を要し遠く石狩川當別太若しくは當別本村より供給するも總て人肩に因るを以て一日に米壹俵運搬するを能事とせり其他不便利推して知るべきなり如此困難状態なるを以て起業上容易ならざる苦心なりしも逐次大小の排水を設置し交通の便を謀り爾來日夜孜々奮勵努力墾拓の業に従事すると殆と十有九年其功空しからず昔日熊棲の地變して良圃と化し農産漸次増加の趨勢を示し今や漸く開墾の實績を擧ぐるに至れり

四小作人戸數 二十戸

五小作人郷里別 京都府 岐阜縣 香川縣 德島縣 秋田縣 石川縣 富山縣 福井縣 宮城縣 山形縣

六經營之方法 毎年一千圓宛農場經營費として準備し諸排水浚渫又は小作人獎勵等種々之方法を設け居れり

七面積 壹百町步

農家の生活状態

農家の生活状態 新來の農民は始めて開墾地に入るや先づ笹藪を刈り開き附近の樹木

集約的經營

農産物は仲買人に賣る

を集めて矮小なる居小屋を作り之に居住して周圍の土地を勦き起し始め其年暮若くは翌年更に草小屋を増築するか又は之を改築して漸く完全なる草小屋を建設するを常とす然れとも移住當時稍設備を爲せる草小屋を建つるものなきに非ず而して毎年四月下旬より十一月迄農耕に従事し十二月より翌年三月迄冬期積雪間は専伐木を業とし或は薪炭製造に従ひ兩三年間貯蓄を爲したる後家畜を飼育す尤資本を有する者は最初より耕馬を飼養して農耕に使役すると共に冬期農閑中は專運搬業に従事する者あり斯くて寒暑を凌ぐ事數年乃至十數年にして始めて木造の家屋を建築し納屋又は倉庫をも建設す其間或は果樹を栽培し或は畑を水田に改造するものあり次第に集約的經營を爲し以て農業の利益を擧ぐるを得るに至るものなり要するに農家は夏期八九月の候は繁忙にして後一時閑暇と成り又十月十一月の冬期に至り多忙を極むるを例とす而して冬期殆と半歳間は伐木運搬又は薪炭製造等の山仕事に従事するの外燕麥稗を以て俵を製し又は葦を以て炭簀子を造るものありと雖其他未だ適當なる副業あらざるか故に屋内に鑿居し爐邊に暖を貪り徒食するもの多きか如し農業用の物品買入に就ては村内商店の仕込を受け夏秋に至り其收穫物を商店に委託販賣し若くは之が精算を爲すものありと雖此等地方の農家は其習慣に馴れて終始自家の經濟をして安固ならしむる能はず農産物の販賣に就ても亦多くは仲買商の手に賣渡すを例とし年々其期節に仲買商の來るを待ち受け坐ながら之を販賣し自ら進んで之が商取引を研究する者甚少なし又本村農家は



共同一致の精神に乏し

初め宮城縣人の團體なりしを以て其風俗習慣は殆ど舊領岩出山に異なる事なかりしも明治十六年福岡縣人移住し來り尋て諸縣より移住者を増すに至りて各其風俗を異にせるに因り概ね共同一致の精神に乏しと雖歲月を経過するに従ひ開村者たる伊達邦直公を村社として祀り毎年定期に之を舉行し隣保相集りて種々の餘興を催し以て農村の娛樂日と爲す最伊達家舊臣中官公吏又は會社員學校教員等に職を奉ずる者あり木村に居住せず若くは他の新開地に移轉したるもの亦少なしとせず是等皆時世の進運に乗じ進取の氣象充實の致す所之れを如何ともする能はずと雖將來本道の沃野遞減して耕地少なく之れが移轉を許さるに至るべきを以て自然移轉者の數を減少すべしと信せらるる養蠶 本道は天然の良桑に富み氣候亦能く蠶業に適せり是を以て開拓使の當時桑園及び養蠶場を札幌に設け良種の桑苗を移し又隣村篠津村に官設養蠶場を設け教師を招き飼育及病毒豫防の方法を授けらる本村は初め野桑豊富なるを以て蠶業を勤め明治六年以降官旨を奉戴し毎戸其飼育に従事せしめ以來之を飼育し桑苗圃を設け又稚蠶共同飼育所其他巡回教師を置き或は殺蛹乾繭所を設くる等甚其獎勵を計りつゝあり左に明治四十三年以前の飼育戸數を示す

春 蠶

年 別	飼育戸數	掃立高	收購高	價 格	一疋の價格
-----	------	-----	-----	-----	-------

明治四十三年	二四二	二八〇	二二二	六、三〇〇	二七
同 四十二年	二四四	二八二	二二五	七、一〇〇	三三
同 四十一年	一五四	二二三	二二六	七、五五六	三四
同 四十年	一四九	二八〇	二二八	一、七〇〇	五三
同 三十九年	一四八	二八三	二二〇	一〇、二八七	四六

第十一章 牧畜業

本道の地 名馬良牛を産するを以て名あるのみならず北海牧畜の隆盛なる本邦第一と稱せらる蓋し本道の氣候地形地質共に諸種の牧畜に適すると斯業の古より行はれたるに依る彼の王朝時代奥蝦夷の良馬を屢献したるは歴史の語る處にして昔時奥州地方の産馬の盛なりしは推して知る可きなり本道の地初めて牧場的施設を見たるは文化年間徳川幕府之を有珠、蛇田の地方に試みたるに始まり本道陸産中牧畜業は比較的早く開かれたり降て開拓使時代に於て大に之を奨励し米國飼育法に據り良種を輸入し來り馬に牛に豚に著く之を改良したるに依り交通不便の當別村に於ても隆隆其恩澤に浴するを得るに至れり馬の本村に初めて入りたることは本書總説に於て記載したるも茲に尙掲ぐることにせり邦直氏の令弟たる有珠郡伊達村に於ける伊達邦成氏が明治四年春本



道の開拓事業を永遠に期せんには第一牛馬の力に俟たざるべからざるを知り當別村の交通不便にして開拓上至難なるを察し有珠、虻田牧場産の土産馬牝牡七頭遙に之を贈與して一は貨物の運送用に供し一は之を蕃殖して農用、乗用、鞍馬等の用途に充てしめ斯村開拓事業の進捗を促されたり是れ一大活眼にして當別村民が其恩恵に因りて斯村開拓に資する所ありたるは明治四五年の實績に徴して明瞭なりとす故に本村に於て馬の歴史を語らんとせば先づ伊達邦成男の恩恵を語らざる可らず實に伊達村と當別村の關係や海よりも深し而して本村到る處河川流れ其草は繁く其水や甘し殊に當別川沿の地十數里の山野は畜産にあらざれば養蠶の外猥りに大農的耕作を爲す能はず寧此地方は副業的に牧畜を經營せば一は邦成男の指導を空ふることなく一は青山奥の森林原野を拓破するの唯一事業たるを信ず今本村明治四十三年に於ける家畜の統計を見るに馬千八百四十一頭牛九十頭に達したりと雖戸數二千五百を有する農村としては牛馬の數量尙多しと云ふべからず少くも專業農家に於て平均三頭を飼養するの計數を示すに至らざれば田畑肥料用として農耕用として繁殖用として牧畜の隆を語るべからず然るに本道の畜産に對しては開拓使以來指導獎勵宜しきを得たるを以て近來牛馬共に改良せられたるが過去に於ける諸般の事業は全く建設時代に屬するものにして今や漸く改良時代に入らんとするに至れり即ち過去に在りては主として頭數を増加するに努め未だ畜産の根帶を形成せざりしも夏季は滋味多汁の野草牛馬の背を沒し冬季は若笹

ありて能く牛馬の營養を保障するものあり畜産業者に依りては天與の賜なりしも今や野草漸く減耗し充分なる飼料と爲す時に非らざるは勿論土地利用上至る所牧草を栽培するに至れり而して從來馬匹共に南部産を以て基礎とせるも今や内國種と稱するもの甚僅少となりエアロヤ、短角種、ホルスタインの血液を混せるもの多く馬は「ワロツター、ペルシエコンサラブレッド」等漸く分布し洋種も以上の種類多きを占む養鶏も近年一層盛んならんとするの傾向を生ぜり然れども牧場として見るべきものなく佐藤牧場、久保牧場等あるも特記すべき價値なく只馬種改良の目的を以て胤付巡回交尾を爲すもの遊佐宗三郎、辻野笹吉等なり今牧場、家畜、家禽、搾乳、獸醫蹄鐵工等を舉ぐれば左の如し

牧場 (明治四十三年)

名稱	箇所	面積	牛	馬	場主氏名
佐藤牧場	字高岡	四五、九六	七	二	佐藤政次郎

家畜 (明治四十三年)

種別	現在		年内出產		年内斃死	
	牝	計	牝	計	牝	計







發生の有様等に就て充分の智識を具へ適當の時期に於て驅除の方法を盡さざる可らず  
 伐採期其他一切の施業法の如き皆林業に關する學術的智識を要す從來我が國森林所有  
 者の爲す所を見るに其斫伐せざるものは祖先傳來の寶物たるが如く思惟し樹木が一定  
 の年代を經過し其成長期を過ぐるも之を伐採して利益を獲得する事を爲さず又伐採す  
 る者に在ては何等の思慮も無く之を濫伐して新植又は補植する事無く空しく荒廢に委  
 して顧みる者莫し是等は林業の智識を欲ける結果にして本道の如き寒威凜烈交通不便  
 なる土地に在りては將來一般に林業の智識を普及せしめざる可らざる事は將來林業の  
 發達を圖る上に於て最先の要務なりとす既に東北帝國大學農科大學に於ては茲に見る  
 あり林學部を附設し林業智識の普及を期せらる北海道造林合資會社も亦見る所ありて  
 林業實習生養成の事業を開始せり故に朝野先覺の士は一般農民に向つて教訓的指導を  
 爲し農業思想の發達と相俟つて健全なる事業心の發展を期するは本道拓地殖民上實に  
 肝要なる事なりとす今本村に於ける山林反別、林産物、植林、北海道廳種畜場青山奥  
 に於ける林業梗概等の實績を示せば左の如し

山林反別 (明治四十三年)

國有林	地方費林	村有林	民有林	計
-----	------	-----	-----	---

二九〇八、一四〇五	一七七八九〇、四八〇八	二九七二〇、一八〇九	四一九九二	三三七一、一八〇四
-----------	-------------	------------	-------	-----------

林産物 (明治四十三年)

種別	數量	價格	單價
丸太角材	一〇〇〇〇 <small>尺</small>	一、一〇〇、〇〇〇	尺× 一、一〇〇
木炭	八〇〇〇〇 <small>斤</small>	一、五〇〇、〇〇〇	一 <small>斤</small> × 一、九〇〇
挽材	三〇〇 <small>尺</small>	三、三〇〇、〇〇〇	一 <small>尺</small> × 一、一〇〇
船材	一〇〇〇 <small>尺</small>	一、四〇〇、〇〇〇	一 <small>尺</small> × 一、四〇〇
檜丸	一〇〇〇 <small>尺</small>	一、〇〇〇、〇〇〇	尺× 一、〇〇〇
早切丸	一〇〇〇 <small>尺</small>	八〇〇、〇〇〇	尺× 八〇〇
竹丸	一〇〇〇 <small>把</small>	一、〇〇〇、〇〇〇	一 <small>把</small> × 一、〇〇〇
柶丸	一〇〇〇 <small>尺</small>	九〇〇、〇〇〇	尺× 九〇〇
鐵道枕木	一〇〇〇 <small>本</small>	七〇〇、〇〇〇	尺× 七〇〇
薪	三〇〇〇〇 <small>捆</small>	七五〇、〇〇〇	一 <small>捆</small> × 二、五〇〇
	一〇〇〇〇 <small>捆</small>	一、〇〇〇、〇〇〇	一 <small>捆</small> × 一、〇〇〇



計	1	41000 000	1
---	---	-----------	---

植 林

植林

計	樹種		苗林濟の分數	未成反別
	反別	樹種		
二四、七五七	針葉樹	七、八九九	三、〇〇〇 <sub>本</sub>	二四〇、八五八

北海道種畜場當別村出張所林業概況

起 源

明治三十四年三月北海道廳種畜場の經費一部の財源に充用するの目的を以て當別村字青山奥に於て針濶混濬林地一萬七千五百七十九町二反九畝八歩を本場附屬地として編入を受けたるもの地 勢

本林地現在面積は一萬七千四百五十一町一反八畝八歩にして眞駒内の本場を距る十七里餘西は厚田北は濱益東は樺戸の各郡に界し中央に一帶の民有地を包擁し當別川其中央を南に貫流して當別本村を經過石狩川に合す仮定縣道當別川に沿ひて縦貫し北は濱

益新十津川厚田南は月形並當別本村に通ず

林 相

針葉樹は檜松にして全林の四歩を占め他の六歩は濶葉樹即ち雜種木にして針濶とも成育概して良好なり

貸下地

部落發展上の一方便として林地内農耕地に適する箇所を撰定し明治四十三年より退次小作人の入場を許可しつゝあり貸渡濟の者九十六人其地積三百九十町二反六畝三歩にして地味概して豊饒なり

保 護

林地細大の事務を直接取扱の爲め明治三十六年八月當別出張所を置き其事務所を青山奥俗稱三號に建設せり之が主任技手一名に看守人として定夫二人附屬しあり而して定夫の内一人を事務所を距る北方六里俗稱五番川に派遣し専ら森林の保護貸渡地の監督に當らしめ置かる但事務所は大正二年二月火災を發し燒失自今近隣に仮事務所を設け居れり

森林經營

本林地は明治三十六年出張所を設置以來年年少數の樹木を賣拂たるも一定の方針なく經營上不得策なるが故に四十二年之に天然更新法に依る輪伐施業按を編制し伐期針葉



樹を百二十年潤葉樹を六十年とし其回歸年を四十箇年に定め年年針葉樹二萬千四百八十五尺締潤葉樹七萬九千八百四十三尺締を伐採すべきものとせらる

## 第十三章 鑛業

概言

本道海陸産物の豊富なる風に無盡の寶庫と謂ふ然ども近年漁業衰退の傾向を呈し農業の進歩又遲遅たるに反し獨り駸駸として發達の勢ひを示すものは鑛業を措へて他に之を視る能はざるなり本道に於ける漁業が海に於ける生命たる如く本道に於ける鑛業は陸に於ける生命なり假令農産物が年額二千餘萬圓を産するも陸や固限あり鑛産に至りては是れ殆ど無盡藏なり資本家の投資にして其宜しきを得たらんには泰山崩す可く大河の流域を變せしむるを得べし盛なる哉本村鑛業の前途石炭に、砂金に、金に、銅に鐵に滿俺に、山として藏せざるなく地として在らざるなし加ふるに石油脈の横流するありて往年米國石油會社の試掘を爲したる形跡あるのみならず現に隣町石狩町及厚田村に於ける日本石油株式會社の石油坑區は皆前途に光明を放ちつゝあるなり獨り本村の地是れなしと云ふ可らず然れども本村に於て鑛業は現時最幼稚の域にあれども是れ地中に藏するの乏しきに非らず時運の未だ到らざるなり殊に地上の樹木鬱蒼として天を衝くを以て何人も林業の有利にして安全なると資本を要する事鑛業の如くならずし

て收利の速かなるより皆競ふて是れに傾き敢て鑛業に指を染むるもの少なき所以なり今も古も世は黄金主義なり昔時濠洲の發展も北米合衆國のカリフォルニアの進歩も皆是黄金色に眩目せしものなり宜べなり本村字青山奥二股小字桂の澤及砂金の澤に於て鈴木平太夫外五名出願に係る砂金は既に採取認可を得て本年春以來二股教育所附近に事務所を設け之れが採取に著手せり其成績の如何は今劇かに斷言し難しと雖前途有望なりとは出願人等の直話なり又青山奥三番川に於ける銅鑛出願人阿部儀之助氏の直話に依るも出願鑛區に於ける鑛質良好にして洵に有望なりと兩者の言果して事實なりとせば砂金にして彼の北見國枝幸に於ける盛況の如く我國のクローンダイクと云ふに至らずも一箇年五萬圓や十萬圓を採取すること容易なるべく思惟せらる斯業家鈴木平太夫は該鑛の探見狀況を此の冊子に登載せむことを請はれたるも本書印刷著手前原稿到達せざるを以て遺憾ながら茲に詳記する能はず是れ氏の事業の發達上に多少の効果を遅遅たらしめずとせむや何んとなれば鑛業も一の實業なり資本なくして盛業を望むも木に據りて魚を求むるに等し一人の對話は一人丈の効果に止まるも幾千部の記事は幾萬人の視聽を促すものなり而して又阿部儀之助氏の銅山狀況一斑を本書に掲載の件鈴木氏同様の約ありたるも其後何の報道なし何れも不思議の鑛山なりと云ふべし願くば兩者何れも大々的の成功を祈る之れ青山地方發達の素因たるのみならず當別村の寶庫なればなり



### 第十四章 漁業

#### 概言

本道の漁場は世界三大漁場の一なり年年の産額一千二百萬圓餘に上り本道經濟界の主勢力として經濟の振不振一に漁業の豊否に因る然ども曾て無盡藏と呼ばれば豊富と稱せられたる鯡漁業は遂年衰退の一方に傾き石狩川の鮭、鱒、僅に又餘喘を一隅に保つのみにして本道の漁業今や將に危殆に瀕す而して漁業家舊に因り依然として舊套を夢見し遠洋漁業未起らず魚貝類の製造未盛ならず人をして眞に漁業界の危機を呼ばしむ案ずるに本道の漁業は己に數百年の以前より其海産物を内地に輸送し蝦夷松前の名風に市場に知られ世界三大漁場の一たる實を全せしと雖開拓使設置以來漁業に従事する者益益多く從て漁網に改良を加へ漁具の進歩操作上に一大發達を呈せしにも拘らず魚族の繁殖保護に向ては何等の注意を拂はず濫獲亂漁を恣にせし結果鮭鱒は既に人工孵化に俟たざるを得ざるの悲境に陥り鯡漁又漸く減退す今にして魚族保護漁業獎勵の方針を確立するにあらずむば曾て誇稱せし世界三大漁場の名を亡ひ諸威國の如き悲惨なる事例を逐ふなしとせむや如斯本道は漁業を以て産業唯一の時代ありしは太平洋、日本海、オコッケ海を以て本島を圍繞し寒暖の二海流は常に南北より往來して其沿岸を洗ひ魚族の豊富なるに漁獲の多大なるは天與の寶庫として實に世人の垂涎する所なり就中鮭

は本村に重大なる關係ある石狩川の特産として世の好評を博しつゝありしも晩近拓殖の事業駸駸として進歩の結果内部の開発に伴ひ産卵床の荒廢と濫獲との爲め著しき減收を來し往時の如く漁獲盛ならざるの悲境に沈淪し石狩町の如きは其影響を受け殆んど瓦解の状態を演じつゝあり然れども往年開拓使は蕃殖の方法として鮭人工孵化場を設け以て模範を示し北海道廳に至りて民設孵化場を獎勵して補助金を下付するに及び官設千歲孵化場の如き雄大なる現時の設備を見るに至りたれば今後著しき減少を見ざる可し而して本村の水産物は石狩川の鮭漁業にして其漁期は十一月中旬より十二月下旬迄を盛漁期とし漁具は地曳網を用ふ今明治四十三年以前の産額を列記すれば如左

#### 水産物 (明治四十三年)

年次	名稱	數量	價格	單價	總價
明治四十三年	鮭	二〇、三五〇	九二五	九二五	一八、五〇〇
同 四十二年	同	一九、六〇〇	一九三	五〇〇	一〇、〇〇〇
同 四十一年	同	二〇、三五〇	九二五	九二五	一八、五〇〇
同 四十年	同	二五、三六三	九一三	〇六八	二三、〇〇〇
同 三十九年	同	四二、一七四	二六五	二二〇	三〇、〇〇〇



### 第十五章 工業

概言

概言

本道の工業は近年顯著なる進歩を來し其産額に於ては農産に亞ぎ明治四十四年に於ける全道の産額は實に一千八百萬圓の多きに達せり而して本村に於ける明治四十三年の酒及び亞麻纖維の産額を見るに九萬千圓に上ばれり然れども之を各種工業に就き他町村に比較するときは特殊の大工業を除けば尙未幼穉の域にあるを免れず是或は交通不便の當村としては其經濟事情の然らしむる所なるべきも田畑に於ける原料は豊富にして人口の多き他に比類少なき本村に在ては將來工業發展の餘地頗廣く前途甚有望なりと謂はざるべからず茲に明治四十三年に於ける製造場及當別製線所狀況一斑及同工場其他の工場を掲げて共一斑を示す

#### 製造場 (明治四十三年)

名	稱	戸數	數	量	價	格	單	價
酒	亞麻纖維	一	二	四五〇〇〇	三、五〇	八〇、〇〇〇	円	百斤 一八、〇〇〇
								四〇〇

#### 當別製線所狀況一斑

本邦に於て機械紡麻業の端を啓きたるは遠き明治十九年に於て帝國製麻株式會社の前身たる近江麻絲紡織株式會社が泰西の新式に則り之が經營を爲せしを以て嚆矢とす之れに踵ぎ北海道製麻株式會社、下野製麻株式會社並大坂麻絲株式會社の設立ありて互に奮勵し以て斯業の發展に盡瘁する處ありしが明治三十六年七月近江、下野及大坂の三會社厥然合同して日本製麻株式會社を設立し同社は更に明治四十年七月北海道製麻株式會社と合併し茲に今の帝國製麻株式會社を設立するに至れり是より先明治二十年中北海道製麻株式會社は本村に亞麻耕作を爲さしめ其結果良好なるを以て年年耕作を獎勵しつゝありしが二十七年に至り本村宇西小川通に地を相し製線工場を設置し名けて當別製線所と爲す爾來耕作反別を増し村民競ふて之を耕作せしも年を経るに従ひて亞麻耕作を爲せる土地は著しく荒廢に屬する傾向ありて土地經濟上の關係より村民之が耕作を斤けるに至れり然れども本作物は夏作にして收穫極めて安全なると植付後割合に手敷を要せざる等より一部の人人は其耕作を持續し以て今日に至れり而して帝國製麻株式會社の資本金は總額六百四十萬圓にして之れを舊四會社創立當時の資本金總額二百二十萬圓に比すれば資本金額に於て優に六倍以上の増額なるを以て耕作人が會社を信認する事となれり茲に製麻會社の營業上に就て其概要を記述するは耕作者に



取りて極めて重要な事たるを信ず故に會社と耕作人と永久に親密ならざるべからず左に原料其他營業上の狀況を示す

原料 帝國製麻株式會社の原料たる麻類を分ち亞麻、大麻、黃麻の三種とす

一、亞麻は右原料中品質良好なるも用途の廣大なるに就て遙に他二者を凌駕し當社使用原料中第一位を占め重要亞麻絲麻織物の製造に供用せり抑も亞麻は歐米に於て植物纖維中最尊重せらるゝものにして古來主として歐洲の特産と限られたるも曾て北海道に於て白耳義種子を輸入栽培したるを端緒として爾來其栽培に種々苦心經營の結果遂に今日に於ては同道有數産物の一となれり

二、大麻は亞麻に次ぎ會社重要原料の一にして主に之を清國長江沿岸地方に採り専ら賣絲の原料に供せり

三、黃麻は重に印度産の物を用ひ粗製製帆布並に括絲等の原料として之を需用せり  
製品工場 五箇所日光製品工場、鹿沼製品工場、大津製品工場、大坂製品工場、札幌製品工場にして北海道には亞麻試作農場及十有餘箇所の亞麻製線工場を有す  
製品 該社の製品は之を大別して織布、製絲の二種と爲し一箇年の生産額は織布約五百萬碼製絲約七百五十萬所なりとす而して織布の内大部分は宮内省、陸海軍、遞信省鐵道院、臺灣總督府其他の諸官衙に於て指名品として買上げられ製絲は主に民間に於て需用せらる今之等製品種の主なるものを擧ぐれば左の如し

ヅック類	ダツク類	リンテル	ホ	ー	ス
亞麻調帶	麻布用絲	蚊帳用絲	セール、	レーキ絲	
漁網	漁網絲	ミシン縫絲	疊		絲
黃麻絲	各種麻絲	麻織物類			

而して該社が内國勸業博覽會其他に於ての受賞を擧ぐれば左の如し

第四回内國勸業博覽會有功一等、明治三十三年佛國巴里萬國大博覽會名譽賞牌、第五回内國勸業博覽會名譽銀牌並有功一等賞、明治三十七年北米合衆國聖路易萬國博覽會最高賞牌金牌並名譽銀牌、同年戰役紀念五二會品評會一等金牌、三十八年北米合衆國波止蘭大博覽會金牌、三十九年北海道物産共進會名譽金牌、同年凱旋紀念内國製品博覽會金牌、同年戰捷紀念博覽會特別賞金並名譽銀牌、同年凱旋紀念五二共進會名譽金牌、四十年第四回全國五二品評會名譽金牌並進步銅牌、同年東京勸業博覽會名譽銀牌並一等賞、四十一年第五回全國製品評會大賞牌、四十二年第二回全國特産品博覽會名譽賞牌、同年北米合衆國阿、雄、太平洋大博覽會大賞牌

又明治四十三年に於ける該社役員を擧ぐれば左の如し  
取締役社長安田善三郎、取締役大倉喜八郎、同田中源太郎、同大橋新太郎、同土岐 儀、同中山尙之助、同宇野保太郎、支配人宮内二朔、同上野榮三郎氏等なり  
亞麻及大麻の該社工場部原料として必要なるは前記の如くにして會社と耕作人は常に



父子の如く密接ならざるべからず耕作人は會社を信じ會社は耕作人を愛し會社は所謂物質上精神上の待遇を盡し耕作人が會社に誠意精心を披瀝し以て耕作人をして進んで善良なる原料を産出せしめ耕作人の利益を多からしむるを以て會社の方針と爲すにあらざれば如何に善良品を産出したりとすも一朝耕作人が一般に耕作を欲せざる如き事ありとせば會社は乍ち攻城の地位に陥り打撃を蒙ること瞭かなり故に會社及耕作人は一般地主と小作人との關係よりも尙且つ親密ならざるべからざるは言を待たず是故に各地方に於ける工場長及工場事務員職工等に至るまで耕作人との關係を密接ならしむるの方法を講ずるは相互の利益なりとす吾人をして露骨に之を云はしむれば地方に於ける工場職員は所謂世の官吏風會社員風たらしめ成るべく素町人的ならしめ尊大的ならずして低頭的ならしむるを要す要は會社員は原料を買つて遣ると云ふ觀念を離れ作つて貰ふとの立場に居ることを吾人は會社の爲め忠告せんとす若し會社が吾人の希望を容るゝに吝かならずむば製麻事業の前途に望みあること決して疑はずと雖若し一朝耕作人と會社と感情を異にする如きことありたらむには彼の甜菜耕作人が製糖所と分離せば製糖を爲す能はざるが如く製麻も亦耕作人ありて始めて機械の運轉を爲し得るものにして製糖、製麻事業の如きは他の酒造又は味噌醬油の如き原料を市場に仰へて製造するものと其選を異にするを以て深く茲に留意せざれば會社の營業は永遠に安全を期する能はず危険此上なき營業とは吾人屢々耳にする所なり世人は地方の工場

を視るに職員の数多きは原料買つて遣るの尊大風あるを認むると云ふ斯くては眞に會社の爲に利益にして之を小にせば一村の不利大にせば國家製産上の一大不利益なる事言を待たず是の弊を矯むるに方法種種あるべしと雖吾人をして一例を言はしむれば札幌麥酒工場に於て大麥の展覽會を開催するが如く製麻會社も各地に於ける製線工場に於て亞麻展覽會を開催し耕作品の精粗を審査し以て相當賞品を贈呈するの策を取り開催中會社員は出品人を優遇する方法を取り出品人を以て客人と爲し開催人は亭主たるの地位に立て從來の地位を轉倒することに留意するを早道とす吾人は製麻事業の本道製産上に重大の關係あるを認めて一言此希望を敢てする所以なり

工場 (明治四十三年)

工場名	製造品	所在地	創立年月	職工	原動力	工場主	摘要
當別製線所	亞麻纖維	西小川通	二十七年七月	一〇〇	汽機	帝國製麻株式會社	四十馬力
石本製米所	白米	對雁通	四十二年	二	石發動機	石本清規	三馬力
千葉製米所	白米	西小川通	三十二年	一	水車	千葉好美	
菅井製米所	白米	樺戸通	四十二年	二	汽機	菅井善治	



### 第十六章 商業

概言

概言

本村の商業は近年顯著なる進歩を爲せり而して之が中心は西小川通、對雁通の二街衢にして江別、石狩等の如きは本村に關係を有する重要な商業地なりと雖要するに内部の發達に伴ふ小賣市場たるに過ぎず札幌は本村の咽喉にして其江別よりするも篠路村よりするも交通上第一の關門たる地點に在り其商業上に於ける勢力範圍は殆ど全村に亘れり小樽は卸賣取引上重要な位置を占むると雖從來彼我取引上頗不深切の嫌あり要するに小樽商人は多利現金主義なるより薄利多賣主義なる札幌商人は其大部分を支配しつゝあるの状態なりと然れども他日石狩右岸鐵道の敷設を見るに至り當別小樽間の距離短縮せば商取引は多少小樽に支配せらるゝは勢ひの免れざる所なり之れに反して石狩町の町勢を挽回し當別石狩間の交通機關を整備すると共に金融機關を此地に設けて倉庫業を開き製造工業を起し小樽石狩間の定期航路を開始すると共に石炭木材等の貯藏場を設けたらんには當別村の産業を支配し札幌小樽の商取引を奪ふこと容易なる可し今明治四十三年に於ける本村の商業種別を示せば左の如し

#### 商業種別

種別	戸數	種別	戸數
物品販賣業	八九戸	職工業	一六
製造業	一七	料理店業	五
土木請負業	七	飲食店業	五
旅人宿業	一〇	湯屋業	三
質屋業	三	理髮業	一
木材販賣業	三	代理書業	一
行商	一一	炭燒業	一
牛馬商	一二	仲買業	一〇
		計	二〇二

#### 會社 (明治四十三年)

種類	名稱	所在地	設立年月	營業目的	資本金
合名會社	京坂農場	字獅子内	明治三十六年九月	農業	一〇〇〇円
合名會社	金玉合名會社	字西小川通	明治四十三年四月	商業	一〇〇〇円



郵便爲替

年次	爲替		振替		年金恩給額
	口數	金額	口數	金額	
明治四十三年	五六九	八四九四〇・六〇〇	六九	一九一、〇四六	二四〇、九〇〇
同 四十二年	四七三	七七九六、〇三〇	五八	一六四、三九一	
同 四十一年	五〇八	七〇六九五、八三四	三九〇	一二七、七二二	
同 四十年	五三九	八一五八五、四三四	二二六	二四一〇、八三七	
同 三十九年	五〇七三	六八三四、四二五			

郵便貯金

年次	度數	貯金高	度數	拂渡高	新規貯金人員
同 四十二年	三七八	一一五九、四六四	六八五	八〇六九、九九四	二〇
同 四十一年	三三九	八三〇九、一四一	六七六	九一九三、八二二	二九
同 四十年	三八二	二七四一、〇六二	一〇二二	一五九七、〇七四	三四〇

貯金

種別	貯金高	人員	平均	
同 三十九年	四〇三三	四五五	八五六、九七〇	五〇〇
村役場員貯金	二四、四九五	一〇人	二四、四五〇	
學校職員貯金	五九六、九〇四	三七	一六、一三三	
學校生徒貯金	一〇七九、五八三	六二六	一、五五六	
組合貯金	一七二、八〇〇	八〇	二、一五三	
組合外貯金	二六一、六四〇	一三七	八、五四五	
計	一五三四、四三二	二二〇	七、二六三	

第十七章 交通

概言

交通は社會の必要機關なるに土地廣く將來興すべきの事業多き本道の如き殖民地は交通機關完否の影響する所一層適切に感ずるものあり政府早く茲に見る所あり本道拓殖

當別村志 第十七章 交通



政策として海には汽船に補助して沿岸に航路を開き陸には拓殖鐵道を敷設して本道を縦貫し今や既に數百哩を竣成し遂に北見國の海岸に達せり然るに無限の寶庫を包容せる石狩川右岸殖民地は開拓使以來鐵道敷設の選に漏れたるは地方の發達を碍害したるの一大原因と云はざるべからず此鐵道なきが爲め生産人が年年收穫物を江別停車場若くは札幌等に運送せんとするも數十臺の馬車渡船場に輻輳して容易に渡渉する能はず互に先を争ひ日日曉天より夜半に亘り辛ふして一臺の貨物を輸送するの狀態なるを以て多額の運搬賃を拂ふにあらざれば輸送するを得ず爲めに販路閉塞し冬季石狩川の結氷時季を待て運送するの狀況なるを以て是れが爲め市場の相場變動し勢ひ其結果安價に販賣せざるべからざるの境遇に在り地味肥沃なる土地を耕して比較的富力の程度低きは一に交通不便の結果にして現に鐵道の恩澤に浴せる石狩川左岸地方の富力生産力の發達及地價の高價なるに徴するも交通機關の不備は右岸地方に大なる打撃を與へつゝあるなり今試に之れを當別村の一小區域に例証言及せんとす

當別村の地勢たるや當別川流は東西の峯巒相對峙し下流即ち本村と稱する地方は平坦開濶なる沖積土にして當別川源を濱益、厚田、石狩、郡界佐宇朱岳の麓に發し音根苗仁奈留奔當別、知來宇朱當別川等の諸流を入れ緩流して宇當別太に至りて石狩川に注ぎ石狩川又本村の東南西部を包容して蜿蜒石狩町に至り石狩灣に朝するが故に交通殆ど孤立の狀態にして嘗に生産業の發達を碍害するのみならず運輸交通の不便と河水の

汎濫は住民の不安を招き斯村發達の上に大なる影響を與へつゝあるなり然れども十五年經營案の石狩川放水路開鑿せられ石狩川右岸鐵道の敷設を見るあらんか久しく籠城の姿なりし本村の産業は一躍して破天荒の勢ひを示し農産に林産に鑛産に將た工業に大なる發展を顯はすは固より識者の論を待たずと雖近く札幌軌道株式會社の軌道を延長して本村の中央部に達せしめんとの計劃なり此線路にして事實となるの曉きには物資と旅客を輸送する上に於て多少の便を得るや勿論なりと雖是れに依りて本村の交通機關を整備せんとするが如きは其經濟眼の幼稚にして前途頗る憂ふるものあり此の計劃は寧製産者の前程に妖雲を起さしむるの嫌あり村人は此際進んで右岸鐵道の敷設を絶叫するか然らずむば石狩町に達するの馬車鐵道を敷設して札幌間の貨物運賃を節減するの策に出でずむば本村の生産者は永遠に商人と運送業者の爲め生血を啜らるゝの不幸や免れざる可し是れ石狩及當別人士の深く留意を要する重大問題なりとす左に本村交通の狀況を表示して孤立せる實狀を掲ぐ

道路

縣道の部

名	稱	起點地名	終點地名	延	長	經過地名
---	---	------	------	---	---	------



札幌留萌街道	字對雁通、樺戸通、南七號	字中小屋、字篠津川	五、〇〇	字對雁通、樺戸通、金澤、中小屋
厚田峰延街道	字青山月形、村界	字青山奥、厚田村界	一、二六	字青山、字青山奥

里道の部

名 稱	起 點 地 名	終 點 地 名	延 長	經 過 地 名
中央街道	字對雁通、樺戸通、分岐点	字青山、厚田峯延街道	五、二七	字對雁通、西小川、通辨華別、青山
石狩街道	字川下、中央道路	字高岡、石狩郡界	三、〇二	字川下、木澤、大澤、獅子内、高岡
川下道路	石狩	字ヒトエ十一線渡	三、〇〇	
當別太道路	字獅子内、中央線	船場、字當別當別太	一、〇四	
高岡道路	起點、石狩街道	字高岡石狩街道	一、〇四	
新篠津道路	字對雁通、札幌留萌街道	新篠津村界	一、〇九	
東小川道路	字東小川通、字前中央道路	字辨華別	二、二五	
田の澤道路	字西小川通、六軒町中央道路	字材木澤、石狩街道	三、三二	
三號線道路	字當別太十六線南	字ヒトエ石狩生振	二、二五	
中山小道路	字號、中山小屋、札幌、留萌街道	村界、青山中山ノ澤、中央道路	二、二七	
青山奥道路	字青山奥、峯延厚田街道	濱益村界	五、二七	
與當別街道				

計	—	—	三、〇二	—
---	---	---	------	---

渡船場

官設の部

渡船場名	創設年月日	人渡船	馬渡船	河川名	通 路
青山渡船場	明治三十二年七月二十日	—	—	當別川	江別當別より青山奥を經て厚田濱益に至る
青山奥渡船場	同三十四年十二月二日	—	—	同	月形當別より青山奥を經厚田濱益に至る

私設の部

當別太渡船場	同二十六年十月十八日	—	—	石狩川	當別篠路間
十二線渡船場	同四十年五月三十日	—	—	同	同
茂平澤渡船場	同三十二年十二月十五日	—	—	當別川	辨華別茂平澤間
川下渡船場	同四十二年八月十日	—	—	同	部内往復

驛 遞 所

所在地	創設年月日	道路	業 態	備付官馬	隣驛との距離
				牝	



字西小川通	明治三十三年五月十六日	飯室縣道札	人馬繼立	四	石狩驛へ四里四町對雁驛
字青山奥	同三十四年十一月八日	幌留前線	人馬繼立	二	月形驛へ三里八町
字奔當別	同四十三年十一月十日	田峯延線	宿屋	二	當別驛へ三里八町
計		當別道路	同	四	當別驛へ三里八町
				六	泥川驛へ四里九町
				一	三十八町

### 第十八章 教育

概言

明治四年九月本村移住開拓使貫屬伊達邦直君の舊臣鮎田如牛氏主唱と成り堀建て小屋を建設して校舎に充て自ら教鞭を採り讀書を旨とし筆算習字を課して兒童教育を爲す是れ本村に於ける兒童教育の始源とす當時篠路村、上手稻村、白石村等に寺小屋的教育機關ありて札幌附近其類側を見ざるもの、如し時の松本開拓判官移民狀況視察として本村に出張せられ私設教育の實況を參觀ありて兒童を訓勵せられ歸廳後一幅の書畫を揮毫せしめ且自副書して寄せらる書は開拓御用係船越長善氏の編笠を冠し長刀を帯び鋤を持って農耕するの圖にして詩は開拓大典山田宗任氏之を書し判官の執筆に「勉哉々々當別諸秀生勿空詩與畫之意」と而して其古詩左の如し

古之兵皆農、農富兵亦強

松木判官  
寄贈の詩

古之士皆農、農朴士亦良  
兵農一以分、甲冑無餘糧  
士農一以分、耒耜無文章  
分之則兩傷、合之則一理  
請語當路人、治亂實此始

當別學校  
設置

明治十三年當別學校を字下川通に設けて住民の子弟を教育することゝなれり茲に於て多年兒童教育の任に當りたる鮎田如牛氏は戸長吾妻謙氏に代りて同年二月戸長に任せらる鮎田氏經營の校舎は當別小學校の前身にして今の當別尋常高等小學校是なり二十年本道學制の改正に依り當別學校簡易料に變更せらる二十五年當別尋常高等小學校辨華別分教場獨立して當別第一尋常小學校となる三十四年字東裏に東裏教育所を創設す三十八年字川下に川下教育所を創設せられ四十一年字二股に二股教育所を創設し四十二年三月青山奥教育所當別第三尋常小學校となる其二月青山教育所教員松本文八氏本道小學に從事し勵精其職を盡し成績見るべきものなりと爲し道廳長官より目錄の通賞

二股教育  
所

就學歩合

與せらる此月中村村長退職吾妻助役村長に任せられ中村村長時代は著しく教育の進歩を促せり即ち明治四十三年末學齡兒童總數男八百六十六人女六百三十三人にして就學歩合九八、九九の好成绩を示す故に中村村長は四十一年二月十一日小學校教育の普及獎勵に努め其効見るべき者ありて北海道廳長官より目錄の通り賞與せらる四十三年三



學校に賞金を賜ふ  
鈴木學校に賞金

最良の遺産を最良の教育

尋常小學校設立

月二十二日北海道廳長官は當別尋常高等小學校に對し其校職員一致共同して職務に努め教授訓練の成績見るべき者あり其賞として金五十圓を交付せらる又同日當別尋常高等小學校訓導兼校長鈴木信行氏に對し多年本道小學校教育に従事し常に修養に努め勵精其職に盡し殊に其校に勤績すると十四箇年成績見るべきものあり目錄の通賞與せらる四十四年字青山に青山教育所を創立す前記の外本村には特別教授場二校ありて教育の程度比較的進歩の状態にありと雖當別川に沿ひる部落の延長十數里に亘り教育の統一を欠き加之其施設年々膨脹するの傾向ありて之が負擔に堪へざらんとす  
前述せる如く本村に於ける教育事業は最も進歩發達したるもの一なり原來永遠なる國家の運命を培養せむとするには固より教育の力に據らざるべからず最良の遺産は最良の教育に在り然れども我國の一般教育の景勢を見るに稍實業教育に趨らむとするの傾向あり農村の教育施設は須らく茲に留意し其施設の中庸を取るは刻下の急務なりとす抑も本村の教育事業たるや明治五年寺小屋式の校舍を設置せしより以來明治十三年の交に至る迄何等の施設なく殆ど放抛して顧みざるものゝ如くなりしも戸口の増殖と共に逐年兒童の數を増し一校舎を以て數多の兒童を收容し能はざるに至り實際必要に逼り校舎の増設を促し官民共に悟る所あり二十五年以降稍教育上に考慮を傾け辨華別分教場を獨立して尋常小學校と爲し尋て當別第一尋常小學校同第二尋常小學校同第三尋常小學校同第四尋常小學校及び分教場教育所特別教授所等今や其數十四箇所の多き

學齡兒童

に達せり左に學齡兒童數及び小學校、學校教員、農業補習學校、教育費、學校醫、學務委員等を示す

年次	就學		不就學		合計		就學歩合	
	男	女	男	女	男	女	男	女
明治四十三年	1,025	730	5	7	1,030	737	99.5	99.6
同 四十二年	900	630	5	10	905	642	99.4	99.2
同 四十一年	859	619	6	10	865	633	99.2	99.5
同 四十年	673	569	5	4	678	605	99.5	99.8
同 三十九年	869	651	15	69	884	708	99.4	99.6

小學校 (明治四十三年)

學校名	學級	教員	生徒		卒業		計
			男	女	男	女	
當別尋常小學校	二	二	297	110	39	17	56
同 金澤分教場	一	二	39	170	1	1	2
同 中小屋分教場	二	三	3	5	5	7	3



同 獅子内分教場	二	三	四	二〇	二	六	八
同 高岡分教場	二	三	三	五	六	四	〇
同 第一尋常小學校	三	三	二	九	二	六	二
同 第二尋常小學校	三	三	三	九	二	四	六
同 第三尋常小學校	二	三	三	七	八	六	三
東 裏 教 育 所	二	三	三	七	八	六	三
川 下 教 育 所	一	二	三	七	八	六	三
青 山 教 育 所	一	二	三	七	八	六	三
二 股 教 育 所	一	二	三	七	八	六	三
三 番 川 教 授 所	一	二	三	七	八	六	三
四 番 川 教 授 所	一	二	三	七	八	六	三
計	三	九	三	一	一	七	一

學校教員 (明治四十四年三月)

小學校本科正教員	尋常科正教員	小學校准教員	尋常科准教員	代用教員	計
男	女	男	女	男	女
四	一	五	六	一	七
計	計	計	計	計	計
男	女	男	女	男	女
一	一	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計
四	一	五	六	一	七

農業補習學校 (明治四十四年三月)

第一農業補習學校	一	一	一	一	一	一	一
第二農業補習學校	一	一	一	一	一	一	一
計	二	二	二	二	二	二	二

教育費

年 度	村費總計	教育費	村費に對する教育費歩合	教育費一戸當	教育費兒童一人當
明治四十三年	二〇三七、〇四〇	一七五三、二二六	五、三三	六、九七五	七、三三二

學校醫 (明治四十四年三月)

學 校 數	學 校 醫 數	手 當
一四	二	六〇、〇〇〇



### 當別尋常高等小學校沿革

明治四年四月(陰曆)舊仙臺藩支封岩出山海主伊達邦直其舊臣百餘戸を率ゐて石狩郡聚富の地に移り開拓に従事す當時本道到る處創業の運に際し未だ一校の建設せらるゝものなく新移の民衆頗る子弟の教育に苦む是に於て鮎田如牛の惟を草藎に下し子弟を教育す越て明治五年五月更に當別に移るや復子弟を集めて教育し獎むるに實學を以てす子弟駿乎として學に進む是れ實に本村教育の濫觴なり次て明治六年官教育所を本村に設くるに及んで如牛の私塾を以て之に充つ後明治十二年六月當別小學校新になり教育所の生徒を此に徒し荒砥琢哉教師に任せられ是れ本村に於ける公立小學校の始めなり爾來年を閱する數十有五其間諸道の民衆來り住するもの年と共に多く從て入學兒童の數を増加し校舍次第に狹隘を告げ且つ廢頽に傾けるを以て明治二十六年八月校舍四十七坪を改築し當別尋常小學校と稱す是より先き明治十五年四月官制の改革と共に簡易小學校たりしが是に至りて尋常小學校となり西川正宏訓導に任せらる明治二十九年十一月校舍六十坪を増築し又高等科を併置し當別尋常高等小學校と改稱し現任鈴木信行訓導兼校長に任せらる

明治三十九年三月元校舍を字東小川通百二番地に移轉し同時運動場教室等を増築す  
 明治四十年九月廿四日 御影奉置所(煉瓦造)新築成り奉選式を舉行す 當村醫池田一修四十二歳祝賀記念

して一百圓を奉置所建築費の内に寄附せしものに村費を加へ造りしものなり  
 一致共同克く其の職に努め教授訓練の成績見るべきものありとして金五十圓交附せられ同時に學校長鈴木信行多年本道教育に盡し且當校にあること十四箇年其成績佳なりとして長官より選賞せらる

明治四十五年二月十一日學校長鈴木信行教育の功により文部大臣より選賞せらる  
 現在學級十一、 兒童數 男四一七 女三〇五 七二二  
 外に分教場四、 學級七

鮎田如牛 私立校開業年月日  
 明治四年九月 聚富に於て開業 男三十五名 女二十三名  
 明治五年五月當別に移住引續き教授せる由

松本判官より學校に交附せられし幅  
 古之兵皆農富兵亦強古之士皆農農朴士亦良兵農一以分甲冑無餘糧士農一以分耒耜無文章分之則兩傷合之則一理請語當路人治亂實此始

源 清 風 書  
 勉哉々々當別諸秀生句空詩與畫之意  
 松本狂生謹誌  
 畫 劍を帯びて耕せる處



鮎田如牛先生碑

先生鮎田名如牛號盛衰軒自其先生鮎田大隅仕伊達氏至先生十四世世住陸前國岩出山爲鄉閭著姓矣明治維新今從六位伊達君上北陸拓土議朝議可納之乃典其舊臣百餘戶遷石狩國邑干當別川之澗先生亦從爲先生幼好經學善詩賦又能講韜略爲人寬厚貴禮讓濟財利德望冠一鄉始爲鄉覺教授訓誨有方子弟駸乎進學後擢爲伊達氏宰其移常別也所到老樹翁爵實爲熊狼之窟人皆苦生活何暇及子弟教育先生慨然嘆之授業於草廬數年未曾一日廢及榛莽已闕官設學校舉爲教師後爲當別村戶長以明治二十年四月十四歿葬子邑之西林配鵬日民有一女無男養富岡某次子小隅以爲嗣子配其女歿後一年邑子弟追慕其德與故國門人等謀刻碑以傳不朽烏鹿足以慰先生之靈乎

第十九章 衛生

概言

概言

病院

醫院

衛生機關としては唯村内各部落に衛生組長及組長代理を置きて常に警察の指導に依りて活動するに過ぎずして一年春秋の清潔法施行位に止まり格別公衆衛生に重きを措かざるものは是れ本村は交通不便なるを以て自然悪疫流行すること少なく其の外界の刺撃少なきの致す所にして其團體の奮はざるも敢へて咎むるに足らず又憂へざるも可なり然れども植民地の弊として小學兒童のトラホーム症の多きに至りては亦憂へざるべからざるものあり特に學校には囑托醫を備へて公衆衛生に當らしめつゝあるも之を全治するには相當經費を要すると醫師の分布少なき爲め青山及青山奥・奥當別地方に到りては醫院へ五里乃至十數里を隔つるに依り甚だ不便を感じつゝあるなり

當別病院 は本村中央部宇西小川通に在り院主池田一修氏の私設に係り當初は相當の補助ありしも今は單に村有の建物を使用するのみにて別に補助を受けず院務に執筆しつゝあり氏は夙に院長として村内の衛生界に貢献する處少なからず

老川醫院 對雁通に在り院主老川雪房氏は元軍醫にして近來獨力巨資を投じて宏大なる醫院を建築したり其設備の完全なると刀圭界に於ける信用と徳望と相並んで營業益盛なり



菅醫院 字六軒町の近傍西小川通に在り院主管菅芳治氏の經營にして學校醫の囑托を兼ね開業以來名聲嘖々斯界の若手として隆昌を極めつゝあり  
 而して之を古に稽ふるに明治四五年の交本村には未だ開業醫なく石狩官立病院醫員が患者ある毎に其招きに應じて診療するの狀態なれば相互の不便擧げて言ふべからず是故に邦直氏常に衛生狀態に留意し官立病院設置の件明治十一年黒田開拓長官に對し本村開拓要旨上申書九箇條項中其五項に於て公立病院設立の件を述べたり而して其後公立病院の設置を見たるも逐年民力發達するに至り之を廢止して村醫を聘用す後亦之を廢止す左に醫師其他傳染病患者及死亡、死亡者病類別等を示す

醫師藥劑師其他 (明治四十三年)

醫師	藥劑師	產婆	藥種商
六	一	一	一

傳染病患者及死亡

年次	病名	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	計
明治四十三年	腸室扶斯	三	一	實扶的里亞	一〇	痘	一	一四
	瘡							四

同 四十二年	三	一	六	一	九	一	四
同 四十一年	一	一	四	一	五	一	四
同 四十年	一	一	五	一	六	一	四
同 三十九年	六	一	〇	一	六	一	四

死亡者病類別 (明治四十三年)

死亡者病類別	男	女	計
腸室扶斯	一	一	二
麻疹	二	一	三
實扶的里亞及格魯布	二	一	三
流行性感胃	一	二	三
肺結核	七	三	一〇
結核性腦膜炎	一	一	二
臟器之結核	三	一	四
癌腫	一	一	二







二個の教會所を設けて各力を傳道に盡しつゝあり而して本村に於ける寺院は明治三十年以降の建立に係り天理教會所は同三十一年以降の設立に係るを以て多數の信徒を見るに至らずと雖檀信徒の勧誘上頗る注目するの値ひあり

### 神社 佛閣

#### 神社

神社 本村に於ける神社は無格社にして二社あり阿蘇神社は大字當別村に在り祭神は仙臺藩祖伊達政宗十世の孫伊達邦直にして邦直は本村を開拓したるの功勞甚大なりしを以て村民其德に報へむ爲め祭祀したるものなり明治二十九年六月に至り村社として公認せらる氏子數二百八十五人を有す西當別神社は當別村字當別太に在り祭神は天照大神、豊受大神、沼河姫大神、八幡大神、大國主大神の五柱祭祀の件四十二年一月公認せらる該社殿は氏子等國分傳二郎氏を建築委員長に擧げ氏が熱誠の盡力に依り其功を竣へたり氏子數二百人を有す此外各部落には種種の社殿を奉置して祭禮するありと雖皆私設に係り隨て其氏子と稱する者も亦少數なり

### 寺 院

#### 寺院

大成寺 は真宗大谷派に屬し阿彌陀如來を本尊とし字東小川通りに在り堂宇間口最長十七間本堂庫裡兼用此坪數百十四坪二合五勺境内坪數一千七百五十一坪檀徒四百六人を有し武田寂榮師現住職たり

勝圓寺 は真宗大谷派に屬し阿彌陀如來を本尊とし字西小川通に在り境内坪數七百坪檀徒八百十七人を有し上山慈眼師現住職たり

專教寺 は真宗三門徒派專照寺の末寺にして阿彌陀如來を本尊とし字美登江に在り堂宇間口七間向拜間口三間庫裡間口六間廊下五坪等にして境内坪數一千坪境外附屬地畑十町歩檀徒百六十二人を有し秀里大壽師現住職たり

本寺は明治三十七年四月六日創立出願同年七月六日許可同四十年十一月六日落成す是より先明治二十九年秀里師本山の命に依り本道巡回中生振村に出張其七月歸山す然に該村信徒の請に依り同師再び出張說教所の創立を見たり次で當別村字太夫に於ける 移民中右說教所の信徒と成る者あり之等布教の爲屢往來中同地に說教所設立の件協議あり後之を設立す今の專教寺是也同寺は明治三十年本山より永代内陳本座地に編入同年同山より山額給與せられ四十三年に至り管長北海道巡視の際同寺に巡泊し特に眞蹟の九字十字の名號給與其八月同寺の爲書一通給與せらる如斯は同宗末に寺對する破格の恩賞なりと云ふ

觀連寺 は真宗大谷派に屬し阿彌陀如來を本尊とし字中小屋に在り堂宇本堂間口六間向拜間口二間庫裡間口最長六間便所間口二間境内坪數三千六百十三坪檀徒九十人を有し桑谷觀連師現住職たり

真宗大谷派說教所 は字高岡に在り檀信徒少數なる爲未だ寺號公稱に至らずと雖現住職松本法道師設立以來熱心布教に努むる所あり早晚一寺建立するに至る可しと云ふ氏は布教上經驗に富み且博識相兼ねるを以て高岡分教場設置前に在りては所謂寺小屋式

#### 說教所



教育の任務を盡せり

真宗大谷派説教所 は字獅子内に在り現住職は岡徹道師多年布教に盡力する所あり近時寺號公稱の協議中なりと師は字獅子内開創の當時寺小屋式教育の任務を盡せりと真宗本朝派説教所 は字中小屋に在り未だ寺號公稱に至らず現住職は山田大念氏なり日蓮宗説教所 は字辨華別に在り總代日野藤兵衛外五名の願に對し明治三十五年二月設置の許可を受けたるも未だ寺號公稱に至らずと雖現住職池田是要氏は熱心法門教導の結果早晚一寺建立を實現するに至る可し師は博識經驗兩つながら備はり布教も亦熱心なり

曹洞宗説教所 は對雁通に在り大正二年五月白井絶山師來任し法門教導の結果四來の信徒雲集し増増隆法ならんとす現今信徒總代遊佐宗三郎氏其他寺號公稱の協議中なり真宗大谷派説教所 は青山奥に在りたるに檀信徒少數の爲閉所す而して本村に於ける神社寺院及説教所數を表示せば左の如し

神社及寺院説教所數 (明治四十三年)

無格者	計	真宗	計	神道	佛	日蓮	曹洞	計
二	二	四	四	二	四	一	一	八

第二十一章 風教

概言

本村には札幌外四郡教育會當別支會、當別高等小學校同窓會等風教に關する諸會ありて地方風教の改善 會員の親睦、智識の交換其他各部十六の青年會ありて身體の鍛鍊精神修養、智徳増加、風教改善等各會則を制定し以て今日に至る今茲に風教に關する諸會及高岡青年自強會、當別中央青年會太美青年會、獅子内青年會、金澤青年會、對雁通青年會、中小屋青年會、辨華別青年團等の近狀一班及青山に於ける野村農場主野村虎雄氏の慈母野村トヨ子氏の略傳等を示す

風教に關する諸會

名	稱	創立年月日	會員數	目的事業
札幌外四郡教育會當別支會	同窓會	明治四十年十二月	三五	教育の向上地方風教の改善
當別高等小學校	同窓會	同 三十五年一月	三〇〇	會員の親睦智識交換
青年修養會	同	同四十二年二月十二日	四〇	身體の鍛鍊精神修養智徳増進と風教の改善
太美青年會	同	同三十年六月	九七	智徳の涵養勤儉貯蓄風教の改善公共事業



獅子内青年會	同	三十九年七月	四 風教の改善農事獎勵	
高岡青年自彊會	同	三十年十月	八〇 智徳修養農事改良勤儉貯蓄地方風教の改善戊辰詔書の普及	
青山青年會	同	四十一年十月	二六 智識の交換會員相互の親睦	
二股青年會	同	四十二年十二月	三 風教の改善農事の改良尙武獎勵勤儉貯蓄公共事業普通教育の奨励	
三番川青年會	同	四十三年十二月	二四 共同一致普通教育獎勵風紀改善	
四番川青年會	同	四十四年一月	二六 勤儉貯蓄慈善事業	
對雁通青年會	同	四十一年六月	五〇 智徳の涵養風紀改善	
材木澤青年會	川下青年會	金澤青年會	中小屋青年會	東裏青年會
茂平澤青年會	當別中央青年會			

### 當別村字高岡青年自彊會

沿革 本會は元高岡青年同志會と稱し明治三十五年中の設立に係り十五歳以上二十七歳以下の青年男子を以て組織したりしも其事業としては祭典の斡旋軍人の送迎を爲す等に過ぎずして殆ど効果の見るべきもの少かりしを以て明治四十一年の頃に至り一、二有志によりて改造振興の要を聲言せられたりしも時機未だ到らずして實現の運に至らざりしが恰も良し戊申詔書の煥發に遭ひ其議再び唱導せられ終に明治四十三年一月

七日大改造の實舉り會則を制定し名稱を改めて現會となれり當時の改造に方り發起人として専ら其衝に當りしは鷺坂右衛門村本勝正田岡信市北喜勘六曾川喜平其他の諸氏にして改造第一次の會長は名譽會員村長吾妻阿蘇男氏第二次の會次は特別會員田岡信市氏第三次は次名譽會員助役塩谷恒治氏第四次則本年度の會長は田岡信市氏にして大正二年一月の總會に於て會則を補刪し益隆運を致せり

所在地 石狩郡當別村字高岡にして事務所は高岡分教場教員住宅内にあり

目的 戊申詔書の御趣旨に遵ひ會員の智徳を修養し農事の改良を圖り共同一致勤儉貯蓄の美風を馴致し將來鞏固なる自治團體の基礎を造り健全なる地方部落の發達を期す組織 當別村字高岡部落居住十五歳以上の者を以て組織するを本體とし時に他の部落居住者と離入會し得る特例あり

一會員の種類及人數 正會員(十五歳以上) 五十七名 特別會員(二十八歳以上) 四十四名 名譽會員(本會に特別功勞ある人 入學識名望ある人) 四名 計百〇五名

維持の方法 會則に於ては本會の經費及基本財産の造成は會員の會費若くは夫役又は寄附物件を以て充當することとなり居れるも改造以來は専ら夫役を以て得たる勞銀を以て充當し現在、將來産業組合組織の際其の資金たらしめむ目的の基本金郵便貯金一百五十圓其他二百餘圓計三百五十圓餘を有せり

現在施設事業講話會 昨明治四十五年及び大正二年の各三月中村農會開催の農事講話